

令和6年度 第1回  
士別市振興審議会

議 案

日時：令和6年4月26日(金) 午後4時10分～

会場：士別市役所 3階 議場

## 会議資料一覧

《資料1》別添 士別市まちづくり総合計画（2018年度～2025年度）

《資料2》第2次士別市まちづくり総合計画の策定方針について

《資料3》第2次士別市まちづくり総合計画・意見提出用紙

《資料4》士別市振興審議会条例

《資料5》士別市まちづくり基本条例

《資料6》令和6年度わかりやすい予算書について

# 会 議 次 第

1 開 会

2 委 嘱 状 交 付

3 委 員 の 紹 介

4 市 長 挨 拶

5 議 事

(1) 会長、副会長の選任について

《 諮 問 》

(2) 第2次土別市まちづくり総合計画の策定方針について…《資料1～5》

6 情 報 提 供

(1) 令和6年度土別市わかりやすい予算書について…《資料6》

7 閉 会

- Shibetsu City -

地域力

天塩の流れとともに  
人と大地が躍動する  
すこやかなまち



 士別市まちづくり総合計画

2018年度～2025年度



## 市長挨拶

「まちづくり」とは、すべての市民がまちに活気とやすらぎを感じ、将来の夢を託して心豊かに暮らし、「住んでよかった」と思えるまちを築き上げていくことにあります。

私たちのまちには、広大な市域に広がる豊かな自然や先人たちが大切に守り育んできた産業・歴史・文化・伝統など、多彩な魅力のほか、温かい人情や人々の知恵と行動力を結集した力強い「市民力」と「地域力」があります。それらを融合しながら、連綿とまちづくりを進めてきました。

本市では、少子高齢化による人口の減少やそれに伴う地域コミュニティ機能の低下、行財政の健全運営、農林業や商工業の振興、想定を超える自然災害への対応など、取り組むべき課題が山積しています。こうした課題とともに、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくため、「市民が主役」という基本的な考えを念頭に、市長の任期と連動させた前期4年の実行計画、後期4年の展望計画のもと、これからのまちづくりの指針となる「士別市まちづくり総合計画」を策定しました。

さらに、各地区内の市民や自治会などが『連携』し、将来にわたって活力ある地域を維持するため、市内8地区で地域づくりの指針となる「地区別計画」を策定しました。

市民一人ひとりが、あらゆる場面で地域の主役となることを基本に、市民・議会・行政の3者の『連携』のもと、より開かれた市政を推進するため、本計画は揺るぎない牽引力を発揮するものと確信しています。

計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました関係各位に対しましては、心からお礼申し上げますとともに、計画の目標を達成するため、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30(2018)年3月

士別市長 **牧野勇司**



# 目次

## ■ はじめに

1 総合計画の策定にあたって	2
2 土別市の概況	4
3 市民憲章・都市宣言	6
4 わがまちの個性	8
5 時代の潮流	10
6 計画策定にあたっての視点	12

## ■ 基本構想

1 計画の構成	16
2 めざす都市像	17
3 基本理念	18
4 将来人口	22
5 土地利用	23
6 計画の体系	24

## ■ 基本計画

第1章 健やかで豊かな心育むまちづくり	30
第1節 医療	31
第2節 保健・健康づくり	32
第3節 福祉・介護・社会保障	33
第4節 子ども・子育て支援	35
第5節 教育	36
第6節 生涯学習・文化・スポーツ	38
第7節 防犯・交通安全・消費生活	40
第2章 魅力と活気あふれるまちづくり	42
第1節 農業・林業	43
第2節 商業・工業	44
第3節 観光	46
第4節 合宿・企業誘致	48
第5節 雇用・勤労者福祉	49
第6節 環境・エネルギー	50
第7節 公園・緑地・河川	52
第8節 住宅・情報通信	53
第9節 上水道・下水道	54
第10節 道路	55

第3章 市民の力で未来へ歩むまちづくり	58
第1節 市民参画・協働	59
第2節 人権・男女共同参画	60
第3節 コミュニティ	61
第4節 地域間交流・移住	62
第5節 都市計画・交通	63
第6節 防災・消防・救急	65
第4章 行政・財政	68
第1節 行政・財政	69

## ■ 財政の見通し

財政の見通し	72
総合計画期間の財政収支見込み	73

## ■ 資料編

＊ 市民参画による計画策定	76
＊ 土別市まちづくり総合計画の策定経過	77
＊ 土別市振興審議会への諮問	83
＊ 土別市振興審議会からの答申	84
＊ 土別市振興審議会の構成	86
＊ 次期総合計画検討市民委員会からの提言	87
＊ 次期総合計画検討市民委員会の構成	89
＊ 個別計画一覧	90
＊ 字句・用語の解説と参考	91

## ■ 地区別計画

地区別計画（8地区）	別冊
------------	----







# はじめに

- 1 総合計画の策定にあたって
- 2 士別市の概況
- 3 市民憲章・都市宣言
- 4 わがまちの個性
- 5 時代の潮流
- 6 計画策定にあたっての視点

### (1) 策定の背景

「土別市」は、旧土別市と旧朝日町が合併する際の「新市建設計画」を踏まえて策定した「土別市総合計画」に基づき、住民相互の融和と一体感の醸成を図るなかで、計画を推進してきました。今後も、合併の効果が最大限に発揮されるよう、まちづくりを進める必要があります。

地方自治体を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、経済の停滞、自然災害に対する市民意識の向上、広域連携や地方創生の推進など社会情勢も含めて大きく変化しています。

こうした時代の変化に的確に対応するため、本市がめざすべき将来像や目標を定め、その実現に向けて市民と議会、行政が連携し、力を合わせながら、まちづくりを進めるための基本方針となる「土別市まちづくり総合計画（以下、「総合計画」という。）」を策定するものです。

この総合計画の策定にあたっては、市のホームページや広報紙による情報発信はもとより、土別市振興審議会をはじめ、次期総合計画検討市民委員会や市民アンケート、中高生アンケートなどを通じて市民参加の機会を設け、広く市民の声を取り入れながら計画づくりを行いました。

### (2) 総合計画の位置づけ

- ▶ これまでの総合計画は、議会の議決を経て、基本構想を定めることが義務づけられていましたが、地方自治法の一部改正により、この策定義務がなくなり、基本構想の策定及び議会の議決については、市町村の判断に委ねられました。
- ▶ 本市では、「土別市まちづくり基本条例」で、総合計画をまちづくりの最上位計画として位置づけ、その策定を義務づけるとともに、「土別市議会基本条例」において、総合計画の基本構想及び基本計画を議決事件に指定し、その重要性・必要性を明確化しています。
- ▶ 総合計画は、めざすべき将来像の実現に向けて、取り組むべき施策を体系的に示すとともに、医療や福祉などの各分野における個別計画の方向性を示すものです。
- ▶ 総合計画は、多様な社会潮流の展望や夢のある発想のもとに、中長期的視点に立って、すべての市民が充実した日々を過ごす生活基盤を築けるよう、本市のまちづくりの基本方針となります。



### (3) 地区別計画の考え方

#### ① 地区の区分

- ▶ 地域としてのつながりや産業構造などを勘案し、主に小学校区を単位として地区を設定し、市内を8地区に分けました。
- ▶ 地区別計画は、中央南地区、中央北地区、中央西地区、中央農村地区、朝日地区、上士別地区、多寄地区、温根別地区で策定します。

#### ② 計画の内容

- ▶ 地区別計画は、総合計画と一体的な計画として位置づけ、市内8地区の現状や課題、歴史などを踏まえ、「将来の地域づくりの目標」や「地域づくりの取り組み」を定めます。

#### ③ 計画の今後の方向性

- ▶ 地区別のまちづくりを進めていくにあたっては、地域資源の活用や地域課題に対して、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を育み、住民主体の地域力を一層推進していく必要があります。
- ▶ 「地域づくりの取り組み」は、地域が主体となって実施し、行政と連携のもと、推進を図ります。

#### (4) 個別計画との関係

- ▶ 個別計画は、最上位計画である総合計画に基づいて策定する施策の特定分野に関する計画であり、対象となる分野の将来像や目標を掲げ、その実現に向けた具体的な取り組みなどを示すものです。
- ▶ 個別計画の策定にあたっては、総合計画を踏まえるとともに、計画内容の検証や見直しなどを行いながら、総合計画との整合を図ります。

【計画の構成】



**(1) 位置・地勢**

本市は、北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々に囲まれ、北海道第2の大河「天塩川」の源流域にある水と緑豊かな田園都市です。

本市には、JR宗谷本線や北海道縦貫自動車道をはじめ、国道や主要道道が接続しているなど、周辺都市とのネットワークは良好な条件にあり、北海道の中心都市である札幌市までは、車で約2時間半、JRでは約2時間でアクセスできます。

その市域は、東西に58km、南北に42kmに広がり、行政面積は1,119.22km<sup>2</sup>を有していますが、その約74%を山林が占めています。

気候は、上川北部の盆地にあるため、四季の変化がはっきりとした内陸性気候で、5月から9月上旬までは比較的高温多照に恵まれますが、気温の日較差が大きく、年較差も大きなものとなっています。

また、11月中旬から降り始め、まちを約半年にわたって白く覆う雪は、平地でも1m、山間部では2mを超えるなど、積雪寒冷な豪雪地帯でもあります。

なお、平成29(2017)年の最高気温は32.0℃、最低気温は-26.4℃で、年間平均気温は6.1℃となっており、年間日照時間は1,534時間、降水量は999mmとなっています。

**(2) 沿革**

本市開拓の歴史は、天塩川流域の豊富な水と肥沃な大地や緑の山々など、豊かな自然に恵まれるなかで、屯田兵の入植や御料地の貸下げなどを背景に、先人たちの開拓精神とたゆまぬ努力のもとで、農林業を基幹産業として発展してきました。

明治32(1899)年に、最北で最後の屯田兵の入植によって開拓の礎がおろされた旧「士別市」は、昭和29(1954)年に当時の士別町・上士別村・多寄村・温根別村の1町3村が合併し、道内20番目の市として誕生しました。

一方、明治38(1905)年の御料地貸下げによって開拓の歴史が始まった旧「朝日町」は、昭和24(1949)年に上士別村から分村独立し、昭和37(1962)年に町制を施行しました。

現在の「士別市」は、平成17(2005)年に、旧「士別市」と旧「朝日町」が合併して誕生しました。

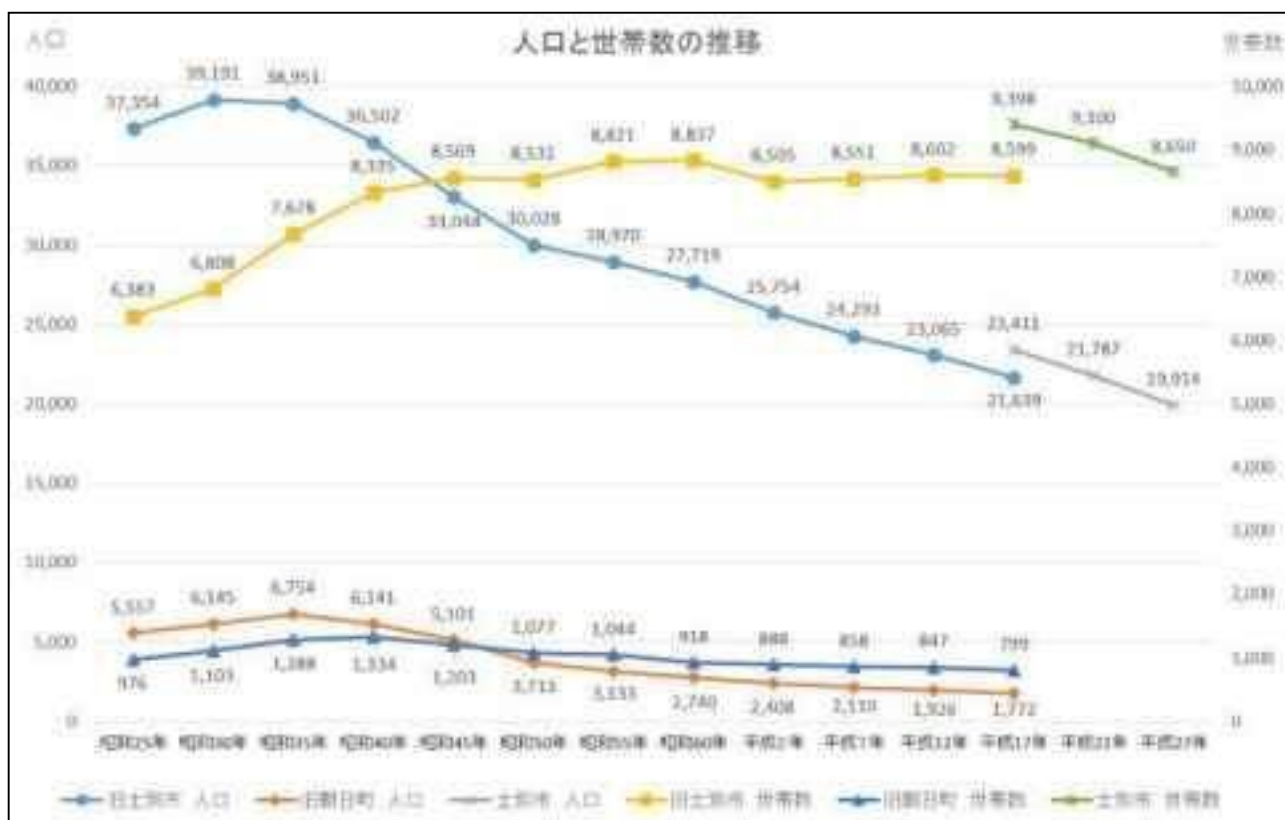


### (3) 人口・世帯

本地域の人口は、昭和 45(1970)年頃から、離農や都市部への労働力の流出などによって過疎化が顕著となり、その後も減少傾向で推移していますが、世帯数は微増から横ばい傾向となっており、一世帯当たりの構成人員は減少している現状にあります。

平成 2 (1990)年から平成 27(2015)年までの5年毎の経年変化で見ると、年少人口の割合が 17.3%から 12.3%、生産年齢人口においても 66.6%から 58.8%へ減少しているのに対して、老年人口の割合は 16.1%から 28.9%へと増加し、顕著な少子化と高齢化を示しています。

人口の減少と少子高齢化が進むなかにあっても、緑豊かに元気で活力あふれるまちの実現に向けて、潤いある都市機能の整備や快適な生活環境づくりを進めながら、合宿や自動車等の試験研究、観光・レジャーなどによる交流人口を増やす取り組みを進めています。



国勢調査による人口及び世帯数

(1) 市民憲章

まちづくりのための行動目標となるよう、簡潔で子どもたちにも理解しやすく、親しみや愛着を抱けるような憲章として、合併後に制定しました。

わたくしたちは、天塩川の源流にはぐくまれた土別市民です。  
屯田の開拓精神をうけつぎ、人と大地が躍動するすこやかな  
まちをつくるため、この憲章を掲げ実践に努めます。

1. 自然を愛し 美しいまちをつくります
1. 人を愛し 心ゆたかな文化のまちをつくります
1. しごとを愛し 活みなぎるまちをつくります
1. スポーツを愛し 元気なまちをつくります
1. 夢を語り 未来に広がる明るいまちをつくります

(平成 17(2005)年 10 月 14 日制定)



## (2) 都市宣言の推進

私たちのまち士別市は、平和な国際社会の実現、安全・安心な地域づくり、そしてすべての市民が健康でいきいきと生活できることを願って、4つのことについて都市宣言をしており、今後とも普遍的にこれらに基づく活動を継続していきます。

### ◆ 交通安全都市宣言

<宣言文>

自動車は現代の日常生活に欠かせないものとなっており、その普及によって利便性は大きく向上しました。

しかし、その反面、交通事故の発生が大きな社会問題となり、その惨状と損害による市民の苦悩は、加害者も被害者も巻き込む誠に憂慮すべき事態となっています。

交通事故を防止するためには、運転者はもちろん、事業所、学校、団体、地域等が連携し、市民一人ひとりが交通安全や人命尊重に対する思想を高め、さまざまな取り組みを進めていくことが必要です。

交通安全の意義を真摯に受けとめ、安全で明るく住みよい「まち」をつくるため、ここに「交通安全都市」を宣言します。

### ◆ 健康・スポーツ都市宣言

<宣言文>

わたくしたち士別市民は、一人ひとりが健康に心をつかい、生涯を通してスポーツに親しみ、健全な心とからだをきたえ、人と大地が躍動するすこやかな「まち」を築くため、ここに「健康・スポーツ都市」を宣言します。

### ◆ 非核平和都市宣言

<宣言文>

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、国民共通の悲願であり、士別市民の心からののぞみです。

核兵器が世界の平和と人類の生存に脅威を与えつつある今日、私たちは核兵器の廃絶を強く訴えるものです。

美しい郷土を守り豊かな暮らしを子孫に伝えるために、非核三原則の堅持と恒久の平和を願い、ここに「非核平和都市」を宣言します。

### ◆ 暴力追放・防犯都市宣言

<宣言文>

わたくしたちの日常生活が平穏かつ安全であることは、市民共通の願いです。

しかしながら、最近のめまぐるしい社会情勢の変化に伴い、犯罪・暴力は一向に減少する傾向が見られません。

今こそ、わたくしたち市民一人ひとりがこの現実を十分認識し、防犯思想の普及、高揚を図るとともに、善良な市民生活に脅威を与える暴力は絶対に容認できないものであり、一切の暴力行為を排除しようとするものです。

このため、士別市は市民の総力を結集し、あらゆる関係機関、団体と連携を図り、市民一人ひとりの協力と実践により犯罪を防止して、暴力のない平和で明るく住みよい「まち」の実現を決意し、ここに「暴力追放・防犯都市」を宣言します。

(いずれも平成 17(2005)年 10 月 14 日制定)



本市では、肥沃な大地と豊かな水に恵まれるなか、「農業」を基幹産業に、地域の特性や資源を生かし、「サフォーク」「合宿」「自動車等試験研究」「生涯学習」そして、「水とみどり」をテーマに、様々な取り組みが進められてきました。

これらは、まちづくりの柱として、市勢の発展に大きく寄与してきたことはもとより、広く内外に「まちのイメージ」として定着し、わがまちの財産として成長しています。

長年にわたって培われたこれらの個性を、今後とも継続して発展させていくことは、本市のイメージに直結する「まちの顔」づくりとともに、新たな活力の創造につながる極めて重要な取り組みです。

#### ◆ 未来型農業実践のまち

水稻を中心に、畑作・野菜・酪農・畜産など多種多様な本市の農業経営は、まさに「北海道農業の縮図」といえます。この魅力ある農業を次代へ継承するため、道内一の大型ほ場の整備をはじめ、先進的なICT農業や酪農におけるTMRセンターの導入など、「農業未来都市」の創造に向けた取り組みを展開しています。



#### ◆ サフォークランド士別

羊を顔としたまちづくりは、長年にわたる市民運動として定着しており、まちの活性化やイメージづくりに大きく貢献しています。地場産業としての展開や生産体制の拡充をはじめ、食と観光の連携など、サフォークランドとしての総合的な取り組みを進めています。



#### ◆ 合宿の里

夏の冷涼でさわやかな気候や冬の雪と寒さなどの豊かな自然環境のもと、これまで多くの人々がスポーツや文化活動で合宿に訪れ、本市のスポーツ振興にも寄与しています。受け入れ態勢の整備をはじめ、合宿者へのサポートや市民交流なども行いながら、「合宿の聖地」の創造をめざした取り組みを展開しています。



### ◆ 自動車等試験研究のまち

積雪寒冷な自然条件や風土のもと、冬季を中心に自動車関連の試験研究が数多く行われています。試験研究の円滑な実施のための支援や来訪者の受け入れ態勢の充実に向けて、相互の連携を図るなど、試験研究のまちとしての取り組みを進めています。



### ◆ 生涯学習のまち

多くの市民が、各種の講演会や研修会はもとより、文化・芸術・スポーツなど様々な分野での活動を通じて、自らを高め、自身の人生を心豊かで健やかに過ごすことに取り組んでいます。こうしたなかで、だれもが、いつでも、どこでも、生涯にわたって学び続けられるまちづくりを進めています。



### ◆ 水とみどりの里

道立自然公園に指定されている天塩岳をはじめ、岩尾内湖、天塩川、市域の約74%を占める森林など、本市には恵まれた自然があふれています。これらのすばらしい財産を保全し、将来にしっかりと継承していく水とみどりの里づくりを進めています。



**(1) 人口減少と少子高齢化の進行**

- ▶ 全国的にも人口減少時代に突入し、地域経済の縮小や労働力人口の減少、担い手不足による地域活力や地域機能の低下等への影響が懸念されています。人口減少対策は喫緊かつ最重要課題のひとつであり、国をあげて取り組んでいます。
- ▶ 人口減少に加え、少子高齢化の進行が大きな課題となっており、本市の高齢化率は、平成 27(2015)年の国勢調査で 37.4%となっており、全国の高齢化率 26.6%を大きく上まわっています。また、老年人口の増加による医療や介護などの社会保障の負担増大が懸念されます。
- ▶ 国は、東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地方創生に力を入れています。

**(2) 安全・安心への意識の高まり**

- ▶ 全国各地で地震や大雨などによる大規模災害が多発し、危機意識が急速に高まっているなか、安全・安心な生活環境の確保、防災・減災体制の強化をはじめとする危機管理体制の整備・充実など、あらゆる分野で安全・安心の視点を取り入れた地域社会づくりを進める必要があります。
- ▶ 自主的な防災活動や避難支援活動等におけるコミュニティの役割の重要性が一層注目されており、地域課題を解決する主体として、コミュニティ機能の強化が求められています。

**(3) 自然環境の保全・循環型社会の構築**

- ▶ 従来の経済活動や生活様式を見直し、環境へ負担の少ない持続可能な社会づくりの視点を取り入れ、次世代に良好な環境を引き継ぐための取り組みを進める必要があります。
- ▶ 東日本大震災における原発事故を契機に、エネルギーに対する関心が高まっており、再生可能エネルギーの普及拡大が進められています。

**(4) 情報化社会への対応**

- ▶ 近年、情報通信技術の発達によって、遠く離れた場所でも大量の情報を瞬時にやり取りすることが可能になるなど、情報通信ネットワークは、国民生活の利便性向上や国際競争力の強化に不可欠なものとなっています。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末の普及は、消費生活やコミュニケーションの在り方に変化をもたらしており、これらについては、時代の変化に対応し、有効活用を図ることが求められています。また、高い利便性が得られる一方で、トラブルに巻き込まれることも増えており、その使い方やモラルの普及啓発も進めていく必要があります。

## (5) 経済のグローバル化

- ▶ 物流や情報通信技術の発達等に伴い、社会経済活動は急速にグローバル化してきており、消費生活や就労スタイルも変化してきています。
- ▶ 地域産業経済の状況は、人口や資本の都市集中、人口減少や少子高齢化に伴う購買力の低下、担い手の不足など、労働力不足を背景に、多くの分野で深刻な状況が続いています。
- ▶ 国の対策を踏まえ、世界レベルでの地域間競争に向け、生産物やサービスの高付加価値化、グローバル化に対応した取り組みが必要となっています。

## (6) まちづくりに対する市民意識の変化

- ▶ 限界集落の増加や地域のつながりが希薄化するなど、全国的にコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。少子高齢化が急速に進行するなかで、身近な地域における高齢者などの見守り、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策の必要性が高まっています。

- ▶ すべてを行政に任せるのではなく、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という当事者意識が高まっており、まちづくりにおいて、地域力はひとつのキーワードとなっています。

## (7) 厳しい行財政運営

- ▶ 国の経済は、北朝鮮情勢の緊迫化や英国のEU離脱問題に伴う先行き不透明感が続くなか、政府の月例経済報告では「景気は、緩やかな回復基調が続いている」と判断しています。
- ▶ 雇用・所得の改善が見られ、個人消費も緩やかに持ち直している一方、景気回復の動きが地域全体にまでは及んでいない現状にあり、今後も、国の動向や金融市場の変動の影響等を注視する必要があります。



士別市まちづくり総合計画の策定にあたっては、時代の潮流や地方自治体を取り巻く状況の変化をはじめ、多様化する住民ニーズ、本市の地域特性や歴史的経過などに十分配慮するとともに、市民とともにつくりあげていくという視点を基本に、持続可能で自立したまちづくりをめざした計画とするため、次の7つの「視点」で策定しました。

### (1) 本市の将来像を見据えた計画策定

社会経済情勢や自治体を取り巻く環境は、加速する少子高齢化の進展や人口減少時代の到来とともに、大きな転換期を迎えています。

こうした情勢のなか、日々、変革していく時代の流れに対応するため、確かな現状把握のもと多様な社会潮流を見据えた中長期的な視野に立ち、新たな課題に適切かつ柔軟に対応するとともに、本市の将来像を明確に示した計画づくりを進めます。

### (2) 市民との協働による計画策定

新たな地方自治の実現のためには、市民一人ひとりが将来にわたり、快適さと豊かさを感じ、生きがいと地域への誇りを持てるまちづくりを進めていく必要があります。

計画策定にあたっては、広く市民の意見を集約できる場や各種団体との意見交換の場など、まちづくりの主体である市民からの意見を十分に反映できる機会を設け、市民参画のもとに市民と行政が一体となった協働による計画づくりを進めます。

### (3) 実効性の高い計画策定

低迷が続く社会情勢下にあっても、計画の実効性を最大限に高めていくことが重要であり、そのためには、計画実行のための創意工夫とともに、裏づけとなる財政状況等についても的確な現状把握と将来展望が求められます。

こうしたことから、行政経営の視点に立ち、基本計画や実行計画（展望計画）と予算の連動性を強め、財政的見通しを踏まえた実効性の高い計画づくりと有効性の高い施策を見極めた計画づくりを進めます。

### (4) 市民に伝わりやすい計画策定

まちの活性化や市民生活の豊かさを実現していくためには、行政と市民が責任と役割を果たしながら、ともに目標や計画を作り、その方向に即して協力して行動していく姿勢が重要です。

計画策定にあたっては、市民の視点に立った、伝わりやすい計画内容の作成に努め、計画策定の段階から推進に至るまで、その状況等を明確かつ透明性のあるものとして示すとともに、目標の達成状況を明らかにできる計画づくりを進めます。

### (5) 地方創生を考慮した計画策定

国が抱える大きな課題である人口減少や地域経済の縮小などに歯止めをかけるためには、各地方自治体が自らの地域資源や特性を生かした多様な地域社会の形成が必要であるとともに、社会全体を元気あるものにしていくことが重要です。

計画策定にあたっては、本市がめざす地方創生と整合を図るため、「地方人口ビジョン」で掲げた将来人口と連動させるとともに、地域の活性化をめざす「士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を考慮した計画づくりを進めます。

#### (6) 個別計画と整合性のある計画策定

国や北海道が定める総合的な計画や施策との整合性に留意することはもとより、本市の既存の個別計画や公共施設マネジメント基本計画などとの整合性に配慮するとともに、これら各種計画に基づく施策・事業を総合的に統括するものとして位置づけ計画づくりを進めます。

#### (7) 地域別の将来像を見据えた計画策定

人口の減少により地域の衰退が懸念されるなか、市内それぞれの地域がこれまでと同様に地域を維持・形成していくためには、改めて自らの地域を見つめ直し、地域住民が自ら地域の将来を考えることが重要です。

計画策定にあたっては、新たな視点に立ち、地域の現状や課題を踏まえ、地域が取り組めることを明確にした地区別計画の策定のもと、地域と行政が連携した協働のまちづくりを躍進させる計画づくりを進めます。





# 基本構想

- 1 計画の構成
- 2 めざす都市像
- 3 基本理念
- 4 将来人口
- 5 土地利用
- 6 計画の体系



**(1) 計画の根拠**

- ▶ この計画は、  
「**士別市まちづくり基本条例**」  
の規定に基づく総合計画です。

**(2) 計画の名称**

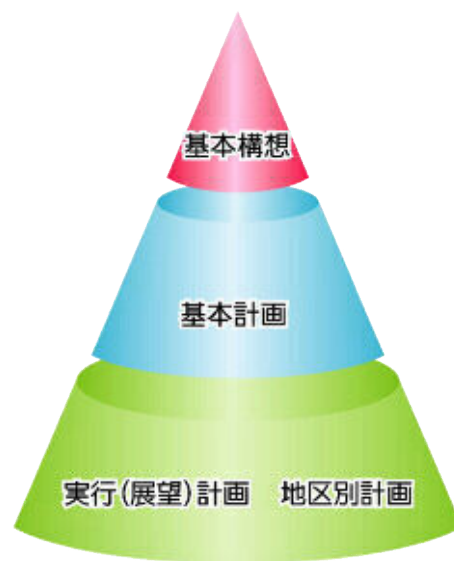
- ▶ この計画の名称は、  
「**士別市まちづくり総合計画**」  
とします。

**(3) 計画の構成**

- ▶ この計画は、「**基本構想**」「**基本計画**」「**実行計画（展望計画）**」「**地区別計画**」をもって構成します。
- ▶ **基本構想**は、将来に向けて、本市がめざす総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念などを示すものであり、将来のあるべき都市像やその達成のために必要な施策の大綱を明らかにするものです。
- ▶ **基本計画**は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本施策を体系的に明らかにするものです。
- ▶ **実行計画（展望計画）**は、基本計画に掲げる基本施策に基づき、具体的な事業計画を体系づけて定めます。また、市長公約（マニフェスト）を反映させた短期的な計画とします。
- ▶ **地区別計画**は、市内8地区の現状や課題、歴史などを踏まえ、将来の地域づくりの目標や分野別の取り組みを示す計画です。

**(4) 計画の期間**

- ▶ この計画の期間は、2018年度を初年度に、2025年度までの向こう8年間とします。
- ▶ なお、実行計画（展望計画）は、前期4年を「**実行計画**」、後期4年を「**展望計画**」とし、市長任期と連動させた計画とします。



本市は、恵まれた自然環境という大きな地域資源のもとに、先人たちのたくましい開拓の精神を受け継ぎ発展してきました。特に、北海道第2の長流を誇る朔北の大河「天塩川」の源流域に位置する本市にとって、この広大かつ貴重な資源を大切にしながら、すべての市民が元気でいきいきと、そして安全・安心な生活を送ることのできるまちを築いていくことを目標として、本市のめざす都市像を次のとおり定めます。

## 「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」

めざす都市像は、旧士別市・旧朝日町の合併の際に策定した「新市建設計画」、平成20(2008)年度に策定した「士別市総合計画」で掲げた将来像を引き継ぐこととします。



まちづくりにあたっての基本理念は、

## 「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」

とします。

市民・議会・行政は、それぞれの役割を果たすとともに、相互の理解と連携により「地域力」を高め「地域力」でまちづくりを進めます。

「地域力」の構成要素は、まちづくりの最大の力である「市民（人の力）」「連携（輪の力）」「地域資源（地の力）」「コミュニティ（地区の力）」の市内の内部的要素に加え、外部からの影響要素である「交流（絆の力）」とします。

「地域力」でまちづくりを進めるにあたっては、「対話」「調和」「市民の輪」で「地域力」を支えながら進めます。

- ・市民 ▶ 住民（土別市内に住所を有する人をいいます。）をはじめ、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で様々な社会的活動を行う人、これらの団体や企業などの法人をいいます。
- ・議会 ▶ 選挙により選ばれた議員で構成し、市民の福祉の向上に資するため活動する日本国憲法に定める議事機関としての土別市議会をいいます。
- ・行政 ▶ 市長を代表とする執行機関、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- ・まちづくり ▶ 市政を含め、よりよい地域社会をつくるために行われるすべての公共的な活動をいいます。

＊「市民・行政・まちづくり」の定義：土別市まちづくり基本条例

＊「議会」の定義：土別市議会基本条例



## ◆ 地域力の構成要素

### (1) 「市民」～ 人の力

すべてのまちづくりの原動力は、このまちに住む一人ひとりの市民です。子どもからお年寄りまで、あらゆる市民や各種団体の存在が尊重され、それぞれの個性が大切にされるなかで、その各々が力を発揮し、住みよいまちを築いていかなければなりません。

私たちは、市民一人ひとりが主役として、生涯にわたっていきいきと、心豊かに生活していくことのできるまちづくりをめざします。



### (2) 「連携」～ 輪の力

市民一人ひとりの思いや願いを実現させていくためには、地域で同じ時間や空間を共有する市民相互の連携や各種団体・行政などとの協働が必要です。一人ひとりの知恵や知識をもとに、これら様々な主体の対話のなかから共通理解と認識を深めるとともに、役割を分担しながら、まちづくりを進めていくことが望めます。

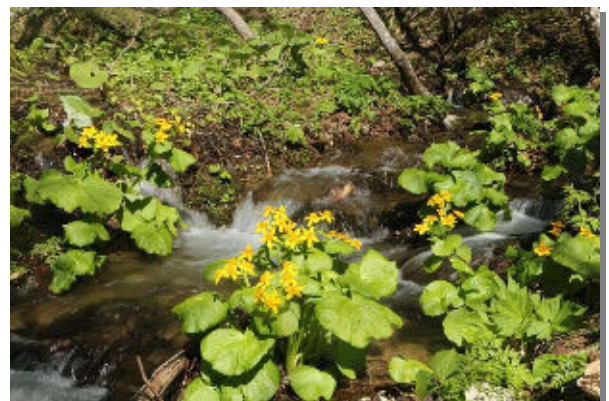
私たちは、あらゆる主体の相互連携と調和のもとに、互いの英知を結集し、融和と一体感のあるまちづくりをめざします。



### (3) 「地域資源」～ 地の力

開拓以来、私たちのまちが今日まで発展してきた背景には、恵まれた自然環境がありました。また、こうした背景のもとに、長年の歴史のなかで培われてきた文化や産業も、いまや貴重な地域資源となっています。このまちの財産ともいえるこれら地域資源を大切に育むとともに、有効活用をめざしながら、後世に引き継いでいくことが必要です。

私たちは、このまちの地域資源との共生と活用のもとに、個性あふれるまちづくりをめざします。



#### (4) 「コミュニティ」～ 地区の力

本市は、昭和と平成の合併を経て今日に至っており、朝日地区や上土別、多寄、温根別の各地区に、総合支所や出張所の行政機能とともに、自治会連絡協議会などが中心となってコミュニティを形成し、個性ある地域づくり活動が進められています。また、中央市街地や中央農村部においても、地域固有の歴史や環境、特色を背景に特徴的な地域活動が展開されています。

地域が共有できる指針や取り組みの方針を定めた「地区別計画」では、個性ある地域活動のもと地区の力がさらに高まり、その力をもとにまちづくりが進められていくことが期待されています。

私たちは、将来にわたって活力ある地域を維持するため、地域の構成員である市民が地域の現状を理解し、自主的・主体的に地域づくりを実践するまちづくりをめざします。



#### (5) 「交流」～ 絆の力

私たちはこれまで、合宿や自動車関連の試験研究をはじめ、友好都市や姉妹都市などの交流活動や観光などで来市する多くの人々と関わりを持ってきました。こうしたなかで、この地で日々生活しているゆえに気づかないことなどを、多くの来訪者から学び知るとともに、これらの人々がもたらす情報が、時として本市のまちづくりへの貴重な助言や参考となることを経験してきました。

私たちは、様々な交流がもたらすネットワークを大切に、友好の力をまちの力へとつないでいくまちづくりをめざします。



## ◆ 地域力を支える3つの「わ」

### (1) 対 話

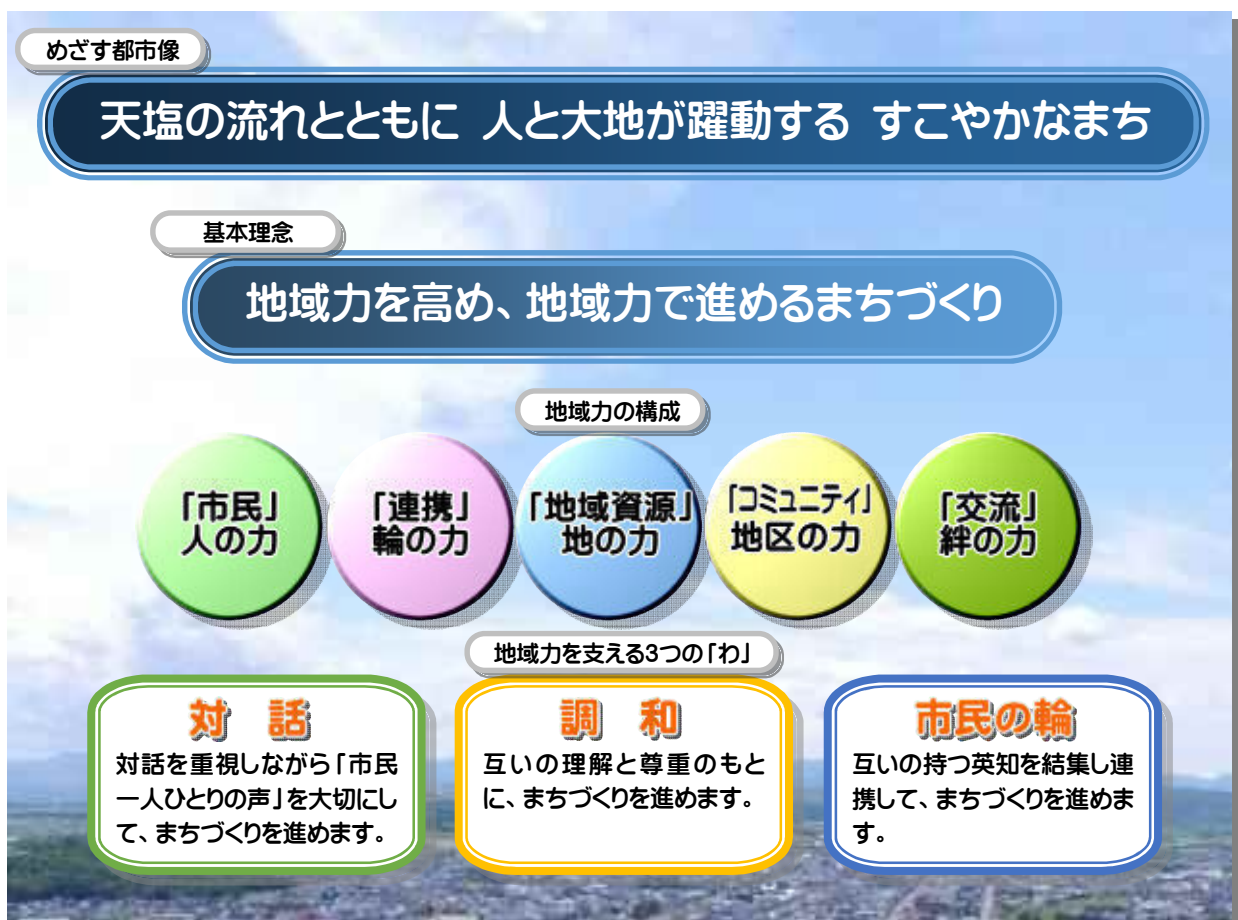
市民・議会・行政は、対話を重視しながら「市民一人ひとりの声」を大切にして、まちづくりを進めます。

### (2) 調 和

市民・議会・行政は、互いの理解と尊重のもとに、まちづくりを進めます。

### (3) 市民の輪

市民・議会・行政は、互いの持つ英知を結集し連携して、まちづくりを進めます。



## (1) 将来人口の推計の役割

将来人口の推計は、都市機能などの生活環境や産業・経済の基盤などの立案に際し、将来の本市のあり方を考える指標となるものです。

## (2) 将来人口の算定について

士別市まちづくり総合計画の計画期間である 2025 年の推計人口に、交流人口を加えて将来人口（想定人口）とします。

$$\boxed{\text{① 推計人口}} + \boxed{\text{② 交流人口}} = \boxed{\text{③ 将来人口 (想定人口)}}$$

## ① 推計人口について

士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」（平成 27(2015)年策定）で掲げた目標人口と連動した推計人口とします。

## ア. 総合戦略「人口ビジョン」の人口推計

	2010 年 (平成 22 年)	2025 年	2040 年	2060 年
総 数	21,787 人	17,984 人	14,493 人	10,593 人
年 少 人 口	2,584 人	1,720 人	1,633 人	1,298 人
生産年齢人口	12,069 人	8,636 人	6,371 人	5,233 人
老 年 人 口	7,134 人	7,628 人	6,489 人	4,062 人

## イ. 総合戦略「人口ビジョン」の目標人口

2040 年	15,000 人
2060 年	11,000 人

## ウ. 士別市まちづくり総合計画における 2025 年の推計人口

18,000 人

## ② 交流人口について

## ア. 士別市まちづくり総合計画での算定

## 【項 目】

- A. 地 域 間 交 流 … 姉妹都市や友好都市など
- B. 産 業 (自動車試験) … 自動車等試験研究
- C. 産 業 (合 宿 者) … 合宿、大会参加者など
- D. 観 光 … 観光入込客数など

【交流人口の推計】 1,200 人

※士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動した交流人口とします。

## イ. 士別市まちづくり総合計画における 2025 年の交流人口

1,200 人

## ③ 士別市まちづくり総合計画における 2025 年の将来人口（想定人口）

19,200 人

## ◆ 土地利用の方向性

### (1) 都市地域

本市においては、都市的土地利用や市街地としての土地利用がなされている地域として、中央市街地区のほか、朝日・上土別・多寄・温根別の各市街地があります。これらの地域については、生活環境施設・都市施設等の社会基盤の整備・拡充を図るとともに、公園・緑地などのオープンスペースの確保や自然環境との調和を大切に、ゆとりと豊かさを実感できる快適な居住環境づくりを進めます。

特に、都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域が設定されている中央市街地区については、「土別市都市計画マスタープラン」を基本として、2018年度に策定する「土別市立地適正化計画」に基づき適正かつ効率的な土地利用に努めるものとします。



### (2) 農業地域

農業を基幹産業とする本市では、自然条件に適合した収益性の高い農業を継続的に発展させるとともに、活力と魅力あふれる農村づくりに努め、これらの貴重な財産を着実に将来に引き継ぐため「土別市農業・農村活性化計画」を軸に、豊かであるおいのある農業・農村としての土地利用を進めます。



### (3) 森林地域

森林は、市民生活に不可欠な水源かん養機能はもとより、国土保全・環境保全さらには癒しの空間を提供するなどの多面的・公益的機能を有しています。

こうした機能を十分に発揮できるよう、健全な森林づくりに向けて、適切な保全・整備に努めます。





# 6. 士別市まちづくり

## 基本構想

— 根拠条例 —  
士別市まちづくり  
基本条例

めざす都市像 → 天塩の流れとともに

基本理念 → 「地域力」を高め、

「地域力」を支

[将来人

魅力

## 基本計画

### 基本目標

健やかで豊かな  
心育むまちづくり

### 基本施策

1. 医療
2. 保健・健康づくり
3. 福祉・介護・社会保障
4. 子ども・子育て支援
5. 教育
6. 生涯学習・文化・スポーツ
7. 防犯・交通安全・消費生活

1. 農業
2. 商業
3. 観光
4. 合宿
5. 雇用
6. 環境
7. 公園
8. 住宅
9. 上水
10. 道路

## 実行計画 (展望計画)

各基本施策に基づく取り組み



各基本



### 時代の潮流

- ◆ 人口減少
- ◆ 少子高齢化
- ◆ 協働のまちづくり

### 士別市の概況

- ◆ 位置・地勢
- ◆ 沿革
- ◆ 人口・世帯

### 士別市の特性

- ◆ 市民意識
- ◆ 都市宣言

### 策定の視点

- ◆ 市民との協働による計画策定
- ◆ など7つの視点

# 総合計画の体系図

人と大地が躍動する すこやかなまち

「地域力」で進めるまちづくり

- [地域力の構成] -

- ◆ 市民（人の力）
- ◆ 連携（編の力）
- ◆ 地域資源（地の力）
- ◆ コミュニティ（地区の力）
- ◆ 交流（絆の力）

える「対話・調和・市民の輪

□] [土地利用]

と活気あふれる  
まちづくり

市民の力で未来へ  
歩むまちづくり

- ・ 林業
- ・ 工業
- ・ 企業誘致
- ・ 勤労者福祉
- ・ エネルギー
- ・ 緑地・河川
- ・ 情報通信  
道・下水道

1. 市民参画・協働
2. 人権・男女共同参画
3. コミュニティ
4. 地域間交流・移住
5. 都市計画・交通
6. 防災・消防・救急

【行政・財政】

- ・ 行財政改革
- ・ 財政戦略
- ・ 人材育成

施策に基づく取り組み

各基本施策に基づく取り組み



地区別計画

(8地区)



# 基本計画

**第1章** 健やかで豊かな心育むまちづくり

**第2章** 魅力と活気あふれるまちづくり

**第3章** 市民の力で未来へ歩むまちづくり

**第4章** 行政・財政



# 基本計画

## 第1章 健やかで豊かな心育むまちづくり

---

第1節 医療

第2節 保健・健康づくり

第3節 福祉・介護・社会保障

第4節 子ども・子育て支援

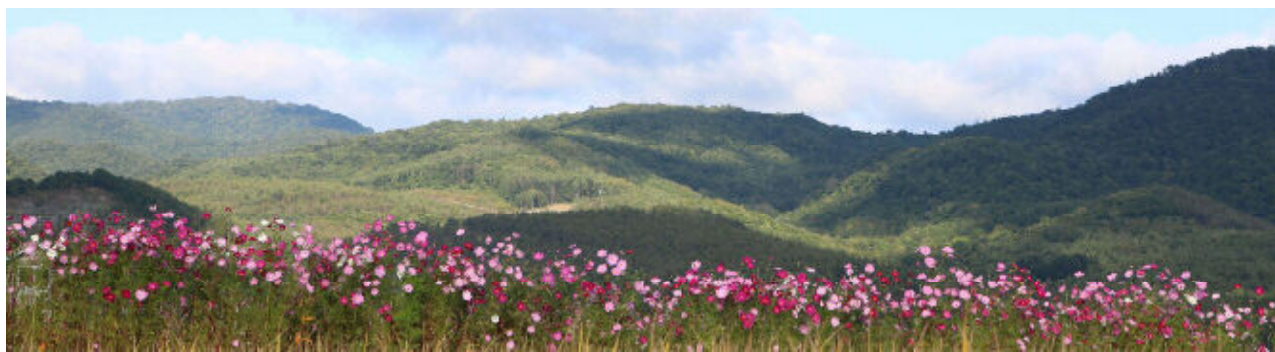
第5節 教育

第6節 生涯学習・文化・スポーツ

第7節 防犯・交通安全・消費生活

## ◆ 現状と課題

- ▶ 地域における医療体制の確立は、市民が健康で安心して暮らしていくうえで欠くことのできない重要な課題です。特に、市立病院は、この地方の二次救急医療機関としてその役割を担っていますが、医療制度改革に伴う慢性的な医師不足や患者数の減少など、極めて厳しい経営状況が続いています。
- ▶ 本市では、高齢化が一層進み、約3人に1人は高齢者という状況になっています。特に、一人暮らしの世帯や高齢者のみの世帯が増えていることから、将来の健康や介護に関する不安を抱えて生活する市民が増えることが懸念され、高齢者の皆さんが、いきいきと安全・安心に暮らすことができる豊かな高齢社会の構築が望まれています。
- ▶ 近年、少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化によって、育児への悩みを抱える家庭が増加するなど、子育てをめぐる環境は変化しています。本市においても、出生数が減少し、さらなる少子化の進行が懸念されており、安心して子どもを産み、育てる環境づくりが依然として強く求められています。
- ▶ 日本人の死因の代表的な疾病である「がん」「心疾患」「脳血管疾患」をはじめとした生活習慣病を予防するためには、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが求められています。
- ▶ 学校教育では、「生きる力」を育むという基本理念の実現に向け、地域の人材などを生かした教育の実践が重要です。土別東高等学校は、小規模校の利点を生かし生徒個々に応じた教育活動の充実を推進していますが、生徒数の確保や施設の老朽化などの課題があります。
- ▶ 安全・安心な暮らしの実現に向け、引き続き「土別市安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市民との協働のもと、その実現をめざし、各種啓発活動や相談体制の充実を進めなければなりません。
- ▶ 生涯学習のまちづくりを推進するため、市民が生涯学び続けられる環境の整備や学習の成果が社会に生かされるよう努めていくことが必要です。
- ▶ 市民が今まで以上に優れた芸術・文化に触れる機会を拡充するためにも、自主的・創造的な活動ができる環境づくりの促進及び各種支援の周知啓発が必要です。



## 第1章

## 第1節 医療

## ◆ 施策の基本方向

市民が住み慣れた土地で、自分らしい暮らしを続けられるための「地域包括ケアシステム」の考えに基づき、以前のような病院単独であらゆる医療提供を行う形ではなく、市内診療所や施設、名寄市をはじめとした他の医療機関との連携と機能分化を進め、地域全体で限りある医療資源の活用をめざします。

士別市立病院は、二次救急医療機関として一定の急性期医療体制は確保しつつ、在宅医療提供とともに慢性期医療体制の充実を一層図ることにより、経営の効率化に努めます。

また、地域の診療所においても、適切な医療サービスを受けられるよう、施設の維持管理や医療機器の計画的な整備を行います。

## ◆ 施策

## 1. 市立病院入院体制の充実と名寄市との連携

- (1) 経営の効率を図るため、「士別市立病院新経営改革プラン」に基づき、病床機能と病床数の適正な配置を行うほか、上川北部のセンター病院である名寄市立総合病院との連携と機能分化に努めます。

## 2. 在宅医療の充実

- (1) 市民の要望が高まる在宅医療については、「士別市立病院新経営改革プラン」に基づき、訪問看護や訪問リハビリ体制などの充実を図ります。

## 3. 地域診療施設の整備・充実

- (1) 市立診療所等の医療機器の更新や施設の整備など、診療体制の充実を図ります。





## 第1章

## 第2節 保健・健康づくり

## ◆ 施策の基本方向

すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、生涯にわたる健康づくりを支援するため、「土別市健康長寿推進計画」及び「土別市食育推進計画」に基づき、それぞれのライフステージに応じた適切な健康づくり活動を推進するとともに、市民や地域団体、保健医療福祉関係者、学校、事業者、行政等が一体となって、健康づくりに取り組むことができるよう、環境整備を進めます。

また、医療との連携のもと、保健指導や相談体制の充実に努めるとともに、妊産婦や子育て中の母親等に対する支援、各種健診（検診）の受診率向上、生活習慣病の予防と重症化予防、がんなどの早期発見、早期治療につなげます。あわせて、健康づくりには欠くことのできない「食」について、関係機関と連携して食育の普及を図り、「食」を通じた健康づくりを推進します。

## ◆ 施策

## 1. 健康づくりを推進するための条例制定

- (1) 市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができるよう、健康長寿のまちづくりの実現をめざして、市民や関係機関・団体などと協議を進め、健康づくりを推進するための条例を制定します。

## 2. 地区保健活動の推進

- (1) 保健師・管理栄養士が、市民にとって身近で相談しやすい存在となるよう、地区担当制を継続するとともに、保健推進員活動のあり方などを検討し、個人・世帯及び地域の健康課題の把握と健康づくりの支援に努めます。

## 3. 母子保健の充実

- (1) 母子の健康支援の充実については、「土別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、マタニティスクールや新生児訪問、乳幼児健診、育児相談など切れ目のない支援に努めます。

## 4. 成人保健の充実

- (1) 市民が健康で安心して暮らせるよう、「土別市健康長寿推進計画」に基づき、生活習慣病予防の充実に努めるほか、各種がん検診の受診率の向上をめざします。
- (2) 健康づくり講演会や健康相談などにより、健康づくりの普及啓発に努めるとともに、市民ウォーキングなど健康づくり活動を推進します。

## 5. 感染症予防の充実

- (1) 感染症予防に関する情報の普及・啓発とあわせ、より受診しやすい予防接種の時期や場所を設定し、感染症予防を推進します。

## 6. 食習慣改善の推進

- (1) 「土別市食育推進計画」に基づき、各世代に向けた食育に関わる情報を発信するとともに、調理実習や栄養教室などの学習機会の充実を図ります。
- (2) 食生活改善の地域活動を促進するため、食生活改善推進員の育成を図ります。

## 第1章

## 第3節 福祉・介護・社会保障

## ◆ 施策の基本方向

すべての市民の基本的な人権が尊重され、社会参加できるやさしいまちをめざし、「土別市地域福祉計画」に基づき、総合的・計画的に福祉施策を推進します。

人や団体などが行政と共同で地域福祉を進めるよう、地域福祉の理念の普及・啓発に努めるとともに、ボランティアなど、その担い手確保を含めた支え合いの仕組みをつくりまします。また、認知症高齢者や障がい者等が地域で安心して生活できるよう、権利擁護の支援体制づくりを進めます。

ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、相談支援体制の充実を図るほか、自立支援協議会や相談支援センター、職親会などとの連携のもと、障がい者の支援充実に努めます。

高齢者アンケートや保健医療福祉関係者からの意見・提言のもと、「土別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年毎に策定し、介護予防や在宅・施設サービスの充実をはじめ、高齢者を支えあう地域づくりを推進します。また、「いきいき健康センター」を中心に、高齢者の生きがいづくりと社会参画、介護予防、市民相互のふれあいに資する事業の地域展開を図ります。

国民年金制度について、受給対象者が申請漏れによる不利益が生じないよう制度の周知徹底を図ります。

国民健康保険では、特定健康診査・特定保健指導を実施し、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図り国保会計の安定した運営に努めます。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の活用による生活困窮世帯への適切な支援に努めます。

## ◆ 施策

## 1. 福祉のまちづくりの充実

- (1) 福祉のまちづくりに向けて、「土別市地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動への理解と参加の促進、権利擁護事業の推進などの取り組みを進め、地域福祉の充実に努めます。
- (2) いきいき健康センターでは、市民が主体的に取り組む「市民サロン」が展開されており、今後、より多くのサロンが展開できるよう支援するとともに、すべての市民が集える施設となるよう、その運営に努めます。

## 2. 障がい者生活支援の拡充

- (1) 障がい者の生活支援の拡充については、「土別市障がい者福祉基本計画」、「土別市障がい者福祉実行計画」に基づき、障がい者が地域で安心して生活が送れるよう、相談・支援体制をはじめ、障がい福祉サービスの充実、障がい者の社会参加などを図ります。

3. 高齢者の安心して暮らせる地域づくり  
(地域包括ケアシステムの推進)

- (1) 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「土別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の健康と介護予防の推進をはじめ、在宅介護サービスの充実、施設サービスの向上、認知症ケア体制の充実などを図ります。

#### 4. 国民年金制度の啓発

- (1) 国民年金制度の相談などに対しては、広報紙やパンフレットを活用し、制度の理解と信頼を得るため啓発活動の充実に努めます。

#### 5. 国民健康保険制度の推進

- (1) 国民健康保険制度の推進に向けては、「士別市保健事業実施計画」に基づき、早期受診や生活習慣病などの予防など健康増進に努め、医療費の適正化を図ります。

#### 6. 生活困窮世帯への支援

- (1) 民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の活用による適切な支援に努めます。



## 第1章

## 第4節 子ども・子育て支援

## ◆ 施策の基本方向

すべての子どもたちが、この地域において安全に安心して成長できるよう、「士別市子どもの権利に関する条例」の普及・啓発に努めるとともに、子どもの最善の利益を第一に考えた、子育て、子育て支援の取り組みを進めます。

## ◆ 施策

## 1. 保育サービスの充実

(1) 保育サービスについては、「士別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、就学前児童の健全育成と多様化する保育要望に対応するなど充実を図ります。

地域における保育環境の向上を図るため、認可外保育所等の運営に対する支援を継続するとともに、保育士確保に向けた対策を進めます。



## 2. 子育て支援体制の充実

(1) 地域における子育て家庭への支援として、「士別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援拠点の充実をはじめ、障がいのある子どもへの支援拡充、放課後児童の健全育成、子育て支援団体などの活動促進、ひとり親家庭への支援充実を図ります。

(2) 子育て家庭への経済的負担の軽減については、医療費の助成の継続や対象範囲の拡大を進めるとともに、保育所や幼稚園等の保育料の軽減やハッピーマタニティ事業の継続などを含め、出生率向上に向けた多子世帯への支援充実に努めます。

(3) 子どもの権利の推進については、「士別市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、理念の普及・啓発を図ります。



## 第1章

## 第5節 教育

## ◆ 施策の基本方向

子どもたちが心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、今後も家庭、幼稚園、保育所や小学校の連携を強化するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修活動等に取り組みます。

教育基本法の改正による教育改革が進められるなか、児童生徒の「生きる力」を育成する義務教育の機会の保障は、教育行政の重要な責務です。このようななか、子どもたちに必要な資質・能力を育むためには、学校が地域や社会と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となるよう、取り組みを進めます。

少子化が進み児童生徒数が減少傾向にあることから、高校教育では、それぞれの学校の特色を生かした教育活動をPRするなど、今後、入学する生徒を一定数確保することが重要となります。このため、生徒が使用する教材教具の整備や通学費の助成などを行うなど、保護者への経済的な支援を行い、生徒数の確保をめざします。

また、教職員の資質向上を図るため、校内研修の充実や各種研修会の参加奨励に努めるとともに、生徒や教職員が安全で安心して学校生活を送れるよう、施設の修繕や大規模改修などの環境整備を行います。

## ◆ 施策

## 1. 幼児の教育環境の充実

- (1) 認定こども園や幼稚園、認可外保育園に対して、管理運営費の助成や基盤整備に対する助言等を行い、教育環境の充実に努めます。
- (2) すくすく子育て支援事業により、幼稚園教諭や保育士等の資質向上を図るため、研修機会の確保、奨励に努めます。

## 2. 認定こども園、幼稚園、保育園、小学校などの連携強化

- (1) 各施設で、子どもの育ちを見つめながら実施された教育や保育などの内容を保護者や各機関が相互理解し、連続性を持った教育に努めるとともに、各機関が子育て応援ファイル「すくらむ」をより効果的に活用できるよう内容の充実に努めます。
- (2) 障がいのある児童を含めたすべての幼児の自立や社会参加に向け、一人ひとりの能力、才能を伸ばすために、特別支援教育の推進に努めます。



### 3. 「生きる力」を育む教育の推進

(1) 新しい時代と社会に開かれた学校教育  
社会の変化に向き合い適切に対応するため、学校教育を通じて育むべき資質や能力を子どもたちが確実に身につけることができるよう、日々の教育活動の展開を図ります。

(2) 確かな学力と豊かな心や健やかな身体を育てる調和のとれた教育の推進

「知識や技能の基礎」、 「思考力・判断力・表現力の基礎」、 「学びに向かう力、人間性等」の基本を重視し、自分の考えを持って意見を言い、主体的に行動ができる子どもとなるよう、教育活動の推進を図ります。

また、生涯を通じて、健康に過ごすことができるよう、望ましい生活習慣の確立や体力・運動能力の向上など、健やかな身体を育み調和のとれた子どもの育成を図ります。

(3) 農業学習やふるさと給食の充実

基幹産業である農業についての学習やふるさと給食を通して、豊かな心や社会性、地域を理解し、愛し、発展を願う子どもの育成をめざします。

### 4. 子どもの健やかな成長をめざした学校・家庭・地域の連携

(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、学校の教育活動に地域住民や保護者の思いを反映させるとともに、地域人材等を活用した、効果的で魅力ある取り組みを推進します。

### 5. いじめ・不登校への対策や相談体制の充実

(1) 相手の意見を尊重し、人を大切にする子どもを育てる

いじめは重大な人権侵害であることを学び、早期発見や早期対応を図るため、学校や家庭、地域など関係者の連携・協力体制の充実を図ります。

(2) 不登校児童生徒の居場所づくり

法律により不登校児童生徒が定義づけられ、個々の状況に応じた多様な学びの大切さが認められたことから、適応指導教室のさらなる体制強化を図ります。

### 6. 安全・安心な学校

(1) 通学路の点検を行い、登下校時の安全を確保し、安心できる通学路とするよう整備充実を図ります。

(2) 子どもたちが安全に学校生活を送れるよう施設整備に努め、校舎等の計画的な整備を図ります。

### 7. 施設整備及び教育環境の充実

(1) 施設の整備（修繕）を進め、学習環境の充実に努めます。

(2) 教材・教具の整備や各種行事への支援、バス通学費の助成を行います。

### 8. 教職員の資質向上

(1) 教師力の向上を図るため、校内研修の充実や各種研修会への参加奨励に努めます。

## ◆ 施策の基本方向

市民の多様な学習ニーズに応える体制整備を一層進めるとともに、市民が様々な生涯学習を通じて、互いに学びあい、交流や学習活動を通じて理解を深め、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境をめざします。

青少年の育成は、学校・家庭・地域が連携して、それぞれの役割を果たしつつ、一体となった青少年健全育成と非行防止の活動を進めます。

文化協会や文化団体等との連携を強化し、若い世代が文化活動全般に関心を持てる施策と芸術文化を学習する支援策の検討など、市民の自主的な芸術文化活動を促進するとともに、団体等の活動の場や情報提供、情報交換などに努めます。

本市が掲げる「健康・スポーツ都市宣言」の理念と、国の「第2期スポーツ基本計画」の趣旨を踏まえた「土別市スポーツ推進計画」に基づき、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、各スポーツ団体をはじめ、学校、地域、指導者などの連携によるスポーツ参画機会や、健康・体力づくりに向けた意識を高める取り組みを進めます。

また、各種スポーツ施設や設備の計画的な整備と適切な管理に努め、市民一人ひとりがスポーツに接する環境づくりに努めます。

## ◆ 施策

## 1. 市民の生涯学習によるまちづくりの推進

- (1) 学習機会の整備・拡充、学習環境の充実、学習成果を地域還元する仕組みの整備、「土別まちづくり塾」などで若者の人財育成を図るため、「土別市人づくり・まちづくり推進計画」に基づく市民の生涯学習活動を推進します。

## 2. 青少年健全育成・非行防止活動の充実

- (1) 青少年健全育成・非行防止活動の推進  
青少年に対する健全な環境をつくるため、啓発活動の強化と街頭指導の適正な実施とともに、関係機関との連携を強化します。
- (2) 青少年のふるさと意識の醸成  
「子ども夢トーク」や「子ども議会」を開催し、まちの課題に対する学習を深めることによって、市政への関心を高めるとともに、ふるさと意識の醸成を図ります。
- (3) 家庭教育支援の充実  
保護者の学習機会の充実を図り、子育てに必要な情報の発信に努めます。
- (4) 多様な相談に対応できる体制の整備  
青少年からの多様な相談に対応するため、相談員の適正な配置と資質向上に努めます。
- (5) 青少年の居場所づくりの推進  
青少年が、安全・安心に集える場所の確保に努めます。

### 3. 青少年活動の推進

#### (1) 各種青少年団体活動の推進

子どもたちを健やかに育む環境づくりのため、子ども会などの青少年活動の活性化を図ります。

#### (2) 体験活動の充実

子どもたちの生きる力を育むため、豊かな体験活動を提供します。

### 4. 若い世代が文化活動全般に関心をもてる施策

(1) 若い世代が文化活動に興味や関心を持ち、伝統文化を含む芸術文化活動全般を継承します。

また、文化協会や文化団体等との連携を強化し、若い世代が芸術文化に関心をもつ施策を検討します。

### 5. 芸術文化の自主学習に対する支援策等の拡充

(1) 市民がより優れた芸術文化に触れるため、自主学習活動の支援策を拡充します。また、芸術文化団体の自主学習活動を支援している各種施策の拡充を検討します。

### 6. スポーツの振興

(1) 市民一人ひとりが生涯にわたり豊かなスポーツライフを楽しむことができるよう、スポーツ施策の具体的な方向性を示す「土別市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの推進をはじめ、スポーツへの参加機会の拡充、指導者の育成と充実を図るとともに、施設や設備の計画的な整備と適切な管理体制での施設の充実に努めます。





## 第1章

## 第7節 防犯・交通安全・消費生活

## ◆ 施策の基本方向

「暴力追放・防犯都市宣言」「交通安全都市宣言」のまちとして、警察や関係団体との連携と協力のもと、交通安全教育や啓発活動を通して防犯・交通安全意識の高揚を図ります。

また、複雑かつ多様化する消費者問題に対し、消費者協会との連携や地域のネットワークの活用により、情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、消費生活相談体制の充実に努めます。

## ◆ 施策

## 1. 防犯活動の推進

- (1) 警察や防犯協会等と連携し、「地域の目と声をください運動」を基本に、地域防犯活動の実践のもと、防犯教室の開催や啓発活動による地域住民の防犯意識の高揚と防犯体制の強化に努めます。また、「士別市暴力団排除条例」に基づき、安心な生活の確保と地域経済の発展、青少年の健全な育成を図ります。



## 2. 交通安全対策の推進

- (1) 警察や交通安全運動推進委員会と連携し、交通安全教室の開催や啓発活動を通して交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全情報の発信に努めます。
- (2) 交通事故発生の危険性のある箇所や道路施設の点検のもと、交通安全施設整備を進めます。

## 3. 消費者意識の高揚と消費生活相談体制の充実

- (1) 消費者協会と連携し、講演会・講座の開催や啓発活動を通して、消費者意識の高揚を図ります。
- (2) 消費者の苦情処理や相談体制の充実に努めるとともに、幅広い消費生活関連情報の発信により、消費者被害の未然防止を図ります。



# 基本計画

## 第2章 魅力と活気あふれるまちづくり

---

第1節 農業・林業

第2節 商業・工業

第3節 観光

第4節 合宿・企業誘致

第5節 雇用・勤労者福祉

第6節 環境・エネルギー

第7節 公園・緑地・河川

第8節 住宅・情報通信

第9節 上水道・下水道

第10節 道路

## ◆ 現状と課題

- ▶ 基幹産業の農業では、「土づくり」を基本として、ICTを活用した農業未来都市の創造や安全・安心で高品質な農畜産物の生産による収益性の高い農業と魅力ある農村づくりを進めなければなりません。
- ▶ 観光に対する要望が多様化しており、食や体験などの多様なプログラムを用意するなかで、誘致活動やホームページ、SNSなどを活用したさらなる情報発信に努めなければなりません。今後は、観光協会、行政、民間が連携のもとで取り組みを進めるほか、1市3町で構成する「着地型観光推進協議会」などとも連携し、魅力ある観光地づくりを進める必要があります。
- ▶ 長い歴史を誇る「サフォークランド士別」の取り組みは、羊肉のブランド化や増頭計画など、計画的な生産や高付加価値販売の推進による飼養農家の増加への取り組みが重要です。
- ▶ 企業誘致については、積雪寒冷や広大な土地環境など、本市の特徴を生かした誘致に取り組むとともに、立地企業や国、北海道などとも連携を密にし、情報収集に努めます。
- ▶ 商業は、消費の多様化・広域化が進むなかで、販売高や商店数は減少傾向にあり、魅力ある店づくりや集客力の高い商店街づくりなど、中心市街地の賑わい創出に必要な施設整備への支援が課題です。
- ▶ 河川については、集中豪雨等による災害発生防止に向けて、流れを阻害する樹木の伐採など河道整備を進める必要があります。
- ▶ 「合宿のまち」や「自動車等試験研究のまち」「水とみどりの里」といったまちの個性は、培った大切な資源として、まちづくりへ活用することが期待されています。
- ▶ 生活に欠くことができない上水道・下水道は、料金収入の大幅な増加が見込めないなか、安定した給水体制や適正な料金設定、管路延長のあり方、老朽化した施設の維持・修繕、施設の統廃合などについて、将来を見据えた計画的な運営を行わなければなりません。
- ▶ 合宿者の受け入れは、陸上競技やスキージャンプ競技を中心に、多くの指導者や選手に高く評価されていますが、全国で合宿招致が進められており、招致競争が激化している状況です。施設環境の整備や旅館業の後継者などの課題もありますが、この宿泊施設の確保は、合宿者だけではなく、自動車等試験研究のまちとしても、その整備は解決が急がれる課題です。
- ▶ 街路については、市街地内の現状と将来予測を行い、計画的に道路網の見直しを図る必要があります。また、市道除雪延長が500kmを越える状況のなか、除排雪体制の充実は市民生活にとって重要ですが、財政状況を踏まえた効率的な運営を行う必要もあります。

## 第2章

## 第1節 農業・林業

## ◆ 施策の基本方向

本市の農業・農村が貴重な財産・資源として持続的に発展するためには、条例に基づく「士別市農業・農村活性化計画」により、士別地域特有の自然条件に適合した「土づくり」を基本に、「人づくり」「収量アップ」、環境保全や活力ある地域の維持発展、老若男女が意欲的に活動できる「農村づくり」をめざします。また、ほ場の大区画化、ICTの活用による作業省力化、後継者・担い手対策、労働力確保対策など、農業・農村が安定的に発展していくため、環境づくりに努めます。

畜産においては、適正な飼養管理技術の向上、公共牧場の活用や基盤整備の実施など畜産経営の安定・向上に努めるとともに、地域連携のもと畜産クラスターの継続的な推進、担い手の育成や生産基盤の強化による収益性の向上、消費者に安全・安心な畜産物の提供、環境負荷の小さい魅力ある酪農・畜産の実現と持続的な発展をめざします。

サフォーク羊においては、優良種の確保や飼養管理技術の改善、安定的な供給体制の確立によるブランド化をめざし、関係団体で構成される「サフォークランド士別プロジェクト」を中心に新たな担い手の確保・育成による計画的な増頭をめざし、今後とも「まちづくり」の「顔」として推進します。

森林整備は、北海道や森林組合と協力し、施業の推進と新規就労者の育成に努めるとともに、高性能林業機械や木材加工機械の導入は、国の施策を活用し、効率的多様なニーズに対応できる機械の導入に努めます。

公共施設における新築、改築においては、可能な限り地域材の活用を図ります。

市有林については、計画的な森林整備に努め、安定した事業の継続と木材供給に努めます。

## ◆ 施策

## 1. 農業の振興

(1) 農業の振興については、「士別市農業・農村活性化計画」に基づき、安全・安心で収益性の高い魅力あふれる農業の確立をはじめ、豊かな生産基盤の確立、担い手の確保と安定的な経営体の育成、自然環境と調和した農業・農村の機能増進、活力ある農村の構築に努めます。

農業経営の体質強化を図るため、経営の組織化やICTの導入をするとともに、6次産業化や複合経営による収益の多様性など、「士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、農業未来都市の推進を図ります。



## 2. 林業の振興

(1) 林業の振興については、「士別市森林整備計画」に基づき、私有林の整備と雇用の促進をはじめ、高性能林業機械、木材加工機械設備導入の促進と地域材の活用、市有林の整備の促進を図ります。

## 第2章

## 第2節 商業・工業

## ◆ 施策の基本方向

活気ある商業の構築を図るため、豊富な商品知識と機動性の高いサービス提供など、魅力ある店づくりに向けた取り組みを推進し、集客力の高い商店街をつくるための事業や商業団体への支援などのもとに、賑わいを創出する魅力的な商業空間づくりに努めます。

「利便性の高いまちづくり」については、関係機関の連携のもと、本市の特性などに見合った手法等について調査研究を進めます。

工業・建設業等は、安定的発展に向けて、新たなニーズに対応できる技術力の向上や地域産業を振興する人財の確保・育成に努めるとともに、経営基盤の強化を図ります。

道北9市が連携する「サハリン経済交流促進協議会」や「士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会」において、本市の農産物や加工品等の販路開拓や経済交流、地場資源を活用した新製品の研究開発や、新分野進出及び計画の多角化などをめざします。

「農・林・商・工・消」が連携する市民運動として、「ラブ士別・バイ士別運動」を推進し、地元産品やものづくり技術などの地域資源をさらに活用・育成するなかで、市民の要望に合った全市的なまちづくり運動として、地元経済の活性化、産業の振興を図ります。

企業の技術力などの向上と経営基盤の強化に向けた取り組みに対する支援に努めます。また、地域の特色ある資源を生かした商品開発・起業化につながるよう、インターネット等を利用した情報提供や「士別市中小企業振興条例」に基づく制度の活用促進、地場産品の販売経路の拡大を図ります。

## ◆ 施策

## 1. 賑わいのある魅力的な商業空間の形成

- (1) アドバイザー事業や空き店舗活用事業などの支援により、豊富な商品知識や機動性の高いサービスを有する小売店をめざすなど、特色と魅力ある店づくりを促進します。
- (2) 中心市街地の賑わい創出を目的とした街なか交流プラザの整備を行い、消費者の利便性向上や利用する人たちの交流を図るとともに、集客力の高い商店街づくりを推進します。
- (3) 公共施設や商店などの各種機能を中心市街地に集積する「利便性の高いまちづくり」について、関係機関などとの連携のもとに、本市に見合った手法を調査研究します。

## 2. 経営体質・基盤の強化による経営の安定化

- (1) 中小企業の経営安定化を図るため、経営を改善する調査・相談・指導業務を行うほか、住宅新築・改修における助成事業の継続、各種制度の活用による商工業団体への支援を行います。
- (2) 中小企業の金融円滑化を図るため、本市独自の融資制度の充実に努めるとともに、制度資金の融資とその利子等の補給、国・北海道などの融資制度の活用を促進します。
- (3) 技術革新の進展や顧客ニーズの多様化に対応するため、従業員等の派遣研修事業や職業訓練指導員・技能士の資格取得と認定職業訓練へ支援するとともに、研修会などで地域産業振興のための人材を確保・育成します。

- (4) 企業の技術力向上を図るため、従業員等を養成する職業訓練施設の設置に対して支援を行うほか、工業新製品等の研究開発費用への支援を行い、企業の経営安定と技術開発を促進します。

### 3. 新分野参入への促進

- (1) 中小企業の新分野参入のため、優良事例などの情報提供や新事業展開への知識習得セミナー・相談会の開催を進めるとともに、国際経済交流における新規販路開拓、経済交流の初期投資費用への支援を行い、その円滑化を図ります。

### 4. ラブ士別・バイ士別運動の推進

- (1) 「ラブ士別・バイ士別運動推進協議会」を中心として、「農・林・商・工・消」が連携する全市的なまちづくり運動として推進するとともに、産業フェアなどの各種イベントでの地場製品の消費拡大やPR、地産地消を進めます。また、若い人たちがより参画できる事業の推進に取り組み、地元経済の活性化、地元産業の振興を図ります。

### 5. 地場産業の育成

- (1) 企業の技術力・人財・マーケティング力などの強化に向けて、「士別市中小企業振興条例」に基づく制度利用を促進し、経営基盤の強化を図ります。
- (2) サフォーク関連商品など、地域の特色ある資源を活用した特産品の開発や工業製品の研究開発費などに対する支援を行い、地場製品の開発を促進します。
- (3) 士別観光協会や農林畜産物などを活用した特産品を販売する事業者、団体などと協力・連携し、利用者ニーズに合った手法等による情報提供に努めます。また、国内外で開催される物産展等での販売、地域PRなどにより、地場製品の販路拡大を図ります。

### 6. 起業化の促進

- (1) 地場産業の振興を目的に、新たに創業を行う企業に対し、必要情報を提供し支援するとともに、「士別市中小企業振興条例」に基づく助成や国・北海道などの助成制度を広く周知し、起業化の促進に努めます。



## ◆ 施策の基本方向

本市の観光資源の魅力を最大限に生かすため、様々な体験プログラムを構築し、「個人旅行」が主流の状況に対応するため、ホームページやSNSなどを活用した観光やイベントの情報発信を強化します。

観光協会、行政、民間が連携した新たな組織体制を構築し、市内においては「合宿の里土別推進協議会」などと連携強化を図り、来訪者へのホスピタリティあふれる対応に努めます。

観光についての基本的な施策を計画的に進めるため、広域的な視点も加えた「基本計画」を策定します。

近隣市町村との連携については、土別市、和寒町、剣淵町、幌加内町で構成する「着地型観光推進協議会」「土別地域日台親善協会」など広域連携による取り組みを強化します。



## ◆ 施策

## 1. 地域資源を活用した観光の推進

## (1) 独創的な着地型観光の構築

豊かな自然やサフォーク種めん羊などの資源を活用し、毛刈り・シープドッグショー・羊毛工芸・農作物収穫体験・登山・フットパス・サイクリングなどのアウトドア体験やスノーモビル、スノーシューなどの冬の体験もメニュー化し、工夫を凝らした多様なメニューのもとで、四季を通じた着地型観光を推進します。

## (2) 食ブランドの構築

稀少な地元産羊肉や新鮮な農畜産物の活用により、本市でしか味わえないオリジナルメニューの普及拡大や食ブランド化を進めます。

## (3) 広域観光ルートの形成

「団体旅行」と「個人旅行」の双方の観光客誘致をめざし、「土別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会」「あさひかわ観光誘致宣伝協議会」「道北観光連盟」と連携・協力して、魅力ある広域観光ルートの形成を進めます。

## (4) スポーツ合宿との連携

スポーツ合宿で訪れる方に対する観光案内を行うとともに、「合宿の里土別推進協議会」と連携し、観光やイベント、特産品、土産品などの情報提供などに努めます。

## (5) 台湾を中心とする外国人観光客誘致

台湾を中心とする外国人観光客誘致に向け、本市が加盟する広域観光協議会では、各種プロモーション活動や案内看板設置・パンフレット製作など受け入れ環境整備を行います。

## (6) 天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトによる取り組みの推進

豊かな自然環境を生かし、その魅力を高めるとともに、情報発信や地域ブランド化の推進により交流人口の拡大を図ります。

## 2. 情報発信の強化と観光案内の確立

- (1) ホームページやSNSなどによる観光やイベントの情報発信を強化するとともに、来訪者が増加する週末の観光案内体制の確立をめざします。また、1市3町による着地型観光の拠点地域として、広域の情報発信と観光案内を推進します。

## 3. 観光推進体制組織の強化

### (1) 観光協会組織体制の強化

観光協会が、観光情報の収集・発信や観光誘致、来訪者に対する宿泊・体験などトータル的なツアー提案などの観光案内をはじめ、広域連携による着地型観光の拠点も担えるよう、観光協会・行政・まちづくり団体等が連携して組織強化に取り組みます。

### (2) 広域連携組織の強化

国内外観光客の誘因のため、「士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会」のさらなる発展をめざすとともに、旅行者や旅行会社に対し効果的な活動を実施します。また、多くの方々にこの地域を認知してもらうため、その「ネーミング」を検討します。





## 第2章

## 第4節 合宿・企業誘致

## ◆ 施策の基本方向

「士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「合宿の聖地創造」をめざして多様な合宿が行えるよう、官民連携による受け入れ態勢拡充や施設整備に努めるとともに、合宿招致活動や情報の収集・発信を進めます。

歴史を積んだ「合宿の里」として市民の意識の高揚に努め、スポーツ・文化活動を推進し、地域の活性化を図ります。

企業誘致については、立地企業の規模拡大や関連企業の誘致などの働きかけを行うとともに、本市の自然・気候・産業などの地域特性を生かした誘致に努めるほか、新たな施策展開に向けて検討を進めます。

## ◆ 施策

## 1. 合宿招致対策

## (1) 官民連携による合宿招致の推進

官民連携による情報収集やSNSを活用した情報発信に努めるとともに、北海道や道内市町村、ふるさと大使、中央競技団体等との連携を強化し、継続招致はもとより、新規合宿者の招致など、合宿者数の拡大を図ります。

## (2) ホストタウン事業の推進

台湾ウエイトリフティング団体の合宿招致を進めるとともに、「着地型観光推進協議会」や「士別地域日台親善協会」との連携も図りながら、スポーツの相互交流や文化交流など、官民一体となった取り組みを推進します。

## 2. 施設の整備と受け入れ態勢の強化

(1) 練習場所や宿泊施設など、合宿者ニーズにあった施設の整備・拡充をはじめ、本市の優れた安全・安心な食材を活用した食の提供など、より良い環境整備に努めます。

(2) 「合宿の里士別推進協議会」を中心として、様々な団体などとの連携のもとで「おもてなしの心」を一層醸成させ、より良い合宿者の受け入れ態勢づくりに努めます。

## 3. 合宿者と市民との交流機会の拡充

(1) 合宿者による教室や歓迎交流会など、合宿者と市民の交流機会の拡充により、互いの親交を深めるとともに、「合宿の里」としての意識の高揚と理解を深め、市民のスポーツ・文化活動を推進し、地域の活性化を図ります。

## 4. 企業誘致の推進

(1) 立地企業の規模拡大や関連会社などの誘致について働きかけるとともに、国や北海道と綿密に情報交換し、試験研究に適した地域として求められる環境や条件など、企業側が必要とする内容について調査を進めます。

また、「自動車等試験研究のまち」の取り組みについて、市民の理解や関心をさらに深めるとともに、企業とのつながりを強化するためイベントなどを企業と連携して実施します。

(2) 工業団地の分譲販売を促進するとともに、「士別市企業立地促進条例」を検証し、各種助成制度を活用するなかで、本市の地域特性に合った企業の誘致に努めます。

(3) 旧学校施設や公共施設などの遊休施設の活用を図るため、関係団体へ情報提供を行います。

## 第2章

## 第5節 雇用・勤労者福祉

## ◆ 施策の基本方向

労働者の雇用機会の確保・拡大とあわせて、地域の創意工夫による就労場所の創出により、労働人口の増加と季節労働者の通年雇用化を推進します。

各種助成制度により、労働環境の整備改善と総合的な福祉事業を推進し、勤労者福祉の充実を図ります。

急速な技術革新の進展や時代のニーズに即応した人材の育成に向けて、職業能力の開発向上に努めるとともに、高齢者の知識と経験に基づく労働能力の活用により、生きがいと活力ある地域社会づくりを進めます。

## ◆ 施策

## 1. 雇用の安定と拡充

## (1) 雇用開発の推進

国・北海道の各種制度や「士別市中小企業振興条例」「士別市企業立地促進条例」などに基づく事業の活用によって、新たな雇用機会の創出拡大に努めます。

## (2) 若年層の地元雇用の促進

新規学卒者の求人要請や求人開拓を図るとともに、若年者の地元雇用とUターン等労働者雇用のため、企業説明会や見学会などの支援事業を実施し、優秀な人材確保に努めます。

## (3) 季節労働者雇用対策の推進

関係機関などとの連携のもと、国・北海道などの雇用支援制度の活用によって、季節労働者の通年雇用化と冬期就労の場を確保・拡大し、季節労働者の生活安定を図ります。

## (4) 離職者等の雇用促進

ハローワークとの連携によって雇用情報を適宜提供し、離職者の就職促進を

図るとともに、障がい者の雇用支援に向けた取り組みを進め、地元産業の雇用動向を的確に把握しながら、就職後の職場定着が図られるよう適切な就労支援に努めます。

## 2. 労働環境及び勤労者福祉の充実

## (1) 労働環境の整備改善

若年層や女性、非正規雇用労働者など、働くすべての人々の労働条件改善に向けた取り組みを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進を含めた労働環境の整備に努めます。

## (2) 労働福祉の充実

退職金制度や福利厚生施設設置に対する支援のほか、勤労者に対する生活・住宅等の制度資金融資を実施し、労働福祉の向上に努めるとともに、勤労者福祉団体の運営や事業の支援により、勤労者の福利厚生の充実を図ります。

## 3. 職業能力開発向上の促進

(1) 商工会議所などとの連携のもと、新入社員や中堅社員の接遇研修、能力開発セミナーなどの研修事業を実施し、人材の育成を図ります。また、従業員等の研修事業への派遣や技能労働者の育成、季節労働者等の各種職業訓練や研修事業などに対する支援を行い、職業能力の開発向上を図ります。

## 4. 高齢者労働能力の活用

(1) シルバー人材センターの受託事業や運営事業などに対する支援とともに、高齢者の優れた労働能力の活用を図り、長寿社会に即応した健康増進と生きがいづくりに努めます。

## 第2章

## 第6節 環境・エネルギー

## ◆ 施策の基本方向

豊かで美しく良好な環境を次世代に引き継ぐため、市民との協働による総合的・日常的な環境保全・美化活動を推進するとともに、市民や事業者、市が互いに協力し、資源循環型社会の構築とごみ減量化につながる「5R」の取り組みを進めます。

環境への負荷の少ない再生可能エネルギーなどの活用について調査・検討を進め、その導入を図るとともに、市民や事業者などとの協働のもとに省エネルギー対策に取組み、環境にやさしいまちづくりをめざします。

また、「土別市環境基本計画」に基づき、地域社会が行う自主的・積極的な環境配慮への取り組みを推進します。

## 「5R」の取り組み

- \* Reduce (リデュース)  
ごみをつくらない
- \* Reuse (リユース)  
繰り返し使う
- \* Recycle (リサイクル)  
再生利用する
- \* Refuse (リフューズ)  
ごみになるものを断る
- \* Repair (リペア)  
修理して使う

## ◆ 施策

## 1. ごみの排出抑制の推進

## (1) 過剰包装等の抑制

平成 20(2008)年に締結した「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」のさらなる推進とあわせ、過剰包装の抑制により包装廃棄物の減量化を図ります。

## (2) リユース容器(繰り返し使用できる容器) 使用の推進

各種イベントなどでのリユース容器の使用を推進し、ごみの排出抑制を図ります。

## (3) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの排出抑制と排出量に応じた負担の公平化を図るため、ごみの有料化を推進します。

## 2. リサイクルの推進

## (1) 集団回収等の奨励・援助

各種市民団体が実施する有価物の回収や不用品交換、フリーマーケットなどを奨励します。

## (2) 分別排出の徹底

リサイクルの基本である分別意識の啓発に努め、家庭ごみ・事業ごみの分別排出の徹底により、再資源化率を高めます。

### 3. ごみ処理体制の充実

#### (1) 収集体制の充実

市民にわかりやすい分別収集システムを確立するとともに、効率的な収集を進めるため、車両や機器などの充実を図ります。

#### (2) 処理施設の効果的な運用

「リサイクルセンター」の持つ機能を効率的・効果的に運用し、資源ごみのリサイクル率向上と埋立てごみの減量化に努めます。

### 4. 環境保全への取り組みの強化

- (1) 「士別市環境基本計画」で、環境の保全・創造に関する長期的な目標を定め、環境保全活動や温室効果ガス排出抑制・削減の取り組みを推進します。

### 5. 環境美化運動の推進

- (1) 「士別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例」の啓発をはじめ、関係団体や自治会などとの協力のもとに全市的な環境美化運動を展開し、市民意識の高揚を図るとともに、犬や猫などの飼い主のモラル向上に努めます。

### 6. 新エネルギーへの転換

- (1) 石油代替エネルギーとして、木質バイオマスなどの新エネルギー導入の可能性について調査、検討を進めます。
- (2) 本市で導入可能な新エネルギーについて、事業所へのさらなる導入を促すとともに、国の制度などが活用されるよう、情報提供に努めます。

### 7. 省エネルギー対策の推進

- (1) 二酸化炭素の排出抑制などによる地球温暖化の防止やエネルギー資源の有効活用を図るため、市民生活や事業活動などでの省エネルギーに向けた啓発活動を行います。
- (2) 公共施設の改築時などにおいて、省エネルギー化につながる機器や設備などの導入を進めます。また、節電などの取り組みを進めます。

### 8. 再生可能エネルギーの活用

- (1) 水力発電など、自然エネルギーを利用した再生可能エネルギーを活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるため、朝日水力発電所の建設促進に向けて取り組みます。

### 9. し尿処理事業の推進

- (1) 「士別市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適正な生活排水処理を図るため、し尿処理施設を計画的に更新し、安定した処理能力の確保と施設の長寿命化に努めます。



## ◆ 施策の基本方向

快適でうるおいのある生活環境づくりの実現に向けて、「土別市都市計画マスタープラン」や「土別市緑の基本計画」に基づきながら、市民のニーズに対応した公園・緑地の整備に努めるとともに、「土別市公園施設長寿命化計画」による施設の更新などを進めます。

河川については、天塩川水系や小規模河川などの改修を促進するとともに、自然環境を生かした快適な河川空間の確保に努めます。

## ◆ 施策

## 1. 生活環境の向上

- (1) 公園の適正な配置について検討を進め、防災にも配慮した整備を図ります。また、「土別市緑の基本計画」に基づき、緑の適切な維持・保全を図ります。

## 2. 災害に強い河川の整備

## (1) 国費・道費河川の改修促進

天塩川本・支流や小規模河川の改修を行います。また、魚道の設置や河床の堆積土の撤去、河畔林の適切な管理など、河川本来が有する機能の発揮に向けた整備の促進を図ります。



## 第2章

## 第8節 住宅・情報通信

## ◆ 施策の基本方向

住み慣れた地域で安心して生活し続けることのできる住環境づくりをはじめ、積雪寒冷な気候に対応した住宅づくりなど、本市にふさわしい既存住宅のあり方をめざします。

全ての市民がICTのサービスが受けられるよう、地域の情報格差の解消を進めるとともに、地域の情報化を促進します。

## ◆ 施策

## 1. 公営住宅等ストック総合改善事業の推進

## (1) 公営住宅等のあり方

一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき建物の耐久性の向上や経年劣化の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を図ります。

(2) 既存団地を集約し利便性の向上を図り、多様化する住環境への対応に努めます。

## 2. 空き家発生の抑制と空き家活用の推進

(1) 士別市空き家・空き地バンクは、北海道空き家情報バンクと連携するなど、広く情報の発信に努めるとともに、住宅宿泊事業法など関連する法律の規制緩和等の動向を注視しながら、移住促進事業をはじめ、スポーツ合宿における活用の推進や農業、福祉事業の労働力の確保対策など、広範な視点からの空き家対策の推進を図ります。

## 3. 情報格差の解消

## (1) 情報通信基盤の整備促進

通信事業者等による基盤整備を促進し、ブロードバンド化や携帯電話通信エリアの拡大など、情報格差の解消に努めます。

## (2) 地上デジタル放送設備の適切な運用

テレビ放送の地上デジタル化に伴い、難視聴地域に整備した共聴施設の適切な維持管理に努めます。



**◆ 施策の基本方向**

水道水は、日常生活から産業活動に至るまで、あらゆる面で欠かすことのできない重要なライフラインとして、その機能の確立が求められています。

本市では、管路等の整備から維持管理への転換期を迎えているため、将来の人口減少や水需要の変化を勘案した経営戦略を策定し、安定した経営を行いながら効率的な更新計画を継続して実施することで、引き続き良質な水道水の供給体制と災害に強い施設づくりに努めます。

下水道については、経営戦略や「土別市公共下水道事業計画」等により、合流式下水道区域の完全分流化の早期実現をめざすとともに、管路の維持・修繕や水処理施設の機器・設備等の更新を計画的に実施することで、安定した下水道事業の推進を図ります。あわせて、水洗化への普及促進や啓発、水洗化資金貸付制度の活用促進により、全戸水洗化をめざします。

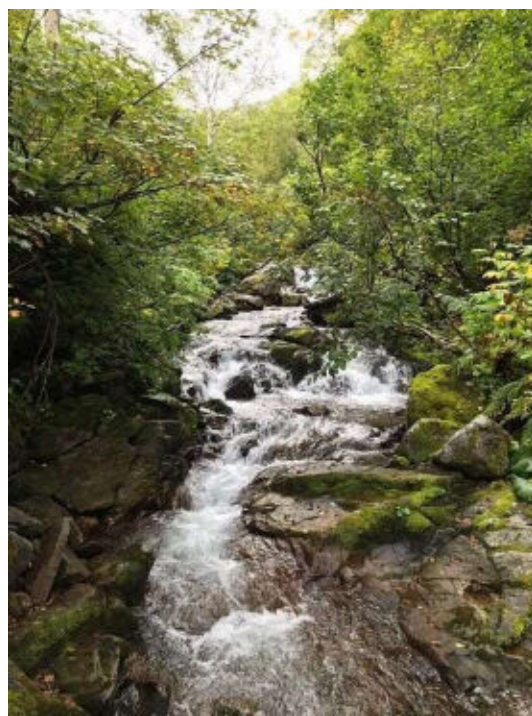
**◆ 施策****1. 水道事業の推進**

- (1) 「土別市水道事業経営戦略」に基づき、計画的に老朽管や機械設備を更新することで、給水機能の安定確保と水道施設の長寿命化に努めます。

**2. 下水道事業の推進**

- (1) 「土別市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道施設を計画的に更新することで、安定した処理能力の確保と施設の長寿命化に努めます。また、処理区域外の地域生活環境を改善するため、個別排水事業の推進を図ります。

- (2) 合流式下水道改善事業を継続して実施することで、公共用水域の水質保全に努めるとともに、近年頻発する集中豪雨に伴う浸水リスクや下水処理施設の負荷軽減を図ります。



## ◆ 施策の基本方向

安全で快適な交通網の実現のため、国道・道道を広域幹線とした市街地道路網の整備は、「都市計画街路」の位置づけを計画的に見直すなかで、市街地形成の的確な将来予測を行い、市街地の均衡を図るため整備箇所の検討を行います。

北海道縦貫自動車道の整備については、沿線地域における影響に十分配慮し、国と調整を図りながら、早期完成をめざします。

橋梁の長寿命化を図るとともに、生活道路や歩道のバリアフリー化など、適切な維持管理や効率的な更新を行います。

冬期間の快適で安全・安心な生活環境の実現に向けて、国や北海道との連携のもと、幹線道路や生活道路の除排雪を行います。

また、地域住民の協力のもとに、流雪溝や融雪溝の維持管理と利用促進に努めます。

## ◆ 施策

## 1. 道路網の整備

- (1) 地域・地区の現状と市街地の将来予測を行い「士別市都市計画マスタープラン」に位置づけられている街路の見直しを行い、計画的な整備に努めます。

## 2. 生活道路の安全性の向上

- (1) 地域内生活道路の整備  
広域幹線となる国道・道道の整備を促進し、あわせて地域の生活環境に適合した生活道路の整備を図るとともに、橋梁の長寿命化の整備を行い、安全性の向上を図ります。また、高齢化が一層進むことが予測されるため、歩行者にやさしい歩道環境の整備を図ります。

## (2) 北海道縦貫自動車道の整備促進

士別剣淵 I C ~ 名寄 I C 間の早期完成に向けて地域を挙げた取り組みを推進します。

## (3) 道道士別滝の上線の整備促進

道道士別滝の上線朝日市街地道路整備の早期完成に向けて、北海道と連携し取り組みを推進します。

また、道路整備と一体的に市道交差点の改良をはじめ、上下水道施設の改良等を進めることで、住環境の整備、空き家・空き店舗の活用促進と市街地の活性化及び地域コミュニティの形成を図ります。

さらに、コンパクトなまち並みを生かした統一性のある景観整備など、地域と連携した取り組みにより、合宿・観光など交流人口の拡大に努めます。

## 3. 冬期間の快適な道路環境の実現

## (1) 除排雪体制の充実

各道路管理者の連携のもとに、国道、道道、市道の除排雪の充実に努めます。

## (2) 除雪機械の更新・整備

除雪機械の更新・整備を進めます。

## (3) 流雪溝と融雪溝の維持管理

地域住民の協力のもとに、流雪溝や融雪溝の適切な維持管理と利用促進に努めます。





# 基本計画

## 第3章 市民の力で未来へ歩むまちづくり

---

第1節 市民参画・協働

第2節 人権・男女共同参画

第3節 コミュニティ

第4節 地域間交流・移住

第5節 都市計画・交通

第6節 防災・消防・救急

## ◆ 現状と課題

- ▶ 本市のまちづくりは、最高規範となる「土別市まちづくり基本条例」の「市民自治」と「情報共有」の原則に基づいて進めることとしており、この実現には市民理解を一層進める必要があります。また、市政の主役である市民の参画についても、引き続き推進する体制の整備が求められます。
- ▶ まちづくり活動を担う自治会については、役員の担い手不足や組織力の低下などから、自治会再編などによる地域コミュニティの強化が求められています。また、近年の局地的な豪雨の発生などに対しては、自らの防災意識を高めることに加えて、自主防災組織などによる地域の温かい支え合い活動が欠かせません。
- ▶ まちづくり基本条例と並び、市民一人ひとりが大切にしなければならないものとして、「市民憲章」と「都市宣言」があります。これらについては、引き続き、実践に努めるとともに、その趣旨を尊重しなければなりません。
- ▶ 近年、女性活躍推進法が制定され、これまで以上に性別による役割分担意識などの解消やワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正など、女性の職業生活における活躍を推進するための課題解決に向けた取り組みも求められています。
- ▶ 人口減少問題は、地方都市の自治体運営において大きな問題です。JRやバス、タクシーなどの地域交通の維持や中央市街地の空洞化、商店の撤退などによる日常生活の利便性低下など、対応が急がれる問題が山積しています。JR土別駅の改修や持続可能な公共交通の構築、コンパクトで利便性の高いまちづくりなど、総合的で一体的な対策による住みよいまちづくりへの取り組みが求められています。
- ▶ 友好都市や姉妹都市の交流をはじめ、国内外の様々な地域との交流や合宿・試験研究で来市される方々などとの親交を通じて、交流人口の拡大に向けた取り組みも必要です。



## 第3章

## 第1節 市民参画・協働

## ◆ 施策の基本方向

士別市まちづくり基本条例のもと、市民・議会・行政との連携・協力を図り、市民との意見交換の機会や市民活動の相談支援などに対する情報発信に努めます。

「地域力」を生かした地域課題の解決や魅力ある地域づくりに向け、地域住民が主体となって策定した「地区別計画」を推進します。

## ◆ 施策

## 1. 市民のまちづくりへの参画促進

## (1) まちづくりに対する市民の意識高揚と連携促進

多くの方が意見や情報交換を行う機会を通して、まちづくりに対する意識高揚を図り、まちづくり活動の促進や支援に努めます。

## (2) 地域資源への理解と価値の向上

地域住民が主体となって策定した「地区別計画」において、地域資源を生かした計画の実施に向け、市民自らが参画し、参加しやすい体制づくりに努めるほか、地域資源の価値を高めるための活用促進を図ります。

## (3) 市政への参画機会の充実

各種委員会や審議会など、市民が政策形成過程や市政に参画する機会の充実を図ります。

## 2. 協働のまちづくりの仕組みづくり

## (1) 協働のまちづくりの促進と市民自治の仕組みづくり

市民が主体的に取り組む公益的事業に対して支援を行うとともに、市民自治に向けての仕組みづくりや協働による取り組みを促進します。また、地域ごとに策定した地区別計画の達成に向けて、市民と行政との役割分担を図るなかで、連携する仕組みづくりを進めます。

## (2) まちづくりに関わる情報の共有化

市政情報の発信に努めるほか、情報交換の機会拡充や市民と行政との情報共有を図ります。また、「地域政策懇談会」の開催や「地域担当職員制度」による市民と行政のつながりを深め、市民の市政参加を促進します。



## 第3章

## 第2節 人権・男女共同参画

## ◆ 施策の基本方向

人権に関わる問題への対応や意識啓発活動を行い、一人ひとりの人権が尊重される地域づくりを進めます。

また、「士別市男女共同参画行動計画」を基本に、すべての市民が互いにその人権を尊重し、性別に拘りなく個性と能力を発揮し、責任を分かち合い、家庭や地域・職場で男女が対等なパートナーとしていきいきと暮らすことができる男女共同参画社会をめざします。



## ◆ 施策

## 1. 人権尊重に関わる意識高揚・問題への対応

## (1) 人権尊重の啓発

人権問題への理解や認識を深めるための啓発活動や情報提供に努めます。

## (2) DV等の被害者に対する相談・支援体制の充実

DVやストーカー、子どもや高齢者への虐待、家庭内暴力やいじめなど、相談支援体制の充実を図ります。

## (3) わかりやすい相談窓口の設置

市民にわかりやすい相談窓口の設置や周知を図ります。

## 2. 男女共同参画社会の推進

(1) 男女共同参画社会については、「士別市男女共同参画行動計画」に基づき、女性の社会参画促進と男女平等の意識づくりをはじめ、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、市の各種委員会や審議会、地域社会活動の場などにおいて、女性の登用の拡大を図ります。

## 第3章

## 第3節 コミュニティ

## ◆ 施策の基本方向

自治会組織の育成・強化とコミュニティ活動の活性化を促進し、多様化する地域課題に対し、主体的・自主的な解決を図りうる地域コミュニティの形成を進めます。



## ◆ 施策

## 1. 自治会組織の育成・強化

- (1) 自治会活動に対する支援や自治会館の長寿命化・バリアフリー化に対する支援を行うとともに、未加入者の加入促進や地域の実情に合った単位自治会の再構成を進め、自治会の効率的運営と組織強化を図ります。

## 2. コミュニティ活動の活性化

- (1) 気軽に参加できる事業や学習機会を通じて、市民の地域における連帯感を強めるとともに、コミュニティ意識の高揚を図ります。
- (2) 地域活動の中心的役割を担うリーダーの養成に努めるとともに、地域行事や花いっぱい運動など、地域住民が参加しやすい活動の推進を図ります。

## 第3章

## 第4節 地域間交流・移住

## ◆ 施策の基本方向

友好都市や姉妹都市との交流を軸に、異なる地域や国の歴史や文化に触れることによって、私たちの住む地域や国のことを見直し、愛郷心や愛国心を育む機会とするため、引き続き地域間交流や国際交流を促進します。また、地域における市民の様々な交流機会の拡充を図ります。

交流活動の活性化によって、市民の相互理解と連携を深めるとともに、外部の地域や人との交流をまちづくりに生かしていく取り組みを進めます。

短期移住や定住に向けた取り組みとして、移住体験住宅の活用や雇用と移住を連動させた取り組みを進めるなど、移住希望者等に対するきめ細かな対応により、将来的な完全移住と定住の拡大をめざします。

## ◆ 施策

## 1. 国内交流（地域間交流）の促進

- (1) 友好都市である愛知県みよし市との交流を機軸に、市民を中心とした国内他地域との地域間交流を促進します。
- (2) スポーツ団体や文化団体などの各種団体が進めてきた国内の地域間交流活動について、その継続・発展を図ります。

## 2. 国際交流の促進

- (1) 姉妹都市であるオーストラリアのゴールバーン・マルワリー市との交流については、高校生短期留学研修事業を継続するほか、市民による交流活動のさらなる拡大を図ります。
- (2) 台湾との交流については、「土別地域日台親善協会」と連携しながら交流を促進していくほか、アジア圏の多国間交流も推進します。

## 3. 国際理解・国際化の促進

- (1) 様々な国際交流活動の機会を通して、市民の国際理解を深めるとともに、グローバル化や国際化に対応したまちづくりに努めます。

## 4. 地域内交流活動の促進

- (1) 市民の相互理解や連携強化につながる交流活動の促進を図るとともに、交流の場の拡充に努めます。

## 5. その他の交流

- (1) 東日本大震災で被災した福島県川内村との復興支援を通じた交流活動を継続します。

## 6. 移住受け入れ態勢の整備

- (1) 官民一体となった受け入れ窓口の態勢強化を図り、移住希望者等への相談をはじめ、移住後の生活に及ぶまでのきめ細かな対応に努めます。

## 7. 移住・定住情報の収集および発信

- (1) 空き家・空き地バンクを活用して、移住に向けた居宅情報の発信を行います。
- (2) 短期移住や定住促進に向けて、ホームページをはじめリーフレットの作成、関係団体との連携のなかで、住んでみたくなる魅力あるまちとしての情報発信に努めます。
- (3) 地域おこし協力隊制度を活用した人材の育成や地域資源の価値を高めるための活用促進を図ります。

## ◆ 施策の基本方向

市街地規模の的確な将来予測を行い、都市計画区域内で用途地域の指定のない区域における無秩序な市街地拡大の抑制を図る特別用途制限地域を指定するとともに、地域特性を發揮するための特別用途区域の活用に向けて検討を行います。さらに、用途地域の見直しを含め、将来の人口規模に見合った利便性の高い市街地の形成に向け、居住を誘導する地域の検討を行うなど、良好な居住環境の実現に努めます。

移動手段の確保は、市民の生活に欠くことのできない基本的なインフラであり、効率的な運行に取り組むなかで、持続可能な交通網を維持する必要があります。

都市間の移動に欠かすことのできないJRは、路線存続に向けて「宗谷本線活性化推進協議会」を中心に、国や北海道、JRへの要望を行うほか、利用実態に基づいた利用促進策に取り組みます。

市民の足として欠かすことのできない路線バスについては、地域住民や利用者と意見交換などを行うことで、より効率的で利便性の高い運行形態の維持に努めるとともに、利用者に優しい車両の導入や利用者の拡大等に向けた活動を行います。

## ◆ 施策

## 1. 利便性の向上

## (1) 「士別市立地適正化計画」の策定

土地利用の実態調査を行い、将来の適正な土地利用を図るため、利便性の高い「まちづくり」の指針となる計画を策定し、将来の人口規模を予測した市街地の形成に努めます。

## 2. 適正な土地利用の向上

## (1) 「士別市都市計画マスタープラン」の見直し

市街地の無秩序な拡大を抑制するため、用途地域の指定のない区域に特別用途制限地域の指定を行うとともに、適正な土地利用の促進のため、用途地域の見直しについて検討を進めます。

## 3. 新たな公共交通計画の策定

## (1) 地域公共交通網形成計画の策定について

2019年度を初年度とする新たな公共交通計画を策定し、地域の実情にあった将来も持続可能な効率的で利便性の高い運行体系の構築に努めます。

## 4. 鉄道の維持

## (1) JR宗谷本線の維持

「宗谷本線活性化推進協議会」などを中心に、利用の促進や維持に向けた対応策の検討・実施などを行います。また、国や北海道、JR北海道への要望活動を継続して行います。



## 5. JR土別駅舎及び駅前広場の改修

- (1) 老朽化が進む土別駅を改修します。改修にあたっては、駅前広場とあわせて公共交通結節点として利用者の利便性確保を基本に、駅舎待合所にてバス待合の共有など必要な機能の整備、JRの利用促進、駅前における公有地の有効活用を図ります。

## 6. 路線バスの効率的運行と利便性向上

- (1) **バス輸送の充実と調査研究**  
地域とバス会社との連携のもとに、実情に応じた適切な運行形態の検討を行い、より効率的で利便性の高い運行をめざすとともに、利用者に優しい車両の導入や利用者の拡大に努めます。
- (2) **新たな交通システムの調査研究**  
地域内での輸送の確保について、時代とともに変化する新たな交通システムの導入に向けて、本市に与える効果について調査研究を進めます。



## 第3章

## 第6節 防災・消防・救急

## ◆ 施策の基本方向

台風などによる風水害や地震などの自然災害に強い安全・安心なまちづくりをめざして、「土別市地域防災計画」に基づき、市民や行政が一体となった総合的な防災体制の確立に努めます。

防災対策の充実はもとより、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成など、自助・共助の取り組みを推進し、災害予防対策に努めます。

市民の生命や財産、くらしの安全を確保し、災害等の緊急時にも的確な対応ができるよう危機管理体制を確立します。

消防車両や安全装備品、高機能消防指令台等を計画的に整備するとともに、消防職団員に対する研修を実施し、あらゆる災害に対して迅速かつ的確に対応できるよう消防力を高め、市民の安全・安心な暮らしを支える活動体制を確立します。

市民一人ひとりが互いの命を守るため、応急処置知識の普及に努めるとともに、救急救命士の技術向上や隊員間の連携強化を図るなど、救命救急体制の確立に努めます。



## ◆ 施策

## 1. 市民の生命と財産を守る体制づくり

## (1) 防災拠点の整備

本庁舎改築にあたり、市民の安全・安心を守る災害対策の拠点となるコミュニティ庁舎の整備を進めます。

## (2) 地域防災力の向上

自主防災組織の結成を促進し、各組織の体制整備などについて支援します。また、市民の避難意識などの高揚を図るため、避難訓練を定期的実施するとともに、災害時の対応を身につける防災訓練を実施します。

## (3) 防災体制や資機材の整備

様々な災害に対応するため、「土別市地域防災計画」に基づき、防災体制や危機管理体制の確立に努めるとともに、「土別市災害時備蓄計画」に基づき、食糧や日用品などの防災資機材の整備を進めます。

## 2. 消防力の強化

(1) 消防団車両を含めた救助資器材や安全装備品の拡充に向けた計画的な更新、上水道消火栓の新設と取り替えを進め、消防力の強化に努めます。

(2) 各種災害への迅速かつ的確な対応を行うための指令台を整備します。

(3) 消防職団員の消防技術向上のため、各種研修会などへの参加を推進します。

(4) 女性消防職員の採用により、女性ならではの視点を生かして、子どもや高齢者、災害時の要支援者など住民の多様なニーズに対応できる柔軟性を備えます。

### 3. 予防力の強化

- (1) 自治会、各事業所が計画する消防訓練、防火講習会などにおいて、住宅用火災警報器の設置促進など、予防啓発活動の強化に努めます。

### 4. 救急救命体制の強化

- (1) 高規格救急車の更新や救命士の計画的な採用により、救急体制の充実を図ります。
- (2) 各関係機関との連携強化  
「上川北部地域救急業務高度化推進協議会」が実施する事業に参加し、救急業務の高度化と救命率の向上を図ります。
- (3) 救急講習会などにおいて、基礎的な救命知識の普及に努めます。



# 基本計画

## 第4章 行政・財政

---

### 第1節 行政・財政

## ◆ 現状と課題

- ▶ 健全な行財政運営を行うためには、「最小の費用で最大の効果」が得られるよう、取り組みを進めなければなりません。現在の人口減少社会にあっては、自主財源の根幹である市税や一般財源の大宗を占める地方交付税は、今後も減少傾向にあります。その一方で、子育て支援や高齢者対策といった社会保障施策や公共施設の最適化、地方創生事業のさらなる深化など、取り組むべき課題は山積しています。こうした課題に対して的確に対応できる人材の育成は、何にもまして急がれるものであり、個々の資質の向上が組織力の強化にも直結するものです。引き続き職員の人材育成に努めるとともに、組織の力が最大限に発揮される機動性に富んだ組織機構のあり方について検討しなければなりません。

- ▶ 限られた財源を有効に活用するため、自らの業務を点検することによりスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、効率的な行政運営をめざした行財政改革を推進する必要があります。
- ▶ 住み慣れた地域で心豊かに安全・安心な市民生活を継続させるためには、「その先」にある将来像をしっかりと見据え、「市民が主役のまちづくり」を市民と行政の協働で取り組まなければなりません。



## 第4章

## 第1節 行政・財政

## ◆ 施策の基本方向

「土別市まちづくり基本条例」に定める事項について、誠実にこれを履行します。

様々な課題を着実に取り組むためには、戦略的で長期的な展望に立った質の高い財政の運営と持続可能な財政基盤の確立に努めなければなりません。職員の資質向上に努めるとともに、組織の力が発揮されるよう、新たな組織機構を検討します。

「まちづくり総合計画」を着実に実行するため、「土別市行財政運営戦略」に則った行財政運営の取り組みを進めます。

## ◆ 施策

## 1. 行財政運営戦略、人材育成などの取り組み

(1) 新たな「土別市行財政運営戦略」と実施計画に基づき、より効率的で効果的な行財政運営をめざします。

(2) 機能的で機動性に富んだ組織機構を検討します。

## (3) 人材育成

職員の職務能力の向上を総合的・計画的に行うため、「土別市人材育成基本方針」に基づき、研修や職場の環境づくりに取り組みます。また、人事評価の導入は、人材育成の視点も加味した制度となるよう、その仕組みを構築します。

## (4) 事務事業の整理統合

効率的で効果的な行政運営を行う視点や必要な行政サービスが必要な時に必要な人に提供できるよう、ジャスト・イン・タイムの視点もあわせて、事務事業をスクラップ・アンド・ビルドします。

## 2. 行財政運営戦略に基づく財政運営

## (1) 財政健全化の目標

中長期的な財政運営の指針として、「土別市行財政運営戦略」を策定し、計画的な財政運営を行います。地方債の債務償還バランスについても均衡を図ります。

## 3. 財政健全化の取り組み

## (1) 財政マネジメントの強化

発生主義による財務状況の「見える化」に取り組みます。

公共施設の再編・遊休財産の有効活用に取り組みます。

## (2) 行政サービス改革の推進

民間活力の導入と広域化に取り組みます。公営企業や第3セクターの経営改革に取り組みます。

## 4. 広域行政の取り組み

## (1) 一部事務組合の効率的運営と消防本部間の連携・協力

消防事務組合をはじめとする一部事務組合の効率的な運営を図るとともに、近隣消防本部との連携・協力を推進します。

## (2) 北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョンの推進

2市9町2村で構成する「北・北海道中央圏域定住自立圏」に基づき、さらなる広域連携の取り組みを推進します。

## 5. 広報・広聴活動の充実

### (1) 行政情報等の提供と広聴活動

従来の広報紙による情報提供をはじめ、ホームページやフェイスブックページなどを通じた適時性のある行政情報を発信するとともに、新たな情報提供手段やツール導入を検討し、情報格差の解消や広域的な情報提供を図ります。また、市民本位の市政運営を進めるため、市長への手紙や市民の声BOXなどの充実を図り、幅広い年齢層からの広聴活動を行います。

## 6. 電子自治体の推進

### (1) 情報セキュリティ対策の構築

大規模災害により重要な住民情報の喪失や外部への流出を防ぐため、情報システムのクラウド化とサイバー攻撃への情報セキュリティ対策を推進します。

### (2) 行政サービスの電子化促進

マイナンバー制度や電子証明を活用した電子申請などの行政サービスの電子化や、ホームページやSNSを活用した行政情報の提供を促進し、ICT利活用による市民の利便性向上に努めます。

士別市ホームページ



士別市フェイスブック

# 財政の見通し

- ◆ 財政の見通し
- ◆ 総合計画期間の財政収支見込み



## 財政の見通し

### ◆ 計画期間における財政の見通し

「土別市まちづくり総合計画」を着実に推進していくためには、その基盤となる財政の見通しを明らかにしておく必要があります。

今後においては、本格的な人口減少社会と少子高齢化の構造的課題に直面するなかで、市税は減少傾向が続き、地方交付税は、個別・包括算定経費の減少を見込んでいますが、環境センターや庁舎改築などの地方債償還に伴い公債費算定経費が増加することから交付税総額は増加する見込みです。

その一方で、労務単価や資材費高騰の影響や公債費の増加などから経常的経費は増加傾向にあり、収支不足が発生すると試算しています。この収支不足に対しては、基金などを活用していくとともに、「行財政運営戦略」による「歳入確保」と「歳出改革」を着実に実行し、安定した行政サービスの提供と健全で持続可能な財政基盤を確立していきます。

## ◆総合計画期間の財政収支見込み

### 一般会計決算額での試算

<歳入>

(単位：百万円)

年 度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
市税	2,200	2,244	2,238	2,222	2,216	2,184	2,165	2,157
地方譲与税等	747	797	797	797	797	797	797	797
地方交付税	7,146	7,331	7,570	7,684	7,767	7,801	7,843	7,762
国・道支出金	2,178	2,265	2,176	2,358	2,213	2,026	2,008	1,898
諸収入	600	600	600	600	600	600	600	600
地方債	3,361	2,473	2,733	1,372	1,183	1,041	1,075	1,007
その他	923	1,220	730	630	830	830	730	730
<b>歳 入 計</b>	<b>17,155</b>	<b>16,930</b>	<b>16,844</b>	<b>15,663</b>	<b>15,606</b>	<b>15,279</b>	<b>15,218</b>	<b>14,951</b>

<歳出>

(単位：百万円)

年 度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
人件費	2,368	2,326	2,262	2,249	2,250	2,245	2,175	2,192
扶助費	1,780	1,700	1,692	1,683	1,675	1,666	1,658	1,650
公債費	2,164	2,420	2,721	2,872	2,992	2,918	2,981	2,845
物件費	2,457	2,339	2,310	2,272	2,281	2,290	2,300	2,310
維持補修費	823	732	761	770	787	804	815	833
補助費等	3,143	2,985	2,647	2,582	2,528	2,480	2,458	2,446
繰出金	1,584	1,568	1,553	1,537	1,522	1,507	1,491	1,477
投資的経費	2,876	2,673	2,710	1,532	1,125	969	969	785
その他	380	385	385	385	385	385	385	385
<b>歳 出 計</b>	<b>17,575</b>	<b>17,128</b>	<b>17,041</b>	<b>15,882</b>	<b>15,545</b>	<b>15,264</b>	<b>15,232</b>	<b>14,923</b>

(単位：百万円)

単年度収支見込	▲ 420	▲ 198	▲ 197	▲ 219	61	15	▲ 14	28
---------	-------	-------	-------	-------	----	----	------	----

上記は、次の取り組みを実施することを前提に推計しています。

#### 1 「歳入の確保」の取り組み

- (1) 受益者負担に基づく公共サービス手数料
- (2) ふるさと応援寄附金の活用
- (3) 基金の運用・活用
- (4) 有利な起債の活用 など

#### 2 「歳出改革」の取り組み

- (1) 職員数の適正化、機構改革による人件費抑制
- (2) スクラップ・アンド・ビルド、事務事業評価による効果
- (3) 負担金・補助金の見直し
- (4) アウトソーシング、指定管理者制度の活用
- (5) 公共施設マネジメント基本計画による効果 など

この財政の見通しは、今後における社会情勢や制度改正などにより、変動する可能性があることから、常に情勢の変化に注視しつつ、検証を行うことで見直しを図ります。



# 資料編

- ◆ 市民参画による計画策定
- ◆ 士別市まちづくり総合計画の策定経過
- ◆ 士別市振興審議会への諮問
- ◆ 士別市振興審議会からの答申
- ◆ 士別市振興審議会の構成
- ◆ 士別市次期総合計画検討市民委員会からの提言
- ◆ 士別市次期総合計画検討市民委員会の構成
- ◆ 個別計画一覧
- ◆ 字句・用語の解説と参考

## 市民参画による計画策定

本計画は、「士別市まちづくり基本条例」の基本原則「市民自治の原則」、「情報共有の原則」に基づき、市民・議会・行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力するなかで策定しました。

地域政策懇談会や関係団体との意見交換、市民アンケートや中高生アンケートなどの結果を反映させ、多くの方のまちづくりに対する願いや想いが込められた計画となりました。

### 計画策定にあたっての市民参加（意見聴取等）

#### 1. 各種アンケート調査

##### (1) 市民アンケート調査

###### ① 調査の目的と内容

市民の意識や意向を調査・把握し、問題点や課題の整理と施策の検討に反映させるとともに、10年前に実施した市民アンケートと同じ質問項目にすることによって10年経過して市民の意識がどう変化したのかを検討するため、市民を対象としたアンケート調査を実施した。

###### ② 調査方法

市内全域の満18歳以上の市民から抽出した2,000人（平成28(2016)年12月31日現在の住民基本台帳を基本に、層化無作為抽出）を対象に、地区ごとにサンプルを「地区」、「性別」、「年齢」の順に並べ、母集団比の標本抽出を行う方法により実施した。調査票は、個人宛の郵送により配付・回収した。

###### ③ 周知方法

広報紙、ホームページ、地元新聞記事、防災無線通信、フェイスブックページ

###### ④ 調査時期

発送日：平成29(2017)年2月10日 締切日：平成29(2017)年2月27日

###### ⑤ 回収結果

回収数：925件（回収率46.3%）

##### (2) 中学生・高校生アンケート

###### ① 調査の目的と内容

これからの士別市を担う青少年を対象としたアンケート調査を実施することで、これからのまちづくりで何を重視すべきかなど、今後のまちづくりを進める課題を把握するために実施した。

また、平成18年度に実施した中学生・高校生アンケート調査結果との比較をすることで、まちづくりにおける満足度や意識の変化等について把握した。

###### ② 調査方法

各学校の協力のもとに、中学校・高校とも1年生及び2年生を対象として、学校単位で配付・回収した。

###### ③ 調査時期

配付日：平成29(2017)年3月10日 締切日：平成29(2017)年3月17日

###### ④ 回収結果（回収数/配布数（回収率））

中学校（5校）…	士別中学校	：121/128（94.5%）	士別南中学校	：146/157（93.0%）
	上士別中学校	：11/12（91.7%）	多寄中学校	：12/12（100%）
	朝日中学校	：16/18（88.9%）	<b>計 306/327（93.6%）</b>	
高校（2校）…	士別翔雲高校	：245/249（98.4%）	士別東高校	：12/13（92.3%）
			<b>計 257/262（98.1%）</b>	

#### 2. 市民の意見・提言募集（パブリックコメント）

基本構想（案）及び基本計画（案）に対し、市民の意見を募集した。募集に関しては、意見を求めるポイントとして、「地域力」、「基本目標」の2点を設定した。平成29(2017)年12月14日から平成30(2018)年1月12日までの期間、郵送やファックス、メール、持参で受け付け、期間中に1件の意見・提言が寄せられた。

#### 3. 関係団体との意見交換会

平成29(2017)年10月11日から10月17日までの間に、市内8団体と計画の体系や基本構想、基本計画等について意見交換を実施した。

## 士別市まちづくり総合計画の策定経過

### ■平成 27 (2015) 年度

日 程	会 議 名 ほか	主な協議内容
平成28年 1 月28日	平成27年度第 2 回士別市振興審議会	次期総合計画策定方針 士別市振興審議会への諮問
平成28年 3 月28日	第 1 回次期総合計画検討市民委員会	次期総合計画策定方針 マネジメント計画



士別市振興審議会への諮問



士別市振興審議会



次期総合計画検討市民委員会

### ■平成 28 (2016) 年度

日 程	会 議 名 ほか	主な協議内容
平成28年 4 月 4 日	次期総合計画策定本部 「第 1 回統括会議」	次期総合計画策定方針
平成28年 4 月15日	次期総合計画策定本部 「第 1 回代表幹事会」 及び 「第 1 回幹事会」	次期総合計画策定方針 マネジメント計画 「基本方針」
平成28年 4 月18日	次期総合計画策定本部 「第 2 回統括会議」	ワーキングチーム構成員の推薦 マネジメント計画 「基本方針」
平成28年 4 月18日	平成28年度第 1 回士別市振興審議会	市民委員会設置報告 策定スケジュール
平成28年 4 月20日	第 2 回次期総合計画検討市民委員会	マネジメント計画 「基本方針」 市民アンケート (マネジメント)
平成28年 5 月18日	次期総合計画策定本部 「第 1 回ワーキングチーム会議」	次期総合計画策定方針 現計画の検証
平成28年 5 月18日	第 3 回次期総合計画検討市民委員会	マネジメント計画 「基本方針」 マネジメント計画 「基本計画」 市民アンケート (マネジメント)
平成28年 6 月25日	平成28年度士別市自治会研修会	士別市総合計画 次期総合計画の策定
平成28年 7 月 5 日	次期総合計画策定本部 「第 3 回統括会議」	地区別計画策定方針
平成28年 7 月20日	次期総合計画策定本部 「第 2 回代表幹事会」 及び 「第 2 回幹事会」	地区別計画策定方針 現計画の検証 市民アンケート結果 (マネジメント) マネジメント計画 「施設評価」
平成28年 7 月29日	第 4 回次期総合計画検討市民委員会	市民アンケート結果 マネジメント計画 「施設評価」 地区別計画
平成28年 8 月 4 日	士別市議会総務産業常任委員会	次期総合計画策定方針 地区別計画策定方針
平成28年 8 月10日	次期総合計画策定本部 「第 3 回代表幹事会」	マネジメント計画 「施設分類ごとの方向性」 マネジメント計画 「基本計画の期間と数値目標」
平成28年 8 月24日	第 5 回次期総合計画検討市民委員会	マネジメント計画 「施設評価と方向性」 マネジメント計画 「基本計画の期間と数値目標」
平成28年10月12日	第 6 回次期総合計画検討市民委員会	マネジメント基本計画 「骨子案」 マネジメント基本計画 「数値目標」

日程	会議名ほか	主な協議内容
平成28年10月21日	次期総合計画策定本部「第5回代表幹事会」	マネジメント計画「公共施設の統廃合」 土別市総合計画の検証 地区別ワークショップの募集
平成28年11月8日	次期総合計画策定本部「第4回統括会議」	土別市総合計画の検証 マネジメント「基本計画」骨子
平成28年11月22日	次期総合計画策定本部「第5回統括会議」	土別市総合計画の検証
平成28年12月6日	平成28年度第2回土別市振興審議会	土別市総合計画の検証 基本構想（たたき台） マネジメント基本計画
平成28年12月14日	第7回次期総合計画検討市民委員会	マネジメント基本計画「骨子」
平成28年12月20日	次期総合計画策定本部「第6回代表幹事会」	マネジメント基本計画 地区別計画
平成28年12月21日	温根別地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の概要 地区別ワークショップの進め方 地区の宝物や課題について意見交換
平成28年12月26日	第8回次期総合計画検討市民委員会	マネジメント基本計画
平成29年1月16日	多寄地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の概要 地区別ワークショップの進め方
平成29年1月30日	次期総合計画策定本部「第6回統括会議」	市民アンケート 将来人口の考え方 計画の構成
平成29年2月	市民アンケートの実施	
平成29年2月2日	多寄地区 地区別計画ワークショップ	地区の概要について確認 地区の宝物や課題について意見交換
平成29年2月9日	平成28年度第3回土別市振興審議会	地区別計画 専門部会の構成 市民アンケートの内容 将来人口（推計人口）
平成29年2月9日	第1回専門部会 （総務文教・民生福祉・経済建設）	正副部会長の選任 今後の進め方
平成29年2月13日	中央農村地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の概要 地区別ワークショップの進め方 地区の宝物や課題について意見交換
平成29年2月14日	温根別地区 地区別計画ワークショップ	地区の宝物や課題の確認 地区の取り組みについて意見交換
平成29年2月16日	多寄地区 地区別計画ワークショップ	課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換
平成29年2月23日	中央農村地区 地区別計画ワークショップ	課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換
平成29年2月23日	第9回次期総合計画検討市民委員会	マネジメント基本計画「パブリックコメント」 マネジメント基本計画への提言
平成29年2月27日	朝日地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の概要 地区別ワークショップの進め方 地区の宝物や課題について意見交換
平成29年2月27日	上土別地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の概要 地区別ワークショップの進め方 地区の宝物や課題について意見交換
平成29年3月	中高生アンケートの実施	
平成29年3月7日	多寄地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換、確認 地域づくりの目標について意見交換、確認
平成29年3月7日	中央農村地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換、確認 地域づくりの目標について意見交換、確認

日程	会議名ほか	主な協議内容
平成29年3月13日	朝日地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換、確認
平成29年3月13日	上士別地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換、確認
平成29年3月23日	次期総合計画策定本部「第7回代表幹事会」	地区別計画の進捗状況 市民アンケート 中高生アンケート 次期総合計画の名称 専門部会の対応
平成29年3月23日	温根別地区 地区別計画ワークショップ	地区の取り組みについて意見交換
平成29年3月30日	上士別地区 地区別計画ワークショップ	課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換、確認 地域づくりの目標について意見交換

#### 各地区ワークショップの様子



#### ■平成 29 (2017) 年度

日程	会議名ほか	主な協議内容
平成29年4月11日	多寄地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の確認 要望事項の確認
平成29年4月17日	平成29年度第1回士別市振興審議会	地区別計画の進捗状況 市民アンケート 次期総合計画の名称
平成29年4月17日	第2回専門部会(総務文教・民生福祉・経済建設)	現計画の検証
平成29年4月21日	次期総合計画策定本部「第8回代表幹事会」 及び「第3回幹事会」	計画の構成(分野) 士別市総合計画の検証
平成29年4月22日	温根別地区 地区別計画ワークショップ	課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換
平成29年4月26日	第3回民生福祉部会及び第3回経済建設部会	現計画の検証
平成29年4月26日	上士別地区 地区別計画ワークショップ	課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換、確認 地域づくりの目標について意見交換、確認
平成29年5月8日	第3回総務文教部会	現計画の検証
平成29年5月11日	温根別地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画、地域づくりの目標についての確認
平成29年5月22日	次期総合計画策定本部「第7回統括会議」	市民アンケート(確定版) 中高生アンケート(速報版) 次期総合計画の名称 基本計画の体系



日程	会議名ほか	主な協議内容
平成29年5月24日	中央南地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の概要 地区別ワークショップの進め方 地区の宝物や課題について意見交換
平成29年5月29日	平成29年度第2回土別市振興審議会	各専門部会からの報告 市民アンケート結果（確定版） 中学生アンケート結果（速報版） 高校生アンケート結果（速報版） 次期総合計画の名称 基本計画の体系
平成29年6月9日	中央西地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の概要 地区別ワークショップの進め方 地区の宝物や課題について意見交換
平成29年6月13日	中央北地区 地区別計画ワークショップ	地区別計画の概要 地区別ワークショップの進め方 地区の宝物や課題について意見交換
平成29年6月20日	中央北地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換
平成29年6月23日	中央西地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換
平成29年6月26日	次期総合計画策定本部【第9回代表幹事会】	公共施設の維持管理（廃校舎含む） 公共施設の再編等 次期総合計画
平成29年6月27日	中央北地区 地区別計画ワークショップ	地区の基礎データの確認 地区の取り組みについて確認 地域づくりの目標について意見交換 地区別計画の確認
平成29年6月28日	中央南地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換
平成29年7月7日	中央西地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 課題解決のため、地区の取り組みについて意見交換 地区別計画の確認
平成29年7月12日	中央南地区 地区別計画ワークショップ	概要や特徴、地区の基礎データの確認 地区の宝物と課題の確認 地区の取り組み、地域づくりの目標について意見交換 地区別計画の確認
平成29年7月19日	朝日地区 地区別計画ワークショップ	地区の特徴や歴史の確認 地区の宝物と課題の確認 地区の目標、地域づくりの取り組みについて意見交換
平成29年7月31日	次期総合計画策定本部【第10回代表幹事会】 及び【第4回幹事会】	公共施設の維持管理（廃校舎含む） 公共施設の再編等
平成29年8月24日	次期総合計画策定本部【第11回代表幹事会】	次期総合計画【基本計画】
平成29年9月1日	次期総合計画策定本部【第12回代表幹事会】	次期総合計画【基本計画】 次期総合計画【基本構想】
平成29年9月6日	次期総合計画策定本部【第13回代表幹事会】	次期総合計画【基本構想】 次期総合計画【体系図】 次期総合計画【基本計画】 次期総合計画【実行（展望）計画】
平成29年9月11日	次期総合計画策定本部【第8回統括会議】	次期総合計画【体系】 次期総合計画【基本構想】 次期総合計画【基本計画】 次期総合計画【地区別計画】 中高生アンケート集計結果（確定版） 次期総合計画【実行（展望）計画】

日 程	会 議 名 ほか	主な協議内容
平成29年9月12日	第10回次期総合計画検討市民委員会	次期総合計画「基本構想」
平成29年9月14日	次期総合計画策定本部「第14回代表幹事会」	マネジメント基本計画1期取り組み
平成29年9月19日	平成29年度第3回士別市振興審議会	中高生アンケート集計結果(確定版) 地区別計画ワークショップ開催状況 次期総合計画「体系図」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 行財政運営戦略の基本的考え方
平成29年9月19日	第4回専門部会(総務文教・民生福祉・経済建設)	次期総合計画「基本計画」
平成29年9月22日	士別市議会全員協議会	次期総合計画「策定経過」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 次期総合計画「地区別計画」 市民アンケート 中高生アンケート 行財政運営戦略の基本的考え方
平成29年9月27日	第5回専門部会(民生福祉)	次期総合計画「基本計画」
平成29年9月29日	次期総合計画策定本部「第15回代表幹事会」	次期総合計画「各専門部会協議結果」 次期総合計画「各団体意見交換」 マネジメント基本計画1期取り組み
平成29年10月2日	第11回次期総合計画検討市民委員会	次期総合計画「基本構想」 まちの個性 ワークショップの実施
平成29年10月11日 ～10月17日	士別市まちづくり総合計画 「関係団体との意見交換」計8団体	まちづくり総合計画の概要
平成29年10月16日	次期総合計画策定本部「第9回統括会議」	マネジメント基本計画1期取り組み
平成29年10月23日	次期総合計画策定本部「第10回統括会議」	次期総合計画「前文」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 次期総合計画「個別計画骨子」 次期総合計画「地区別計画」 専門部会、関係団体からの意見
平成29年10月23日	第12回次期総合計画検討市民委員会	次期総合計画「基本構想」 まちの個性 次期総合計画への提言
平成29年11月7日	次期総合計画策定本部「第11回統括会議」	次期総合計画「前文」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 次期総合計画「個別計画骨子」 次期総合計画「地区別計画」 専門部会、関係団体からの意見
平成29年11月13日	平成29年度第4回士別市振興審議会	次期総合計画「前文」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 次期総合計画「個別計画骨子」 次期総合計画「地区別計画」 専門部会、関係団体からの意見 次期総合計画検討市民委員会からの提言 答申書案
平成29年11月13日 ～12月1日	士別市まちづくり総合計画「市民説明会」 計10回開催	まちづくり総合計画の概要
平成29年11月20日	士別市まちづくりセミナー	講演会・ワークショップの実施 講演「行政に頼らない地域再生」 講師「やねだん」豊重 哲郎氏

日 程	会 議 名 ほか	主な協議内容
平成29年12月8日	平成29年度第5回士別市振興審議会	次期総合計画「前文」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 市民説明会開催経過 次期総合計画策定経過 答申書案 士別市振興審議会からの答申
平成29年12月14日 ～平成30年1月12日	基本構想(案)及び基本計画(案)に対する パブリックコメント実施 意見提出1名	
平成29年12月14日	士別市議会全員協議会	次期総合計画「前文」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 個別計画の概要（ほか）
平成30年1月17日	士別市議会全員協議会	パブリックコメントの実施結果 次期総合計画「前文」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 次期総合計画「地区別計画」
平成30年2月19日	平成29年度第6回士別市振興審議会	パブリックコメントの実施結果 次期総合計画「前文」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 次期総合計画「地区別計画」 次期総合計画「実行(展望)計画」 財政推計 士別市行財政運営戦略
平成30年2月20日	士別市議会全員協議会	次期総合計画「前文」 次期総合計画「基本構想」 次期総合計画「基本計画」 次期総合計画「地区別計画」 次期総合計画「実行(展望)計画」 財政推計 士別市行財政運営戦略
平成30年2月21日	平成30年度 士別市議会第1回定例会 基本構想及び基本計画原案を提案し、予算関連議案として審議	
平成30年3月16日	平成30年度 士別市議会第1回定例会 基本構想及び基本計画原案可決	



次期総合計画検討市民委員会から提言



士別市振興審議会から答申

### 次期総合計画の策定に伴う諮問書

人口減少や少子高齢化が急速に進展するなか、市民と行政が本市のめざすべき将来像を共有し、さらなる市勢発展に結び付けるため、士別市まちづくり基本条例第19条に基づき、新たなまちづくりの指針となる「次期総合計画」を策定いたします。

つきましては、士別市振興審議会条例第2条に基づき、貴審議会に対し、「次期総合計画」の策定について諮問いたしますので、調査研究・審議いただきますようお願い申し上げます。

平成28年1月28日

士別市振興審議会

会長 千葉道夫 様

士別市長 牧野勇司

## 士別市振興審議会からの答申

平成29(2017)年12月8日

士別市長 牧 野 秀 司 様

士別市振興審議会  
会長 鈴木 勉

### 「士別市まちづくり総合計画」について（答申）

平成28年1月28日に諮問を受けた次期総合計画について、士別市振興審議会条例第2条に基づき、次のとおり答申します。

#### 記

本審議会では、全体会議のほか「臨務文教」「民生福祉」「経済建設」の3つの専門部会を設け、それぞれ専門的な見地や市民としての視点から審議を重ねてきました。

審議は、現計画の検証のもと、社会情勢等の変化に伴う諸課題への対応を基本として、「本市の将来像を見据えた計画」「市民との協働による計画」「実効性の高い計画」「市民に伝わりやすい計画」「地方創生を考慮した計画」「個別計画と整合性のある計画」「地域別の将来像を見据えた計画」の7つの視点で進めてきました。

本市を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が進むなかにあつて、複雑かつ多様化する市民ニーズをはじめ、公共施設や遊休地のあり方、医療体制の確立、自然災害への対策など、対応しなければならない課題は山積しており、極めて難しい行政運営が求められています。

このようななかで、今後のまちづくりは、これまでの市民の持つ「人の力」や連携によって育まれる「輪の力」、地域資源が生み出す「地の力」、交流がもたらす「絆の力」に、自主的・主体的に地域づくりを進める「地区の力」を加えた「地域力」で進めていく必要があると考えます。

本日、添付のとおり、士別市まちづくり総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について答申しますが、本計画に基づき、「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」を基本理念として、めざす都市像である「天恵の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」の実現に向け、自然や歴史・文化などの個性を大切に生かしながら、すべての市民が、元気でいきいきと安全・安心な暮らしを送ることのできるまちを築いていくことを期待します。

なお、計画の推進にあたって、特に留意していただきたいことは、次のとおりです。

1. 各施策の推進にあたっては、士別市まちづくり基本条例の基本原則である「市民自治」並びに「情報共有」に基づき進めること。
2. 基幹産業である農業について、次期総合計画検討市民委員会からの提言も踏まえ、わがまちの個性にかえた「木衣型農業実践のまち」を進めること。
3. 次期総合計画検討市民委員会から提言のあった、わがまちの個性のPRについて、広報紙やインターネットの活用をはじめ、創意工夫を凝らした情報発信に努めること。
4. 「地域力」については、すべてのまちづくりに共通することから、「地域力」を高める取り組みを進めるとともに、「地域力」による施策の推進に努めること。
5. 想定人口を達成するためにも、人口減少を抑制する施策と、より交流人口を増加させる施策を積極的に進めること。
6. 本計画の着実な実現と財政の健全化を図るため、限られた財源で最大の成果をめざした効果的・効率的な事業の実施に努めること。
7. 「地区別計画」の推進にあたっては、地域による自主的・主体的な取り組みが行われるよう支援すること。
8. 個別計画の策定にあたっては、本計画との整合に十分留意すること。

以上

## 士別市振興審議会の構成

### 士別市振興審議会委員名簿

審議会役職	部 会	氏 名	選出区分・所属等	備 考
会長	経済建設部会	鈴木 勉	士別商工会議所会頭	H28.12.1から
会長		千葉 道夫	前士別商工会議所会頭	H28.11.30まで
副会長	民生福祉部会	山田 敦久	朝日郵便局長	
部会長	総務文教部会	菅原 信一	士別観光協会会長、地域活動	
部会長	民生福祉部会	谷 温 恵	士別幼稚園園長、子育て関係会議委員	
部会長	経済建設部会	泉谷 勇	株式会社泉谷代表、国際交流協会	
副部会長	総務文教部会	山口 喜代子	地域活動	
副部会長	民生福祉部会	辰巳 美恵	めん羊工芸館くるるん	
副部会長	経済建設部会	中山 弘子	農業、地域活動（上士別）	
委員	総務文教部会	油谷 敏男	トヨタ自動車株式会社士別試験場	
委員	総務文教部会	石川 公隆	化粧品の店コマヤ代表・公募	
委員	総務文教部会	神田 英一	士別市体育協会会長、神田税理士事務所	
委員	総務文教部会	笹村 多恵子	農業	
委員	総務文教部会	三野 一寿	三野建設株式会社代表、地域活動	
委員	民生福祉部会	伊藤 令子	朝日商工会女性部長	
委員	民生福祉部会	大野 太美栄	いきいき士別ネット代表	
委員	民生福祉部会	寺崎 徳仁	農業、地域活動（温根別）	
委員	経済建設部会	安藤 英治	北海道ブロック住宅株式会社代表	
委員	経済建設部会	谷 寿 彰	農業・公募	
委員	経済建設部会	塚田 郁子	地域活動（朝日）	
委員	経済建設部会	吉井 正博	北ひびき農業協同組合常務理事	

〔 自：平成28年4月1日  
至：平成30年3月31日 〕

## 次期総合計画の策定に向けての提言書

私たちは、これまで、次期総合計画の基本構想や特定課題である公共施設マネジメント基本計画の策定に向けて検討を重ねてきました。公共施設マネジメント基本計画については、本年2月に提言を行ったところであり、次期総合計画に反映させるなかで、着実な推進を求めるものです。

本提言書は、次期総合計画の策定にあたって、これからの士別市のまちづくりの方向性や進め方について、「多くの市民の参加・参画のもと、幅広い意見の集約を図る」との方針にもとづき、本委員会において、行った検討結果をとりまとめたものです。

総合計画は、今後のまちづくりの方向性を明らかにするものですが、それは、行政運営の基本指針であるとともに、市民活動の行動指針ともなる重要な計画です。

今後、具体的に取り組みを進めていくうえでは、様々な課題の解決が必要となりますが、市民の理解を深めつつ、さらには、議会との連携の下、本市における都市像のめざすべき姿の実現に向け、行政としての一層の努力を求めます。

提言にあたっては、次期総合計画における「基本構想」や本市のイメージに直結する「わがまちの個性」について、先に、実施された、「市民アンケート調査」結果などをもとに、委員会で行ったワークショップなど、市民の視点に立った議論と検討を進めてきたところです。ついては、次のとおり、次期総合計画策定に向けて、提言します。

平成 29(2017)年 10 月 23 日

士別市長 牧 野 勇 司 様

士別市次期総合計画検討市民委員会  
委員長 齊 木 勲



## 1. 「基本構想」に関する提言

### (1) めざす都市像について

まちづくりにおける、「めざす都市像」は、包括的かつ普遍的であり、市民に深く定着させるためにも長期的なものとして掲げ、実現に向けて歩みを進めていくべきものであることから、現在の総合計画で掲げる都市像を引き継ぐべきと考えます。

### (2) 基本理念について

市民アンケート調査の結果を踏まえ、現在の総合計画で定める基本理念である「地域力によるまちづくり」をさらに推進していくべきと考えます。また、地域力を高めていくために、地域力の構成に新たに「地区の力」を加え、各地域と行政が連携したまちづくりを推進するべきと考えます。

## 2. 「わがまちの個性」に関する提言

### (1) 新たな個性の追加について

市民アンケート調査での「地域資源に関する設問」において、農業に関する項目が高く評価される結果となっています。本市の農業は、恵まれた大地と水、寡雑差のある気候風土のもと、水稻を中心とした多種多様な農業経営のもとに発展を遂げており、「北海道農業の縮図」と呼べるものです。また、近年では、北海道で一番の面積を誇る大型ほ場の整備をはじめ、先進的なICT農業の導入など、北海道農業を先導する様々な取り組みが展開されています。以上のことから、現在の5つの個性に、市民が認める「まちの顔」として、「農業」を加えるべきと考えます。

### (2) PRの拡大について

わがまちの個性について、十分に浸透しきれていないのが現状です。この素晴らしい個性あふれる土別市をより多くの人達に浸透させるためには、市民へのPRはもとより、市外へ積極的に発信することが重要です。広報紙やインターネットの活用によるPRをはじめ、市外の人たちの視点に立ち、創意工夫を凝らしたPRと情報発信の拡大が必要と考えます。

以上、本計画が、本市の安定的かつ持続的な発展につながることを念願し、提言とします。

## 次期総合計画検討市民委員会の構成

### 次期総合計画検討市民委員会 委員名簿

委員会役職	氏 名	所属団体役職	備 考
委員長	齊 木 勲	士別市社会福祉協議会会長	
副委員長	吉 井 正 博	士別市振興審議会委員	
委 員	鈴 木 勉	士別市振興審議会会長	H28.12.26 (第8回) から
委 員	千 葉 道 夫	士別市振興審議会会長 (前)	H28.10.25 (第7回) まで
委 員	伊 藤 令 子	士別市振興審議会委員	
委 員	谷 温 恵	士別市振興審議会委員	
委 員	中 山 弘 子	士別市振興審議会委員	
委 員	佐 藤 良 雄	中央地区自治会連絡協議会会長	
委 員	富 長 俊 磨	中央地区自治会連絡協議会副会長	
委 員	橋 本 宏	駅南自治会会長	
委 員	大 岡 正 喜	朝日地区自治会連絡協議会会長	H29.9.12 (第10回) から
委 員	坂 本 勝 己	朝日地区自治会連絡協議会会長 (前)	H29.2.23 (第9回) まで
委 員	松 浦 秀 行	上士別地区自治会連絡協議会会長	H29.9.12 (第10回) から
委 員	水 留 俊 明	上士別地区自治会連絡協議会会長 (前)	H29.2.23 (第9回) まで
委 員	山 形 光 男	多寄地区自治会連絡協議会会長	H29.2.23 (第9回) から
委 員	齊 藤 晴 夫	多寄地区自治会連絡協議会会長 (前)	H28.12.26 (第8回) まで
委 員	田 中 孝 幸	温根別地区自治会連絡協議会会長	H29.9.12 (第10回) から
委 員	山 根 稔	温根別地区自治会連絡協議会会長 (前)	H29.2.23 (第9回) まで
委 員	大 森 智	一般財団法人士別市体育協会副会長	
委 員	尾 崎 文 映	一般社団法人士別青年会議所理事長	
委 員	谷 村 賢 蔵	士別市老人クラブ連合会副会長	
委 員	佐 藤 ミ キ	士別市障がい者福祉連合会事務局	
委 員	佐々木 正 雄	士別市文化協会会長	
委 員	佐 藤 政 美	士別市子ども会育成連絡協議会副会長	
委 員	苔 口 千 笑	しべつ子育てネットワーク監事	

〔 自：平成28年3月28日  
至：平成29年10月23日 〕

## 個別計画一覧

総合計画	個別計画	策定年度	計画期間	
			自	至
基本計画1 健やかで豊 かな心育む まちづくり	士別市立病院新経営改革プラン	平成 29(2017)年 3月	平成 29(2017)年度	2020 年度
	士別市健康長寿推進計画	平成 27(2015)年 3月	平成 27(2015)年度	2022 年度
	士別市食育推進計画	平成 27(2015)年 3月	平成 27(2015)年度	2019 年度
	士別市子ども・子育て支援事業計画	平成 27(2015)年 3月	平成 27(2015)年度	2019 年度
	士別市地域福祉計画	平成 27(2015)年 3月	平成 27(2015)年度	2019 年度
	士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2020 年度
	士別市障がい者福祉基本計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2023 年度
	士別市障がい者福祉実行計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2020 年度
	士別市保健事業実施計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2023 年度
	士別市子どもの権利に関する行動計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2021 年度
	士別市スポーツ推進計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2025 年度
	士別市人づくり・まちづくり推進計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2025 年度
	基本計画2 魅力と活気 あふれるま ちづくり	士別市農業・農村活性化計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度
士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略		平成 27(2015)年 10月	平成 27(2015)年度	2019 年度
士別市森林整備計画		平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2022 年度
士別市環境基本計画		平成 29(2017)年 3月	平成 29(2017)年度	2025 年度
士別市一般廃棄物処理基本計画		平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2026 年度
士別市緑の基本計画		平成 29(2017)年 5月	平成 29(2017)年度	2036 年度
士別市公園施設長寿命化計画		平成 26(2014)年 5月	平成 27(2015)年度	2024 年度
士別市公共下水道事業計画		平成 30(2018)年 1月	2018 年度	2022 年度
士別市水道事業経営戦略		平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2027 年度
基本計画3 市民の力で 未来へ歩む まちづくり	士別市下水道事業経営戦略	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2027 年度
	士別市男女共同参画行動計画	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2025 年度
	士別市立地適正化計画	平成 31(2019)年 3月 (予定)	-	-
	士別市都市計画マスタープラン	平成 14(2002)年 3月	平成 14(2002)年度	2021 年度
	士別市地域公共交通網形成計画	平成 31(2019)年 3月 (予定)	-	-
	士別市地域防災計画	平成 26(2014)年 9月	-	-
行政・財政の 取り組み	士別市災害時備蓄計画	平成 29(2017)年 3月	-	-
	士別市行財政運営戦略	平成 30(2018)年 3月	2018 年度	2025 年度
	士別市公共施設マネジメント基本計画	平成 29(2017)年 3月	平成 29(2017)年度	2041 年度

[あ]

**愛知県みよし市** p62

平成12(2000)年10月6日に本市と友好都市提携を締結。平成17(2005)年の国勢調査では人口56,252人と市の要件を満たしたため、平成22(2010)年1月4日に市制を施行して平仮名で「みよし市」となった。

**あさひかわ観光誘致宣伝協議会** p46

旭川市及び周辺の観光関係機関・団体が広域連携を図り、観光誘致宣伝活動を推進し、加盟地域の観光振興及び旭川空港の利用拡大を図る。設立は平成9年で、土別市は平成21(2009)年に加盟。加盟地域は、旭川市・土別市・稚内市・富良野市・紋別市・留萌市・深川市・名寄市・芦別市・上川町・美瑛町・東川町などである。

**アドバイザー** p44

助言者。忠告者。顧問。

[い]

**いきいき健康センター** p33

市民の健康づくりや交流活動を通じて「健康長寿日本一」をめざす拠点施設。市民が主体となって行う市民参加型の「サロン事業」やサフォークジム、サフォーク元氣クラブなどの「健康づくり・介護予防事業」を実施。

**生きる力** p30、36、37、39

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。平成20年(2008年)3月、小・中学校の学習指導要領及び幼稚園教育要領を、平成21(2009)年3月、高等学校・特別支援学校の学習指導要領を改訂。

**医療制度改革** p30

平成17(2005)年9月の総選挙で、自民党は「医療制度改革を断行」を政権公約(マニフェスト)に掲げた。翌年6月、後期高齢者医療制度の創設や、介護療養病床の廃止、医療費適正化計画策定などを定めた改正法が成立。

**医療資源** p31

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・臨床検査技師・その他医療スタッフなどの「ひと」、医療機器・検体検査・医薬品・設備や施設などの「もの」、運転資金などのこと。

**インフラ** p63

インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

[お]

**オープンスペース** p23

歩行者・自転車道、河川、農地、公園、緑地、森林などを指す。都市空間構成の枠組みを形成する主要な要素である。

**温室効果ガス** p51

温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素・フロン・メタンなど。

[か]

**核家族化** p30

夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。ただし、夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。

**合宿の里土別推進協議会** p46、48

本市における「合宿の里づくり」を推進する母体として、各種団体などによって組織された協議会。

**河畔林** p52

河川の周辺に繁茂する森林のこと。小溪流に繁茂する森林は河畔林として区別される。河辺林(かわべりん)とも呼ばれる。

**上川北部地域救急業務高度化推進協議会** p66

高度化する救命医療に対応するため、医療と消防両機関の連携強化を目的に、上川北部8市町村の自治体や医療機関、保健所が集い、「上川北部消防事務組合救急業務高度化推進協議会」が平成12(2000)年に発足。平成29(2017)年5月に上川北部地域の救急医療をより広域的に発展させることなどを目的に、土別地方消防事務組合管内関係機関が協議会への加入を承認され、組織名を「上川北部地域救急業務高度化推進協議会」と改めた。

**環境負荷** p43

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの(廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加など)があり、自然的に発生するもの(気象、地震、火山など)も環境負荷を与える一因である。

**官民一体** p48、62

官庁と民間企業が連携・協力して事にあたるさま。

[き]

**技能士** p44

職業能力開発促進法に基づいて、厚生労働省・都道府県、及びその委託を受けた職業能力開発協会が実施する技能検定試験に合格した者に与えられる称号。職種ごとに一級・二級がある。

**基盤整備** p36、43、53

生活などの営みに必要な施設について整備すること。単に「基盤整備」という場合、「都市活動に必要な基盤の整備＝都市基盤整備」を指すことが多い。

**教育基本法** p36

日本国憲法の精神に基づき、日本教育の基本的なあり方を明示した法律。義務教育や家庭教育、生涯学習などについて、それぞれの基本方針を定めた18条からなる。昭和22(1947)年施行。平成18(2006)年の改正で前文に「公共の精神の尊重」「豊かな人間性と創造性」「伝統の継承」などについての記述が盛り込まれた。

**協働** p12、13、19、30、50、59、68

同じ目的のために、協力して働くこと。行政と住民が対等の立場で協力しあい、地域づくりを担う社会。

[く]

**クラウド化** p70

クラウドコンピューティングを利用したサービスの総称。仮想化技術を用いてサーバー構築、大規模データの保管、顧客管理業務などを行う企業向けのサービスと、スケジュール、連絡先、電子メールの管理やオンラインショップで購入したデジタルコンテンツを端末間で共有する個人向けのサービスに大別される。

**グローバル化** p11、62

世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

## [ナ]

### 権利擁護 p33

対象となる人の権利を守ることを指す。自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援すること。

## [コ]

### 広域観光ルート p46

共通テーマやストーリー性をもたせ、何日にもわたって滞在し、広域周遊を促す観光ルート。主に外国人観光客を対象としており、長期滞在だけでなく、繰り返し来訪するリピーター数を増やし、域内観光消費を喚起する効果が期待される。

### 広域幹線 p55

高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される現在延長約12万km(将来構想18万km)の道路ネットワークのこと。

### 高機能消防指令台 p65

最新鋭コンピュータと最新通信機器を駆使して消防活動を行うためのシステムをもつ高機能消防指令センター構成機器の一つ。

### 恒久平和 p7

常に変わらずに平和であること。永久に平和で争いごたがない状態であるさま。

### 公共交通結節点 p64

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。複数の交通モード間の不連続点のこと。ハブとも呼ばれる。

### 交通安全運動推進委員会 p40

交通安全と関係の深い機関・団体で構成され、交通徳徳向上と交通事故防止のための市民運動を展開する団体。

### 交通システム p64

乗客または荷物の移動に必要な手段や設備などのこと。

### 高付加価値販売 p42

生産過程で新たに加えられた価値である「付加価値」の高い商品のこと。競合他社が真似できないような技術やノウハウを活用した顧客ニーズのある商品。

### 公有地 p64

地方公共団体の所有地。

### 合流式下水道改善事業 p54

汚水と雨水を分けずに排出する古い形式の下水道を別々の管にするなどして雨天時に汚水が川へ放流される回数を減らす事業のこと。

### 交流人口 p5、22、47、55、58

その地域に訪れる(交流する)人の数。定住人口(居住者・居住人口)に対する概念。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞、スポーツ、観光など、特に内容を問わないのが一般的。土別市の場合は、合宿や試験研究などによる交流人口が多い。

### ゴールパーン・マルワリー市 p62

平成11(1999)年7月3日に本市と姉妹都市提携を締結。オーストラリア・ニューサウスウェールズ州の南東部に

位置し、シドニー南西208km、キャンベラ北東9kmにある都市。

### 子育て応援ファイル「すくらむ」 p36

上川版個別の支援計画「すくらむ」を基本に作成。保護者や家族、保健・医療・教育などの関係機関が子どもの育ちを記録することで、子育ての手がかりとなるもの。保健・医療・教育などのサービスやサポートを利用するときに関係機関との連携をスムーズにし、必要なサービスやサポートを的確に受ける資料としても利用できる。

### 子ども議会 p38

市内中学生の「まちづくり」等への興味・関心を育み、子どもの自由な発想を生かした意見・要望を市政へ反映させることを目的とした事業のこと。

### 子ども夢トーク p38

子どもたちが描くアイデアや意見を市長と語り、明るく健やかに暮らし、未来に夢と希望が持てるまちづくりを進めるとともに、子どもたちのまちづくりへの参画意識を高めることを目的とした事業のこと。

### コミュニティ・スクール p37

学校と地域社会の一体化によって行われる教育。公立学校の運営に保護者や地域住民の意見を取り入れるための制度。教育委員会が任命する委員で構成され、学校運営の基本方針を承認し、教育活動について意見を述べる。平成16(2004)年から地方教育行政法に基づく制度として実施。教育委員会が指定する地域運営学校において重要な役割を果たす。

### 御料地 p4

皇室の所有地。旧朝日町の開拓は、土別村字土別御料農地区画(1線～9線)が貸下げになり、道内各地から入植があったのが始まりで、朝日町の開基とされている。

### コンパクトなまち p55

持続可能な都市のあり方として提起された都市像、またはそれを実現するための都市政策モデル。都市づくりに関しては拡大発展ではなく縮小高密度化を志向する考え方。

## [さ]

### 再生可能エネルギー p10、50、51

自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生され、半永久的に供給され、継続して利用できるエネルギーのこと。有限の資源である化石燃料などに代わる、新エネルギー(中小規模水力・地熱・太陽光・バイオマスなど)や大規模水力などのエネルギーを指す。

### サイバー攻撃 p70

コンピュータネットワーク上で、特定の国家、企業、団体、個人に対して行われるクラッキング行為。政治的、社会的理由に基づき、社会に混乱をもたらしたり、国家の安全保障を脅かしたりすることを目的とする破壊活動は、特にサイバーテロともいう。

### サハリン経済交流促進協議会 p44

北・北海道9市とサハリン州との間で、地場産品の輸出促進や日本食文化の普及、稚内-コルサコフ航路の維持・充実を図り、継続した経済交流につなげていくことを目指すために設立された団体。北・北海道9市とは、旭川市、土別市、稚内市、富良野市、紋別市、留萌市、深川市、名寄市、芦別市である。

## サフォークランド士別プロジェクト p43

本市が長年にわたって取り組んできた「サフォーク羊」によるまちづくり活動をさらに発展させていくため、良質な羊の安定生産を基本に、羊肉の販路拡大、サフォークを活用した産業や観光の振興など、特徴あるまちづくりの再構築を図るため、関係団体や行政などによって、平成18(2006)年度に設立されたプロジェクト。

## [し]

### シープドッグショー p46

牧羊犬。羊の群れを一つにまとめ、一定方向に追う作業を見せる催しのこと。

### 次期総合計画検討市民委員会 p2

次期総合計画策定にあたり、多くの市民参加・参画のもとで、幅広い意見を集約し、計画に反映させていくための委員会。

### 自主防災組織 p58、65

災害対策基本法において規定する地域住民による任意の防災組織。町内会や自治会が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体を指す。

### 自治会連絡協議会 p20

地域で共通する諸問題の解決、住みよい地域社会作りと住民福祉の増進を図ることを目的として、中央、上士別、多寄、温根別、朝日の各地区の自治会で構成される団体。

### 児童委員 p34

児童及び妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力する者。児童福祉法に基づくもので市町村に置かれ、民生委員がこの職を兼務する。

### 士別市空き家・空き地バンク p53

空き家・空き地情報を広く市民に提供することで、空き家・空き地を次世代に円滑に引き継ぎ、二地域居住住宅や移住者向け住宅、合宿の宿泊施設などへの有効活用と地域の活性化を促進するために創設された。

### 士別地域日台親善協会 p46、48、62

台湾との経済・文化交流等を促進するために設立された団体。士別地域とは、士別市・和寒町・剣淵町・幌加内町の各組織によって構成される。

### 士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会

p44、46、47

隣接する1市3町が連携し魅力的な「観光地域づくり」に向けて設置された協議会。観光ルートの策定・プロモーション・商談会などを通して、観光客の誘引、地域経済の活性化をめざす。加盟地域として、士別市・和寒町・剣淵町・幌加内町である。

### し尿 p51

人間の大小便を合わせた呼び方で、主に工学、行政、法律分野で使用される。

### 姉妹都市 p20、22、58、62

文化交流や親善を目的とした地方同士の関係のこと。士別市ではゴールバーン・マルフリー市を指す。

### 市民サロン p33

市民が主体となり企画・運営するもので、市民が「いきいき健康センター」に集まり、体操やレクレーション

ン・趣味活動・学習活動などを行うことにより、介護予防・生きがいづくり・市民のふれあいをめざすもの。

### 市民自治 p58、59

市民が自ら「自分たちのまちづくりのことを、自分たちで考え、決めて、行動していく」こと。

### 社会潮流 p2、12

時勢の動き。時代の傾向。

### ジャスト・イン・タイム p69

生産時の無駄を排除することにより、必要なときに必要なものを必要なだけ生産する方式。現在ではPOS(P O S)システムを利用する流通業者にも応用されている。

### 住宅宿泊事業法 p53

急速に増加するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに制定された法律。平成29(2017)年6月に成立。

### 集中豪雨 p42、54

局地的に、比較的短時間に多量に降る強い雨のこと。昭和28(1953)年ごろから新聞などで使われはじめ、気象用語として定着した。

### 循環型社会 p10、50

廃棄物等の発生抑制や資源の循環的な利用、さらに適正な処分によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会をめざすべきとして、平成12(2000)年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。

### 省エネルギー p50、51

石油・ガス・電力などエネルギー資源の効率的利用や利用量の削減を図ること。省エネ。

### 消費者協会 p40

消費生活に関する正しい知識の普及や啓発や情報を提供するとともに、消費者、生産者、事業者、行政との相互理解を図りながら、市民生活の安定と向上に資することを目的として活動を進めている任意団体。

### 情報格差 p53、70

コンピュータやインターネットを使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差。労働条件や収入、入手できる情報の量や質などに見られる。個人間だけでなく、国家間や地域間の格差を指す場合もある。

### 情報システム p70

情報処理を行うためのコンピューターシステム。コンピュータ・情報通信ネットワーク・各種ソフトウェアなどで構成される。

### 情報セキュリティ p70

情報システムを取り巻くさまざまな脅威から、情報資産を機密性・完全性・可用性の確保を行いつつ、正常に維持すること。

## 将来人口（想定人口） p12、22

将来に予測される人口のこと。既存の人口統計から推計したもの。

## 職親 p33

知的障がい者を預かり、更生に必要な指導訓練を行う者のこと。

## 職業訓練指導員 p44

公共職業訓練及び認定職業訓練において、訓練を担当する者のこと。業務は、公共職業能力開発施設等において、職業のための技能や知識を指導することや働く人々や産業界が求める教育訓練の内容を的確につかみ、キャリア形成に関する相談支援や教育訓練プログラムをまとめあげることなどである。

## 食生活改善推進員 p32

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食育の推進や郷土料理の次世代への継承など、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っている団体のこと。

## 女性活躍推進法 p58

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略。女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された。平成27(2015)年8月28日に成立。

## 自立支援協議会 p33

市内の障がい者団体または家族会の代表者や相談支援事業者の関係者などが集まり、地域における障がい者等の課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う団体のこと。

## 新エネルギー p51

公的には日本における新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののこと。政令により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などである。

## 人権侵害 p37

人権を踏みこじること。特に、国家権力が憲法の保障する基本的人権を侵犯すること。

## 人口ビジョン p12、22

地域の人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、めざすべき将来の展望を提示するもの。地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられている。

## 新市建設計画 p2、17

市町村合併にあたって、合併後の新しい市の将来像とその実現に向けた施策・事業を示す計画。合併特例法に基づき、合併協議会によって策定される計画であり、合併後の法に基づく財政支援措置等も、この計画が基礎とされる。平成17(2005)年に策定。

## 人事評価 p69

従業員の業務遂行度、業績、能力を評価し、賃金や昇進等の人事施策に反映させる仕組みのこと。

## [す]

### 推計人口 p22

一定地域の将来人口量を推計した結果、算出された人口データ。

### 水源かん養機能 p23

森林土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、川の流量を安定させるとともに、雨水が森林土壌を通過することによって、水質を浄化する機能。

### 水洗化資金貸付制度 p54

くみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事や風呂・流しからの生活排水を流すために必要な管などを接続するための改造資金の貸付制度のこと。

### スクラップ・アンド・ビルド p68、69

行政機構における臍癭抑制の方法。組織の新設にあたっては、同等の組織廃止を条件とすること。

### ストック総合改善事業 p53

公営住宅については、一斉に更新時期を迎えるなどの状況が予想されるなかで、時代背景に基づくニーズの変化に対応し、居住性向上・屋内外環境整備・安全性の確保・共同施設整備など、住環境の改善を計画的に行うとともに、多様な活用によって効率的で的確な公営住宅の供給を図ることを目的とした事業のこと。

### スポーツライフ p39

スポーツをより多くの接点から楽しむことができる生活のこと。

## [せ]

### 生活困窮者自立支援制度 p33、34

経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村が自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家言林匪炎などの包括的な支援を行う制度のこと。平成27(2015)年から実施。

### センター病院 p31

北海道保健医療福祉計画に指定されている第三次保健医療福祉圏にあって、ほぼすべての疾病に対応できる診療機能を備えた高度専門医療機関のこと。

## [そ]

### 総合型地域スポーツクラブ p38

地域の住民が、気軽に様々な種目に親しめる地域に根ざした総合的なスポーツクラブのこと。地域住民による自主的な運営、多くの人々が参加できる種目や技術レベルの多様性、有資格指導者による質の高い指導などが特徴で、学校開放施設や公共スポーツ施設などを拠点に運営される。本市では、平成14(2002)年に設立された。

### 相談支援センター p33

指定相談事業所が地域移行、地域定着促進の取り組みや権利擁護、虐待防止の取り組みのほか、障がい者等が安心して地域生活を継続できる体制整備を構築する場所。

### 宗谷本線活性化推進協議会 p63

宗谷本線(旭川～稚内間)の沿線自治体で構成される協議会。路線の維持・存続・利便性向上などを目的として活動している。

## [た]

### 第3セクター p69

国や地方公共団体(第1セクター)と民間企業(第2セクター)の共同出資によって設立される事業体。地域開発など本来は国や地方公共団体が行うべき事業を民間の資金・能力の導入によって官民共同で行うこと。

### 多子世帯 p35

子どもの数が多い家庭のこと。本市では3人以上の子どもがいる家庭を指す。

### 多面的・公益的機能 p23

森林や農地、河川、海などが持つ国土の保全、水資源のかん養、水質・大気浄化、多様な野生生物の生息を可能とする空間の保全や健康づくりなどの機能のこと。

## [ち]

### 地域おこし協力隊 p62

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行うなかで定住・定着に向け、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図ることを目的とした制度。総務省が財政支援を行う。平成21(2009)年から実施。

### 地域資源 p12、17、18、19、44、46、59、62

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものとしてとらえ、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。近年、ご当地ブーム、まちおこし、地域ブランドに代表される地域活性化の試みにおいて、特徴・素材となるものを地域資源として定義し、活用する考え方が広まっている。

### 地域政策懇談会 p59

行政からの情報提供や市職員と地域の方々との対話する場。市の主要課題などの解決を図るための意見交換の機会のこと。

### 地域担当職員制度 p59

市職員が地域へ外向き、会議への参加や意見交換、交流イベントのお手伝いなどを通じて、よりよい地域づくりを応援する制度のこと。地域の方々と共に活動し、信頼関係を築きながら、地域からの提言の收受、行政情報の伝達など、地域と行政とのつなぎ役を担う。

### 地域の目と声をください運動 p40

高齢者や障がいのある人などが、外出時に街なかや乗り物の中などにおいて手助けを必要とするような場合に、だれもが気軽に声をかけ、手助けを行うよう呼びかける「声かけ運動」を促進するにあたり、自治会・防犯協会・市PTA連絡協議会の三者が中心となり進めている。

### 地域包括ケアシステム p31、33

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される制度。

### 畜産クラスター p43

畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)がクラスター(ぶどうの房)のように一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取り組みのこと。

### 地方自治法 p2

地方公共団体の組織や運営に関して定めている法律。国と地方公共団体との基本的関係を規定し、民主的、能率的な地方行政の実現を目的とする。昭和22(1947)年施行。

### 地方創生 p2、10、12、68

第二次安倍政権が平成26(2014)年9月に示した人口減少と地方の衰退の問題に一体的に推進する政策。各地方公共団体が独自の施策を立案、事業を推進し、国が情報・人材・財政面から支援する。

### 着地型観光 p42、44、46、47、48

観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。主に都会にある出発地の旅行会社が企画して参加者を目的地へ連れて行く従来の「発地型観光」と比べて、地域の振興につながることを期待されている。

### 長寿命化 p51、52、54、55、61

寿命がのびること、あるいは寿命をのばすことを意味する表現。特に消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちするようになることを指す場合が多い。

## [つ]

### ツール p70

コンピュータを効率良く利用したり、アプリケーションソフトの開発を支援したりするソフトウェアのこと。

## [て]

### 電子証明 p70

インターネットの電子商取引などで個人の存在、信頼性、正当性を保証すること。偽造や不正利用を防ぐため、暗号などのセキュリティ技術を用いた電子証明書により、本人であることを証明する。

### 電子申請 p70

インターネットを利用して、申請・届出などの行政手続をいつでも、どこからでも実現できるようにするもの。電子申請を利用することで、現在行政機関の窓口に出向いて紙によって行っている申請・届出などの手続きが自宅や会社のパソコンを使用し行えるようになる。

## [と]

### 道北観光連盟 p46

北・北海道(中川町、音威子府村、美深町、名寄市、下川町、幌加内町、士別市、剣淵町、和寒町の9市町村)における観光の発展をめざし、道北地域の各観光関係機関や団体・行政との連携を図りつつ、観光関連事業等の促進を進める団体のこと。

### 特別用途区域 p63

用途地域の内部において、用途地域よりもさらにきめ細かい建築規制を実施するために設定される区域であり、市町村が指定するもの。かつては、文教地区、特別工業地区、厚生地区、特別業務地区、中高層階住居専用地区、商業専用地区、小売店舗地区、事務所地区、娯楽・レクリエーション地区、観光地区、研究開発地区という11種類に限定されていたが、法改正によりさまざまな特別用途地区が市町村の判断により設置できるようになった。



## 特別用途制限地域 p63

用途地域が定められていない非線引き都市計画区域または準都市計画区域において指定されるもの。

## 都市計画街路 p55

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための重要な施設として都市計画決定された道路。

## 都市計画区域 p23、63

都市計画制度上の都市の範囲のこと。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市発展の見通し、地形などから、一体の都市としてとらえる必要がある区域を都市計画区域として指定することとなっている。一般には、これに加え、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域ととらえられている。

## 都市計画法 p23

都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和44(1969)年施行。

## 屯田兵 p4

明治時代に北海道の警備と開拓にあたった兵士とその部隊。明治7(1874)年に制度が設けられ、翌年から実施、明治37(1904)年に廃止された。土別への入植は、明治32(1899)年7月で、最北で最後の屯田兵となった。100戸が入植するも、火災で1戸が転出、99戸となった。

## [な]

### 難視聴地域 p53

地理的状況の影響により、地上波放送が見られない条件にあること。

## [に]

ニーズ p12、38、43、44、45、48、49、52、65  
必要。要求。需要。

## 二次救急医療機関 p30、31

地域の病院(一般の総合病院や国公立病院など)がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関のこと。原則として初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものである。X線装置、心電図、輸血及び輸液などのための設備などの基準を満たすことが要件となっている。

## 日較差 p4

気温などの1日のうちの最高値と最低値との差。

## 認定こども園 p36

就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供し、また地域における子育て支援事業を行う施設として、都道府県知事の認定を受けた施設。保護者の就労の有無によらず利用できる。地域の実情に応じて、認可幼稚園と認可保育所が連携する幼保連携型、認可幼稚園が保育所的機能を備える幼稚園型、認可保育所が幼稚園的機能を備える保育所型、認可外の施設が認定こども園となる地方裁量型などのタイプがある。平成18(2006)年10月施行の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により制定された。

## 認定職業訓練 p44

職業能力開発促進法に規定された公共職業訓練の基準

に合致すると都道府県知事が認定したもの。

## [の]

農・林・商・工・消 p44、45  
農業・林業・商業・工業・消費者の略。

## ノーマライゼーション p33

障がい者と健常者が区別されることなく、社会生活を共にするのが、本来の望ましい姿であるとする考え方。

## [は]

### バイオマス p51

生産資源(量)を表す概念で、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの」を指し、具体的には、稲わらやもみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなど、エネルギーや新素材などとして利用可能なもの。

### ハッピーマタニティ事業 p35

市外の産科医療機関への通院に係る交通費一部助成と出産準備の費用負担軽減のために、子育て関連商品購入に使える商品券を発行している妊産婦応援事業のこと。

### 花いっぱい運動 p61

環境美化による犯罪抑止や地域力向上を目的とした自治会連合会の取り組みのこと。

### バリアフリー化 p55、61

公共的建築物や道路、住宅などについて、高齢者や障がい者などが社会生活を営むうえでの障がい(バリア)を除去すること。

## [ひ]

### 病床機能 p31

病棟単位で担っている医療機能(「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」4区分)のことである。一般病床・療養病床を有する病院または診療所が担っている医療機能を、病棟単位を基本として4区分から一つを自主的に選択し、都道府県に報告し、公表することを病床機能報告制度という。

## [ふ]

### フェイスブック p70

米国の代表的なSNS(ソーシャルネットワーキングサービスの)のこと。平成16(2004)年、ハーバード大学の学生向けサービスとして始まったが、その後、全米の学生にも開放され、平成18(2006)年には学生以外も参加できるようになった。平成20(2008)年より日本語版サービスを開始。豊富なアプリケーションソフトやさまざまな情報共有機能をもつ。

### 複合経営 p43

農産物販売金額の1位部門の割合が総販売金額の8割未満のものをいう。

### 福島県川内村 p62

平成25(2013)年10月20日に本市と「絆づくり」協定を締結。福島県双葉郡にある村で、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、本市では子どもたちの受け入れを中心に友好交流を進めてきた。

## フットパス p46

森林や田園などに設けられた歩行者用の小道のこと。ありのままの自然や古い町並みなどの風景を楽しみながら散策するためのもの。

## プラザ p44

スペイン語で、都市にある公共の広場を意味する。日本では商業施設、娯楽施設、ホテル、超高層ビル、コミュニティなどの施設の名前によく使用される。

## ブロードバンド p53

元々は、データ伝送の分野における広帯域のこと。一般的には、高速で大容量のデータを転送できる環境を指し、動画の伝送などネットワーク上の高度なサービスを実現する。狭義には、複数の信号を同一の伝送路(ケーブルなど)で送る方式を指す。

## プロモーション p46

販売促進のための宣伝資料のこと。

## 分別収集システム p51

家庭などから出る廃棄物を燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ(缶・びん・古紙など)、有害ごみ(乾電池など)などに分けて集めること。

## [ほ]

### ホストタウン p48

2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前合宿の誘致や参加国・地域との交流事業などを担う自治体のこと。

### ホスピタリティ p46

心のかもった親切なもてなし。歓待。

### 北海道空き家情報バンク p53

北海道内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、道が運営する制度のこと。

### 北海道縦貫自動車道 p4、55

北海道を縦貫する国土開発幹線自動車道(国幹道)の路線名のこと。

## [ま]

### マーケティング p45

消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する活動のこと。近年は、こうした活動を行政にも適用していくべきとの考え方が進んでいる。

### マイナンバー制度 p70

国民一人ひとりに固有の番号(マイナンバー)を割り当て、複数の行政機関に存在する個人の情報を連携させるための仕組みのこと。

### マタニティスクール p32

妊娠中の注意や心構え、赤ちゃんを迎えるための準備、仲間づくりの場のこと。

### マニフェスト p16

候補者が政権獲得後に実施する政策を具体的に挙げ、実施時期と予算措置について明確に有権者に提示した文

書のこと。政権公約。政策宣言。

## マネジメント p13、69、73

組織の目標を設定し、その目標を達成するために経営資源の効率的活用やリスク管理などを実施すること。

## 慢性期医療 p31

病気の治療をし、リハビリテーションにより自立支援をすること。

## [み]

### 民生委員 p34

社会福祉増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況把握、福祉施設の業務協力などを行う民間の奉仕者のこと。昭和23(1948)年制定の民生委員法に基づき設置。都道府県知事、指定都市及び中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

## [も]

### モラル p10、51

道徳。倫理。人生・社会に対する精神的態度。

## [ゆ]

### 遊休財産 p69

使用される見込みがない財産。

### 遊休施設 p48

使用されていない施設。

### 友好都市 p20、22、58、62

文化交流や親善を目的とした地方同士の関係のこと。士別市では愛知県みよし市を指す。

### Uターン p49

進学や就職で出身地を離れた後、ふるさと志向などにより再び出身地に戻り移り住むこと。このほか、Jターンは再び戻るものの出身地に近い途中の地域に移り住むこと。また、Iターンは、都会に生まれ育った人が地方での暮らしを志向して移り住むこと。

### 憂慮 p7

心配すること。思いわずらうこと。

## [よ]

### 用途地域 p23、63

都市計画法の地域地区の一つで用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。用途地域による用途の制限に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。

### 予防保全 p53

建物を定期的に点検・診断し、異常や致命的な欠陥が発現する前に対策を講じること。単に修理を行うのではなく、戦略的な維持管理・更新を行うという意味合いをもつ。

## [ら]

### ライフステージ p30、32

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれに区切った段階。

## ライフライン p54

現代の生活を支える日常的に不可欠なシステムの総称であり、電気・ガス・上下水道等の供給処理施設や電話などの通信施設、交通施設などがある。

## ラブ土別・バイ土別運動 p44、45

市民の郷土意識と愛着心の醸成を図るとともに、地元農産物や商品、さらにはものづくり技術などについて、愛食愛用を進めていく全市民的なまちづくり運動のこと。

## [り]

### リサイクルセンター p51

再資源化を指すが、広い意味では、再使用と再資源化・再利用を包括した言葉で使用されることも多い。

### リスク p54

危険。危険度。また、結果を予測できる度合い。予想通りにいかない可能性。

## [れ]

### レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定 p50

本市では「土別消費者協会」「土別市ごみ減量化推進協議会」と協力し、平成13(2001)年から「マイバッグ運動」と「ノーレジ袋運動」を推進。平成20(2008)年10月、株式会社西條・マックスバリュ北海道株式会社・株式会社道北ラルズ土別店・土別消費者協会・土別ごみ減量化推進協議会及び土別市によるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定を締結。同年11月からレジ袋の有料化を実施。

## [ろ]

### 6次産業化 p43

第1次産業に分類されている農業が、食品加工(第2次産業)や流通・外食産業・飲食サービス業(第3次産業)などを取り込み、総合産業化(第6次産業)を実現しようとする。[第1次産業×第2次産業×第3次産業=第6次産業]の考え。

## [わ]

### ワーク・ライフ・バランス p49、58、60

仕事と生活の調和。働きながら私生活も充実させられるように、職場や社会環境を整えること。

## [D]

### DV p60

Domestic Violence(ドメスティックバイオレンス)の略。夫婦や恋人など親密な関係にある者(過去に親密な関係にあった場合も含まれる)の間で振るわれる暴力。

## [E]

### EU p11

European Union(ヨーロッパ ユニオン)の略。EC(欧州共同体)を基礎に、外交・安全保障政策の共通化と通貨統合の実現を目的とする統合体のこと。域内の多くの国では、出入国や税関の審査が廃止されており、人や物が自由に移動できる。また、単一通貨ユーロが導入されている。本部はベルギーのブリュッセル。

## [I]

### IC p55

高速道路などと普通道路とを結ぶ立体交差式の出入り口用道路。

## ICT(情報通信技術)

p8、10、11、42、43、53、70  
Information and Communication Technology(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)の略。情報・通信に関する技術の総称。

## [P]

### PR p36、45

Public Relations(パブリック リレーションズ)の略。企業体や官庁が、事業内容などの公共的価値を大衆や関係方面によく知ってもらい、その信頼・協力を強めようとする宣伝広告活動のこと。

## [S]

### SNS p42、46、47、48、70

Social Network Service(ソーシャル ネットワーク サービス)または Social Network Site(ソーシャル ネットワーク サイト)の略。人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットサービスのこと。

## [T]

### TMR p8

Total Mixed Ration(トータル ミックスド レーション)の略。粗飼料や濃厚飼料等を混合し、牛が必要としている全ての栄養素をバランス良く含んだ飼料。これを専門的に作り、農家に供給する施設をTMRセンターという。





- ① 市の花：コスモス
- ② 市の花：エゾノリュウキンカ
- ③ 市の花：エゾムラサキツツジ
- ④ 市の木：ナナカマド
- ⑤ 市の木：アカエゾマツ



#### ■ 士別市民憲章

わたくしたちは、天塩川の源流にはぐくまれた士別市民です。  
屯田の開拓精神をうけつぎ、人と大地が躍動するすこやかな  
まちをつくるため、この憲章を掲げ実践に努めます。

- 1. 自然を愛し 美しいまちをつくります
- 1. 人を愛し 心ゆたかな文化のまちをつくります
- 1. しごとを愛し 活みなぎるまちをつくります
- 1. スポーツを愛し 元気なまちをつくります
- 1. 夢を語り 未来に広がる明るいまちをつくります

平成 17(2005)年 10 月 14 日制定

## 士別市まちづくり総合計画 2018年度～2025年度

- 発行 平成 30(2018)年 3 月
- 編集 士別市総務部総合企画室企画課

## 第2次士別市まちづくり総合計画策定方針

### 1 計画策定の主旨

「士別市まちづくり総合計画」は、本市で策定する様々な分野別計画の最上位に位置する、まちづくりの道しるべです。

「第2次士別市まちづくり総合計画」では、本市のめざすべき「2050年 地域のありたい姿」（25年後の未来）を明らかにするとともに、総合的かつ戦略的な市政運営を推進するため、市民にまちづくりの長期的な展望を示します。

本市では、少子化・高齢化が著しく進行しており、人口減少の抑制と対応が急務となっています。くわえて、物価や燃料価格の高騰などにより社会や市場が大きく変化するなか、人々のライフスタイルについても多様化しており、市民生活や市内経済に深刻な影響をもたらしています。

このような社会変化に対して、市民がこれまで以上に安全・安心で快適な生活を送ることができ、活力に満ちた本市の未来を描くなかで、引き続き誰もが「住み続けたい」「住んで良かった」と思えるまちづくりを推進するため、新たな時代に適切に対応できる「第2次士別市まちづくり総合計画」を策定します。

### 2 基本的な姿勢

「第2次士別市まちづくり総合計画」については、「士別市まちづくり基本条例」第19条に基づき策定を進めるとともに、同条例の基本原則である「市民自治」と「情報共有」に則り、1人でも多くの市民参画による策定をめざします。

#### （1）計画策定にあたっての視点

##### ①本市の将来像を見据えた計画策定

中長期的な視野に立ち、本市の将来における「地域のありたい姿」を示した計画づくりを進めます。

##### ②人口減少を見据えた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所が推計する日本の地域別将来推計人口を踏まえて、本市において必要な対策をまとめた計画づくりを進めます。

##### ③市民の幸福につながる計画策定

「ウェルビーイング（幸福の実感）」の観点から、市民が幸せを感じてまちに愛着を持ち住み続けることができるよう、計画づくりを進めます。

④市民との協働による計画策定

広く市民の意見を伺いながら、市民の視点に立った計画づくりを進めます。

⑤実態（課題）を踏まえた計画策定

本市における課題を整理するなかで、行政経営の視点を持ちながら、士別市の未来を考えた計画づくりを進めます。

⑥個別計画と整合性のある計画策定

各分野毎に推進する個別計画と整合性のある計画づくりを進めます。

⑦市民に伝わる計画策定

めざす指標や分かりやすい基準値を設定するなど、誰もが目標の達成度を簡易に確認できる計画づくりを進めます。

## （2）市民参画による計画づくり

①市民や職員の参加・参画による計画づくり

まちづくりが、市民・団体・企業・行政等の本市構成員のすべてによって進められるよう、各種意見を聴取する機会や幸福度調査などで寄せられた市民の声を活かすとともに、多様な市民参加方式を取り入れた計画づくりを進めます。

また、全庁的な職員の意識高揚に努め、積極的参画を図ります。

②策定過程の情報を提供する計画づくり

策定の各段階において、策定作業や内容を可能な限り情報提供し、アンケートや意見交換会を行うなかで、広く市民の意見を聴くことに努めながら計画づくりを進めます。

③市民に身近でわかりやすい計画づくり

総合計画は、単なる行政計画ではなく、広く市民や地域のまちづくりの指針となる計画であることから、市民に親しまれやすい計画にしていく必要があり、都市像やビジョン、施策の目標や取り組みなどについても、わかりやすい構成や表現に努めます。

## 3 時代の潮流

住みやすい地域の実現に向けて、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉え、適切かつ適時にまちづくりを進める必要があります。

①人口減少・少子高齢化の急速な進行への対応

\* 推計 2025年→15,695人、高齢化44% 2050年→8,012人、高齢化56%

生産年齢人口の減少は、労働力の減少による経済成長の制約となるとともに、担い手が減少し社会づくりの基盤が不安定となることが懸念されます。

## ②ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、遠隔教育やテレワークの普及など、社会の様々な分野でオンライン化が進み、人々の暮らし方や働き方、価値観が大きく変わりつつあり、地方の魅力が再認識されています。一方、コロナ禍で希薄となった地域コミュニティの活性化や共助意識の向上を図る必要があります。

## ③デジタル化・DXへの対応

国は、革新的技術を活用した持続可能な社会 Society5.0 の実現に向けて社会全体のDXを進める考えです。子どもから高齢者まで誰一人取り残すことなく、市民生活の向上に資する取り組みを検討します。

## ④自然災害の甚大化の気候変動への対応

地球温暖化が進むなか、温室効果ガスの排出量削減に向けた環境配慮の取り組みや省エネルギー機器の導入等の緩和策に加えて、防災や熱中症対策等の適応策を講じる必要があります。

## ⑤持続可能な社会の実現へ（SDGsの推進）

国連の長期目標であるSDGsについて、経済・社会・環境などの諸問題を総合的に解決することの重要性が示されています。本市行政や産業・経済活動においても、これらの目標を意識した取り組みを推進するなかで、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

## 4 総合計画の構成と期間

第2次士別市まちづくり総合計画の策定にあたり、令和32（2050年）を見据えて長期ビジョン（基本理念や人口推計）を掲げます。また、総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実行（展望）計画」で構成します。

### （1）基本構想

基本構想は、将来に向けて士別市がめざす総合的かつ計画的なまちづくりの基本理念を示すものであり、「2050年に向けて地域のありたい姿」と「人口推計」を長期ビジョンとして掲げます。長期ビジョンは25年後を見据えながら、8年ごとに検証を行います。

次期計画における基本構想の期間は、令和8（2026）年度を初年度に向こう8年間の令和15（2033）年度までとします。第3次以降は、基本理念や基本目標の検証、見直しを行うなかで策定を進めます。



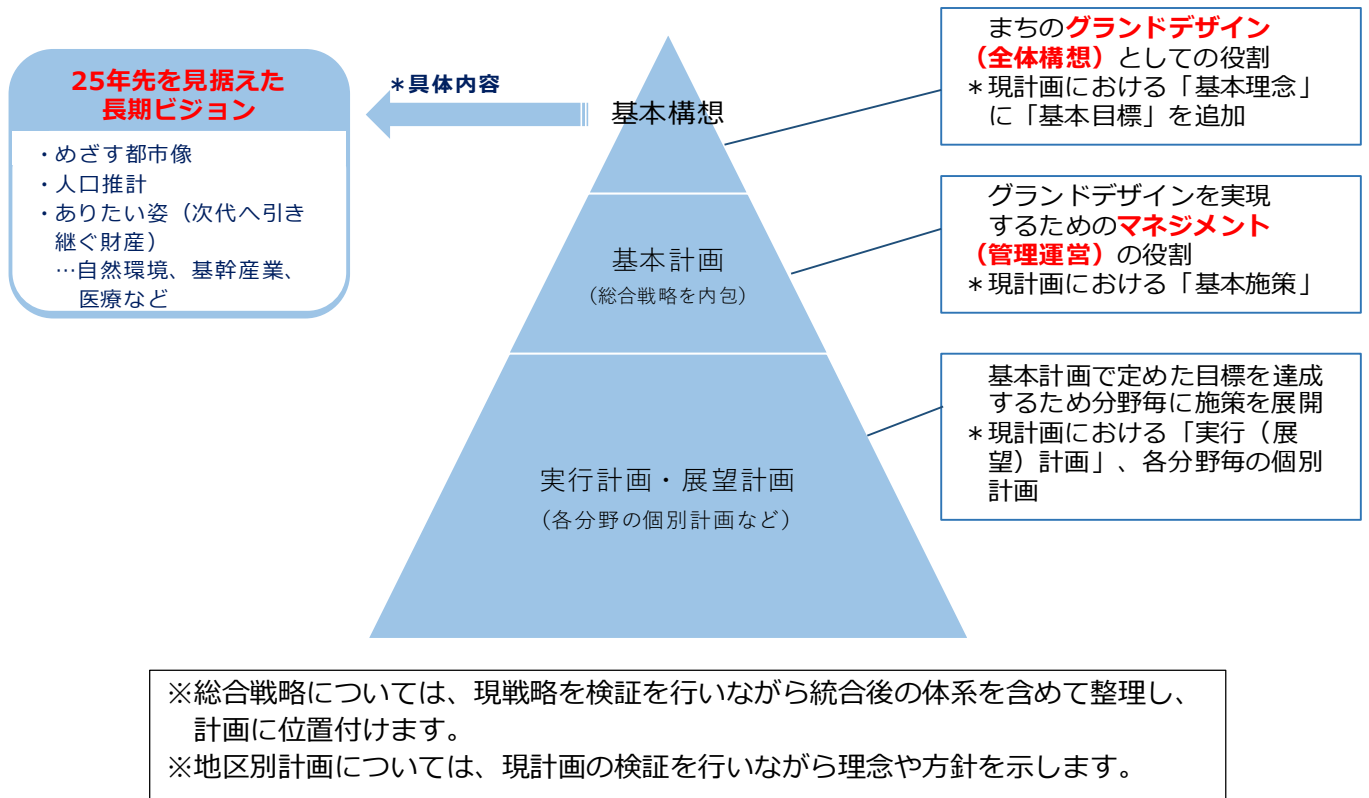
## (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に合わせて8年ずつ3回にわたって策定します。次期計画における期間は、基本構想の期間と同様、令和8(2026)年度を初年度に、向こう8年間の令和15(2033)年度までとします。第3次以降は見直しを行いながら、目標達成のために必要な計画策定を進めます。

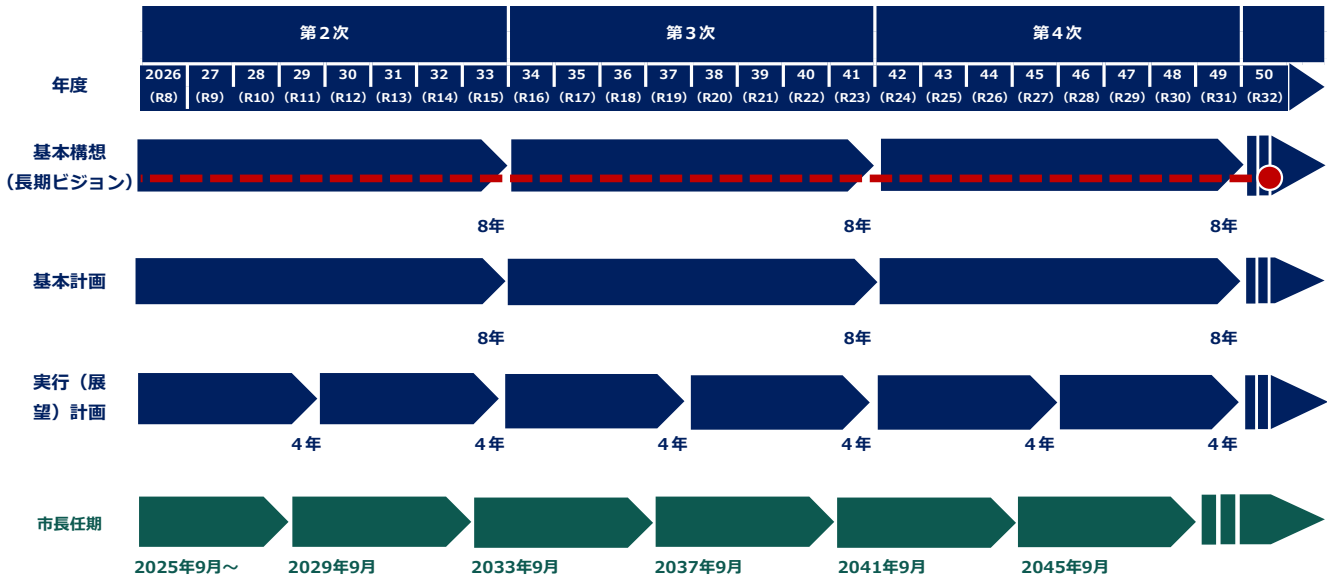
## (3) 実行(展望)計画

実行(展望)計画は、基本計画に掲げる基本的施策に基づき、具体的な事業計画を体系づけて定めます。また、重点プロジェクト及び市長政策の目標達成に資する取り組みを反映させた短期的な計画として、その期間は4年を基本として見直すこととします。

### ■体系のイメージ



■年次毎のイメージ



5 総合計画の策定態勢

(1) 市民参画

① 振興審議会への諮問

市の振興に関わる重要施策や総合計画等の主要な各種計画についての審議組織（市長の諮問機関）である「士別市振興審議会」に諮問し、総合的見地からの調査研究及び審議を求めます。

また、計画内容の充実を図るとともに、策定作業の円滑化を図るため、審議会に分野別の調査・検討等を行う専門部会を置きます。

② 市民幸福度調査の実施・分析

基本計画の目標及び達成状況の確認のため、市民の誰もが分かりやすい目標値や項目を掲げます。また、その根拠となる数値設定のため、市民や関係団体に対して調査を実施します。

③ (仮称) みらいワークショップ

小中学生や高校生の意見を計画づくりに反映させるとともに、関係団体・市民総意による計画づくりをめざします。また、高校生ワークショップを複数回開催するなかで、定住意識の向上や郷土愛の醸成を図ります。

## (2) 庁内策定組織

計画的で円滑な策定作業の進行を図るため、全庁的な推進体制を確立します。

### ①計画策定本部

全庁組織として、市長を本部長とする「計画策定本部」を設置します。策定本部は、副市長、教育長、各部長等で構成し、会議は、庁内策定組織の統括をはじめ、計画の最終取りまとめを行います。

### ②幹事会

計画策定本部に、課長職及び本部長が指名する副長職によって構成する「幹事会」を置きます。幹事会は、施策等の体系的整理や調整、分野別及び分野間における施策・事業の調整を行うなど策定作業における調整的役割を担い、庁内計画案を取りまとめます。

また、振興審議会の専門部会に対応する部会体制及び部会内における班体制を設置し、部会別・班別に調査・検討及び立案作業を行うほか、必要に応じて振興審議会の専門部会との意見交換等を行います。

### ③全職員の参加及び各課の対応

計画策定本部が進める庁内計画案の策定に向けては、庁内の全部署において各課副長職・係長職・担当職が積極的に参画します。また、各課においては、課長を中心とする全スタッフの結束のもとに、それぞれが所掌する事務事業等についての検証や今後の施策・事業の立案など、計画の策定に関わるほか、策定本部の各会議体のメンバーに選出された職員への協力体制を確立します。

また、各職員個々人としても、様々な政策提言等を含め、積極的な参画を期待します。

## (3) その他

市民からの提言等の聴取については、様々な手法によって行うものとし、より全庁的・全市民的な計画としての位置づけを図ります。

## 6 策定のスケジュール

### (1) 令和6年度

- ・士別市振興審議会への諮問、現総合計画の検証、市民幸福度調査の実施、地域説明、各団体との意見交換、計画素案の策定など

### (2) 令和7年度

- ・地域説明、各団体との意見交換、市長政策の反映、パブリックコメントの実施、市議会への説明、第2次計画の市民周知など

■ 令和6年度 年間スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定本部												
幹事会												
振興審議会	諮問											
市民アンケート												
中高生アンケート												
未来ワークショップ												
総合評価入札												
外部委託			アンケート検討・集計分析業務・ワークショップFS・現計画の検証など									
人口推計												
市民周知												
団体との意見交換												
予算要求												



## ○士別市振興審議会条例

平成18年3月17日  
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、士別市振興審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査研究及び審議を行い、その促進等について答申し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 市の振興等に係る重要施策に関すること。
- (2) 士別市まちづくり基本条例(平成24年士別市条例第1号)の総合的な検討に関すること。
- (3) 総合計画等の主要な各種計画に関すること。
- (4) 土地利用及び開発事業等に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき若しくは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長選任以前の会議は、市長が招集するものとする。

2 会長は、会議の議長を務める。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門部会を置くことができる。

(処務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月27日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月10日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○士別市振興審議会規則

平成18年3月17日  
規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、士別市振興審議会条例(平成18年士別市条例第7号)第9条の規定に基づき、士別市振興審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営及び事務処理に関する事項を定めるものとする。

(会長、副会長共に事故があるときの代理)

第2条 会長及び副会長共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門部会の組織)

第3条 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

2 専門部会は、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、専門部会を代表し、議事その他専門部会の事務を処理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門部会の運営)

第4条 専門部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 専門部会の会議は、部会長が議長を務める。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会及び専門部会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## ○士別市まちづくり基本条例

平成24年1月27日  
条例第1号

## 目次

## 前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本理念と基本原則(第3条・第4条)
- 第3章 市民(第5条—第7条)
- 第4章 議会(第8条—第11条)
- 第5章 行政(第12条—第18条)
- 第6章 行政運営と市民参加(第19条—第26条)
- 第7章 まちづくりの推進(第27条—第37条)
- 第8章 条例の位置づけと見直し等(第38条・第39条)

## 附則

私たちのまち士別市は、北海道北部の中央に位置し、天塩川源流域の豊富な水と緑の大地をはじめとする美しい自然環境に恵まれた農林業を基幹産業とする田園都市です。士別市は、最北で最後の屯田兵や多くの先人の英知とたゆまぬ努力によって開拓が進められ、冬の厳しい寒さや雪を克服するとともに地域特性として生かすなど、自然との共生のもとに、生活基盤の整備や都市機能の充実を進め、圏域の中心都市として確かな発展を遂げてきました。

私たちには、先人が大切に守ってきた自然環境や積み重ねてきた歴史や育んできた文化を次代へと継承していく責任があるとともに、市民憲章に示す「人と大地が躍動するすこやかなまち」をめざして、都市宣言なども踏まえ、子どもたちが健やかに育ち、だれもがいきいきと暮らすことのできる明るく住みよい地域づくりを進めていく使命があります。さらに、創造的で発展的な自主自律の地域社会をつくるため、市民が主役の市政を進め、地域の主体性と責任のもとに、多様化・複雑化する様々な課題を解決していくことが必要です。

そのためにも、私たちは、市民自治と情報共有を基本原則に、地域力をもって、士別市のまちづくりを進めます。

私たちは、ここに、市民・議会・行政それぞれの役割や責務をあらためて認識するとともに、市民主権による自治を確立することを決意し、まちづくりの指針となり、士別市の最高規範となる「士別市まちづくり基本条例」を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、士別市のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、市民の権利や役割、議会と行政の役割や責務を明らかにするとともに、本市の自治の推進に関する基本的な事項や制度を定め、市民が主役のまちづくりを実現することを目的とします。

## (用語の定義)

第2条 この条例における用語を次のとおり定義します。

- (1) 市民 住民(士別市内に住所を有する人をいいます。以下、同じ。)をはじめ、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で様々な社会的活動を行う人、これらの団体や企業などの法人をいいます。
- (2) 行政 市長を代表とする執行機関、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者をいいます。
- (3) まちづくり 市政を含め、よりよい地域社会をつくるために行われるすべての公共的な活動をいいます。
- (4) 市政 まちづくりのうち、市民の信託のもとに、議会と行政が担う領域をいいます。

## 第2章 基本理念と基本原則

## (基本理念)

第3条 私たちは、国内各地域の人々はもとより、世界中の人々との友好の絆を強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現や地球環境保全に向けたまちづくりを進めます。

2 私たちは、市民憲章の精神を尊重し、未来を見つめ、明るく住みよいまちづくりを進めます。

3 市民・議会・行政は、それぞれの役割を果たすとともに、相互の理解と連携により、地域力を発揮し、まちづくりを進めます。



## (基本原則)

第4条 士別市のまちづくりは、次の基本原則に基づいて進めます。

- (1) 市民自治の原則 市民は、まちづくりの主役として、自らの意志と自発的活動のもとにまちづくりを進めます。また、その一部を議会と行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 議会・行政の積極的な市政情報の提供などのもとに、市民・議会・行政は、まちづくりに関する情報を共有します。

## 第3章 市民

## (市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりの主役として、地域活動や市政に参加する権利を有します。

- 2 市民は、市政に関する情報について知る権利を有します。
- 3 市民は、行政が提供するサービスを受ける権利を有します。

## (満20歳未満の青少年や子どもの権利)

第6条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法でまちづくりに参加する権利を有します。

- 2 [前項](#)のほか、子どもが健やかに育つことなど、子どもの権利については、別に条例で定めます。

## (市民の役割)

第7条 市民は、まちづくりの主役として、自らの発言や行動に責任をもち、互いの尊重と協力のもとに、まちづくりの推進に努めます。

## 第4章 議会

## (議会の役割)

第8条 議会は、市民の意思を的確に市政に反映させるための政策提言と行政の監視を行うとともに、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、その他の市政運営に関する事項を審議・議決し、士別市の意思を決定する役割を有します。

## (議会の責務)

第9条 議会は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に議会活動を行う責務を有します。

- 2 議会は、政策課題を的確に把握するとともに、情報を市民と共有し、会議の公開を原則として活動します。
- 3 議会は、市民参加の機会を確保するとともに、意思決定の経過と内容を市民に積極的に説明します。

## (議員の責務)

第10条 議員は、選挙により選ばれた住民の代表として、自らの役割を認識し、市民意思の的確な把握や自己の研鑽に努め、公益のために行動する責務を有します。

- 2 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言と行動に責任を持ちます。

## (議会に関する基本的事項)

第11条 議会に関する基本的事項については、[士別市議会基本条例](#)に定めます。

## 第5章 行政

## (行政の役割)

第12条 行政は、市民福祉の向上と市政発展のため、条例や予算をはじめとする議会の議決や法令等に基づく事務・事業を執行する役割を有します。

## (行政の責務)

第13条 行政は、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

- 2 行政は、広く市民の意思を反映した行政運営を行うため、情報共有や市民参加を進め、市民との連携・協力を図りながら、事務・事業を執行します。
- 3 行政は、事務・事業を効果的かつ効率的に執行します。
- 4 行政は、公正で開かれた市政を進めるため、意思決定の内容や経過等について、市民に対して誠実に説明する責任を負います。

## (市長の役割)

第14条 市長は、行政を統括し、政策を定め、制度を整備して運用することにより、士別市を代表して市政を運営する役割を有します。

## (市長の責務)

第15条 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に行財政を運営する責務を有します。

- 2 市長は、行政の職員(以下、「行政職員」といいます。)を適切に指揮監督するとともに、人材の育成を図り、効果的で効率的な組織体制を整備します。
- 3 市長は、限られた財源のもと、最少の費用で最大の効果を上げるように努め、健全な行財政運営を進めます。
- 4 市長は、広く市民からの意見・提言・要望等を聴取する機会を確保します。

(行政委員会の長等の役割と責務)

第16条 教育委員会をはじめとする行政委員会の長や病院事業管理者は、それぞれの機関の代表として、市長の役割と責務に準じ、それぞれの機関において、その役割と責務を果たします。

(行政職員の役割)

第17条 行政職員は、任命権者の命を受け、行政が担う業務の円滑な推進のため、その職務を遂行する役割を有します。

- 2 行政職員は、その職務に応じて、政策の立案や事務・事業の実施にあたります。

(行政職員の責務)

第18条 行政職員は、市民の視点に立って公正・誠実かつ効率的に職務を遂行し、市民との信頼関係を構築する責務を有します。

- 2 行政職員は、市民の意向や政策課題に的確に対応するため、自らの政策形成能力の向上に努めます。
- 3 行政職員は、職員相互の連携を密にするとともに、自らも地域社会の一員であることを踏まえ、市民とも積極的に連携を図りながら職務を遂行します。

## 第6章 行政運営と市民参加

(総合計画)

第19条 行政は、この条例の基本理念等に基づき、士別市のめざす将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、本市の最上位の計画として、総合計画を策定します。

- 2 行政が行う政策は、原則、総合計画に基づいて実施するとともに、各施策の基本となる計画については、総合計画との整合を図ります。

(行財政の運営)

第20条 行政は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を進めます。

- 2 行政は、中長期的な財政見通しのもとに、財政に関する方針や計画を策定し、これに基づく予算の編成と執行を行い、出資団体の経営状況等を含めた総合的視点のもとに、健全な財政運営を進めます。
- 3 行政は、予算・決算をはじめ行財政状況等について分かりやすい資料を作成し、公表します。

(行財政改革と行政評価)

第21条 行政は、健全な行財政運営を行うため、行財政改革大綱を策定し、行財政改革を推進します。

- 2 行政は、行財政改革大綱に基づき実施計画を策定し、その進行を管理するとともに、進捗状況を公表します。
- 3 行政は、主な施策や事業について客観的な行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、市政に反映します。

(行政組織)

第22条 行政は、その組織について、市民にわかりやすく、地域社会や市民ニーズの変化に応じ、効果的で機動的なものとして編成します。

(自治体法務)

第23条 行政は、市民ニーズや行政課題に的確に対応するため、法令等を適切に解釈し、条例・規則などの自治立法を進めます。

(行政手続)

第24条 行政は、市民の権利や利益を保護し、公正で透明な行政運営を進めるため、行政処分や行政指導、届出に関する手続について、共通する必要な事項を別に条例で定めます。

(市政への市民参加)

第25条 議会・行政は、市民が積極的に市政に参加できるよう、その機会づくりを進め、市民は、まちづくりの主役として市政への参加に努めます。

- 2 行政は、市民参加を行う事案の内容や性質などに応じ、多様な手法によって市政への市民参加の機会を設けます。

3 [前2項](#)のほか、市政への市民参加に関して、その対象や方法など必要な事項については、別に条例で定めます。

(住民投票)

第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 満18歳以上の住民は、市政に関する重要な事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

3 議会は、市政に関する重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

4 市長は、[前2項](#)の規定による請求があったときは、住民投票を実施します。

5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、住民投票を行う内容に応じ、その都度、別に条例で定めます。

6 市民・議会・行政は、住民投票の結果を尊重します。

### 第7章 まちづくりの推進

(高齢者や障がい者等のまちづくりへの参加)

第27条 市民・議会・行政は、高齢者や障がいのある人などもまちづくりに参加できるよう、その環境づくりを進めます。

(自治会活動)

第28条 自治会は、まちづくりの一翼を担う重要な組織として、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 自治会は、多くの市民がその活動に自主的に参加しやすい環境づくりに努めます。

3 自治会は、相互の連携を図るとともに、行政や各種団体等とも協働し、その活動の充実に努めます。

(市民と自治会)

第29条 市民は、まちづくりに大きな役割を果たしている自治会の必要性や重要性を理解し、自治会を守り育てるよう努めます。

(行政と自治会や市民活動団体等)

第30条 行政は、自治会や市民活動団体等の自主性と自立性を尊重し、相互の連携を図るとともに、これら団体が進めるまちづくりの取り組みを促進するため、必要な協力と支援を行います。

(情報公開)

第31条 議会・行政は、積極的に情報の公開を進めるとともに、市民から市政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

(個人情報保護)

第32条 議会・行政は、個人の権利と利益が侵害されないよう、保有する個人情報について、[個人情報保護に関する法律\(平成15年法律第57号\)](#)及び[士別市個人情報保護法施行条例\(令和5年士別市条例第13号\)](#)並びに[士別市議会の保有する個人情報の保護に関する条例\(令和5年士別市条例第14号\)](#)の定めるところにより、適正に管理・運用します。

(法令の遵守)

第33条 市長・行政職員・議員は、市政の適正な運営のため、自ら法令遵守に取り組むとともに、広く法令が遵守されるよう努めます。

(不当要求行為等の防止)

第34条 市長・行政職員・議員は、あらゆる不当要求行為等には毅然とした態度で対応し、適正な市政運営に努めます。

(災害等緊急時の対応)

第35条 行政は、市民の生命や身体、財産、くらしの安全を確保するとともに、必要な計画を策定し、災害等の緊急時にも的確な対応ができるよう危機管理体制を確立します。

2 行政は、災害等の緊急時には、関係機関との連携はもとより、市民や関係団体等とも連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行います。

3 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう訓練に参加するなど、防災に対する意識を高め、行政との連携のもとに、自主的な防災体制等の整備に努めます。

(市外の人々との連携・協力)

第36条 市民・議会・行政は、まちづくりの様々な取り組みによって築かれた関係を大切にし、住みよく豊かな士別市をつくるため、あらゆる分野において、市外の人々との連携・協力を努めます。

(他の地方自治体等との連携・協力)

第37条 士別市は、広域的な課題や共通する課題の解決を図るため、他の地方自治体等と連携・協力します。

2 士別市は、国や北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの役割分担を明確にししながら、様々な課題の解決を図るため、相互に連携・協力します。

第8章 条例の位置づけと見直し等

(最高規範性)

第38条 この条例は士別市の最高規範であり、議会・行政は、この条例に基づいて市政を運営するとともに、他の条例などの制定・改正・廃止・解釈・運用を行います。

(条例の見直し等)

第39条 市長は、この条例の各条項が社会経済情勢等の変化に対応し、士別市の現状にふさわしいものとなっているかについて適宜検討するものとし、4年を超えない期間ごとに総合的な検討を行います。

2 市長は、[前項](#)に規定する検討を行うにあたっては、士別市振興審議会に必要な意見を求めます。

3 市長は、[前2項](#)に規定する検討の結果を踏まえ、この条例や関連する事項について見直しが必要であると判断したときは、速やかに対応します。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 市長は、この条例の施行に伴い、この条例の規定と整合を図るべき事項がある場合は、速やかに対応します。

附 則(平成29年11月30日条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日条例第15号)

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。



SUFFOLKLAND



令和6年度  
わかりやすい予算書



SHIBETSU CITY

## ～ はじめに ～

市民の皆さまには、日ごろから本市のまちづくりに深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

市では、平成 24 年に市民自治と情報共有を基本原則とする「まちづくり基本条例」を制定し、対話を基本とした市民の参加・参画によって、様々な課題解決に向けて市民と議会、行政がそれぞれの役割を分担しながら「市民が主役」の笑顔あふれるまちづくりを進めています。

さて、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しているなか、世界的な物価高騰や世界経済の減速等を起因して発生するさまざまな課題に対して、本市では国の交付金等を活用しながら迅速に対応してきましたが、今後の社会経済情勢は予断を許さない状況が見込まれます。

こういった状況のなか、令和6年度当初予算は、創意工夫と柔軟な発想により地域内の好循環創出に挑戦するなかで、市民生活と地域経済を守り抜く気概をもって「市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまち」の実現をめざし、職員ひとり一人が「カイゼン」の意識をもった予算としています。

「わかりやすい予算書」は、まちづくりを進めるうえで必要不可欠な予算の基礎知識をできる限りわかりやすく理解していただくために作成しました。

市民の皆さまには、本書をご覧ください、よりよいまちづくりに積極的にご参加くださいますよう、お願い申し上げます。



士別市長 渡辺英次

### 目次

	ページ
1. 予算とは	1
2. 士別市の予算規模	2
3. 一般会計歳入の概要	3
4. 市税の概要	4
5. 一般会計歳出の概要	5
6. 地方交付税の仕組み	6
7. 市債（借金）	7
8. ～士別市の予算を家計簿に例えると～	8
～身近な行政サービスはいくらかかるの？～	8
9. 令和6年度予算編成のポイントと主な事業	9

# 1

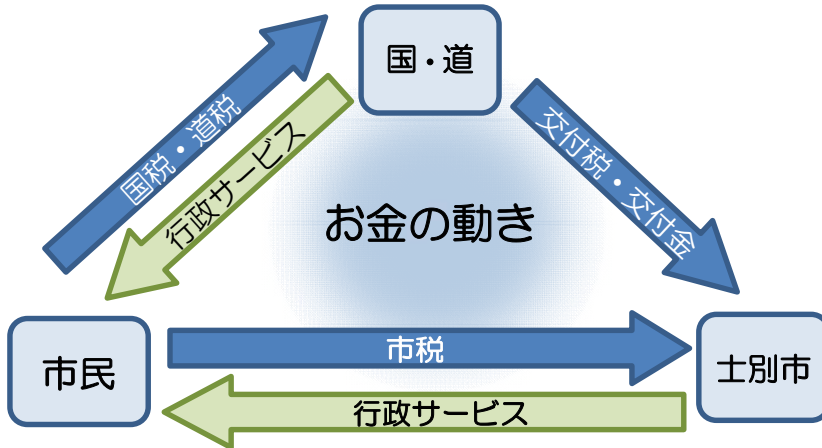
## 予算とは



予算ってなに？



1年間の収入と支出を見積もることです。



市民のみなさんが納める税金は、国・道・市の収入となり、さまざまな行政サービスに使われています。

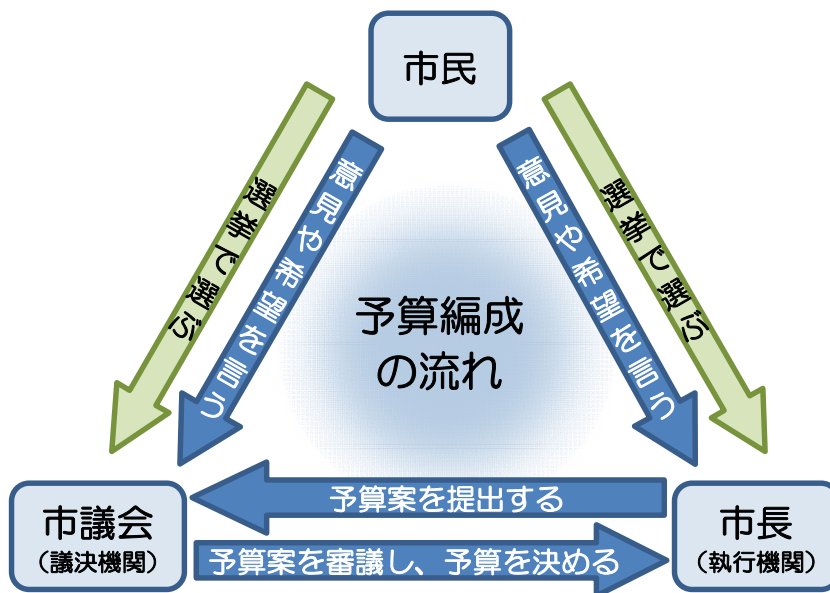
国や地方自治体は、新しい年度が始まる前に、あらかじめ税金などの収入と行政サービスに使う支出の金額を見積もり、事業の内容などを計画します。



予算はどうやって決まるの？



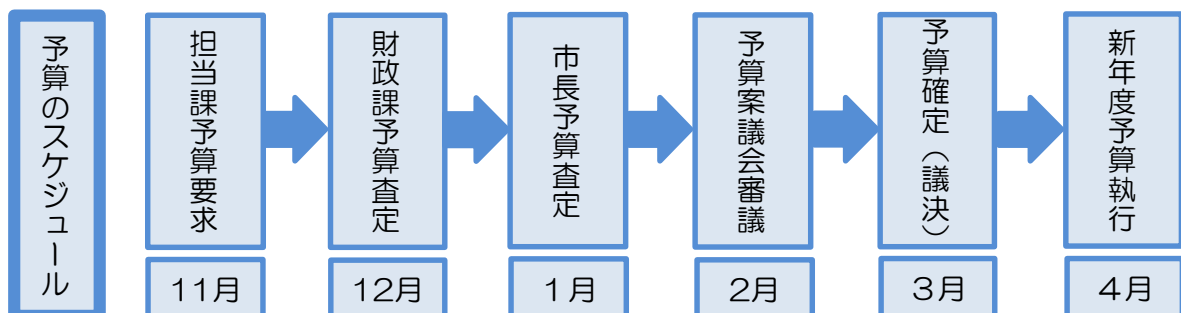
市長が予算案を作り、市議会で審議されて決まります。



予算は、市長が予算案を作成して、市議会の審議を経て、議決によって予算として成立します。

事業を行う担当部署が、市民のみなさんから意見や要望を聞き、地域の状況を見ながらどのような行政サービスを行うべきか計画を立て、どのくらいお金が必要なのかを検討します。市長は、その結果に総合的な判断を加え予算案を作成し、市議会に提出します。

市議会では、市民の声を代表する市議会議員が様々な意見を出しあい、予算案を審議し、予算を決定します。



# 2

## 士別市の予算規模



士別市の予算は？

一般会計、特別会計、企業会計をあわせると、**288億2,893万円**です。



### 令和6年度予算

一般会計

特別会計

企業会計

169億4,224万円

48億  
6,272万円

70億2,397万円

#### 一般会計

教育・福祉・道路整備など市民の暮らしや、まちづくりに必要な基本的な行政サービスを行う会計です。

#### 特別会計

一般会計と区分して、事業の目的を限定し、特定の事業ごとに経理する会計です。

#### 企業会計

市が民間企業と同じように事業を営むもので、利用料金などの収入で運営している会計です。

会計名		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
一般会計		169億4,224万円	159億9,690万円	9億4,534万円	5.9%
特別会計	国民健康保険事業	19億9,596万円	21億9,428万円	△1億9,832万円	△9.0%
	後期高齢者医療	4億1,454万円	3億8,566万円	2,889万円	7.5%
	介護保険事業	24億5,222万円	23億9,225万円	5,997万円	2.5%
	公共下水道事業※	0万円	12億4,789万円	△12億4,789万円	皆減
	農業集落排水事業※	0万円	2億5,569万円	△2億5,569万円	皆減
	小計	48億6,272万円	64億7,577万円	△16億1,305万円	△24.9%
企業会計	水道事業	10億2,945万円	10億7,728万円	△4,783万円	△4.4%
	下水道事業※	19億8,636万円	0万円	19億8,636万円	皆増
	病院事業	40億 816万円	38億7,666万円	1億3,150万円	3.4%
	小計	70億2,397万円	49億5,394万円	20億7,003万円	41.8%
合計		288億2,893万円	274億2,661万円	14億 232万円	5.1%

※ 令和6年度予算から企業会計へ変更

### 予算規模の推移

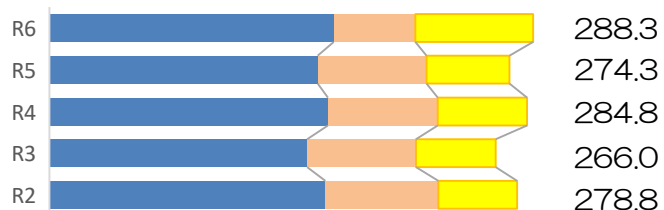
#### ◆ 予算が増減する要素

市の予算規模は、建設事業費の多寡による影響を強く受けて増減しています。

令和6年度は、朝日三望台シャンツェ整備事業や人件費高騰に伴い、前年度から増額となりました。

予算規模の推移

(億円)



■ 一般会計 ■ 特別会計 ■ 企業会計



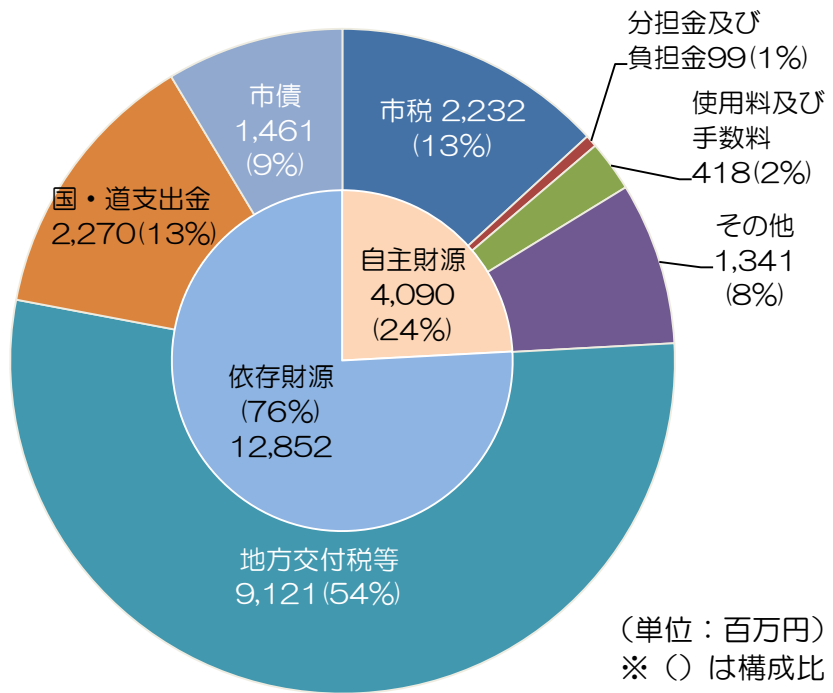
# 3

## 一般会計歳入の概要

市の歳入は、市民のみなさんが納める税金（市税）をはじめ、公共施設を利用する際の使用料・手数料など、自分たちの力で確保する「自主財源」と地方交付税や補助金など国や道に頼っている財源である「依存財源」に区別できます。

市の自主財源は、約24%で、残りは国、道からのお金や借入金に頼っている状況です。

自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保できるとされています。



項目	説明	予算額
<b>自主財源 (24%)</b>	<b>市が自主的に集める</b> ことができる収入です。	40億8,961万円
市税	みなさんが市に納める税金です。	22億3,214万円
分担金及び負担金	事業に必要な経費の一部を受けるサービスの程度に応じて利用者が負担するお金です。	9,859万円
使用料及び手数料	体育館やスキー場など市の施設の利用や住民票などの証明書を発行する際にかかるお金です。	4億1,798万円
繰入金	各種基金（市の貯金）を取り崩して使うお金です。	5億7,303万円
その他	寄附金や土地・建物の売り払いなどの財産収入、諸収入、前年度の繰越金などです。	7億6,787万円
<b>依存財源 (76%)</b>	<b>国や北海道から交付される</b> 財源や市債のことです。	128億5,263万円
地方交付税	みなさんが国に納めた税金の一部です。都道府県、市町村の財政状況等に応じて配分されます。	82億2,834万円
各種交付金	地方譲与税や地方消費税交付金など、みなさんが国や北海道に納めたお金の一部です。	8億9,241万円
国・道支出金	みなさんが国や北海道に納めたお金の一部が、特定の目的を行うために市町村に配分されます。	22億7,048万円
市債	学校や道路の建設などをするために、国や銀行から借り入れるお金です。	14億6,140万円
<b>計</b>		<b>169億4,224万円</b>

# 4

## 市税の概要

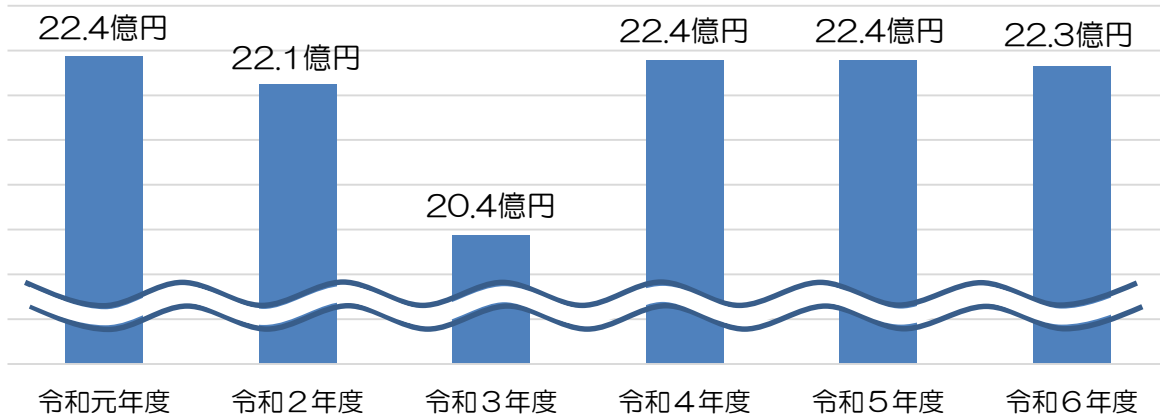


令和6年度の市税予算額は？



約22.3億円です。

### 市税予算額の推移



市税は何種類あるの？



8種類あり、収入総額のおよそ13%を占めています。

税目	説明	予算額
個人市民税	個人の前年（1月1日から12月31日）の所得に対して課税される税金	7億 906万円
法人市民税	市内に事業所などがある会社の収益などに対して課税される税金	2億5,387万円
固定資産税	毎年1月1日現在、市内に土地や建物などを所有している方に対して課税される税金	9億4,448万円
軽自動車税	毎年4月1日現在、市内に定置場がある軽自動車や原動機付自転車などを持っている方などに対して課税される税金	5,953万円
市たばこ税	市内のたばこ販売店にたばこを売った製造業者に対して課税される税金	1億7,363万円
鉱産税	市内で鉱物を採取する事業者に対して課税される税金	36万円
都市計画税	毎年1月1日現在、市内の都市計画区域内に土地や建物などを所有している方に対して課税される税金	9,050万円
入湯税	鉱泉浴場の入湯客に対して課税される税金	71万円
合計		22億3,214万円

# 5

## 一般会計歳出の概要



支出（歳出）の内訳は？

歳出の分類方法には、どのようにお金を使うのかの「性質別」と何のために使うのかの「目的別」の2種類があり、それぞれの金額は以下のとおりです。



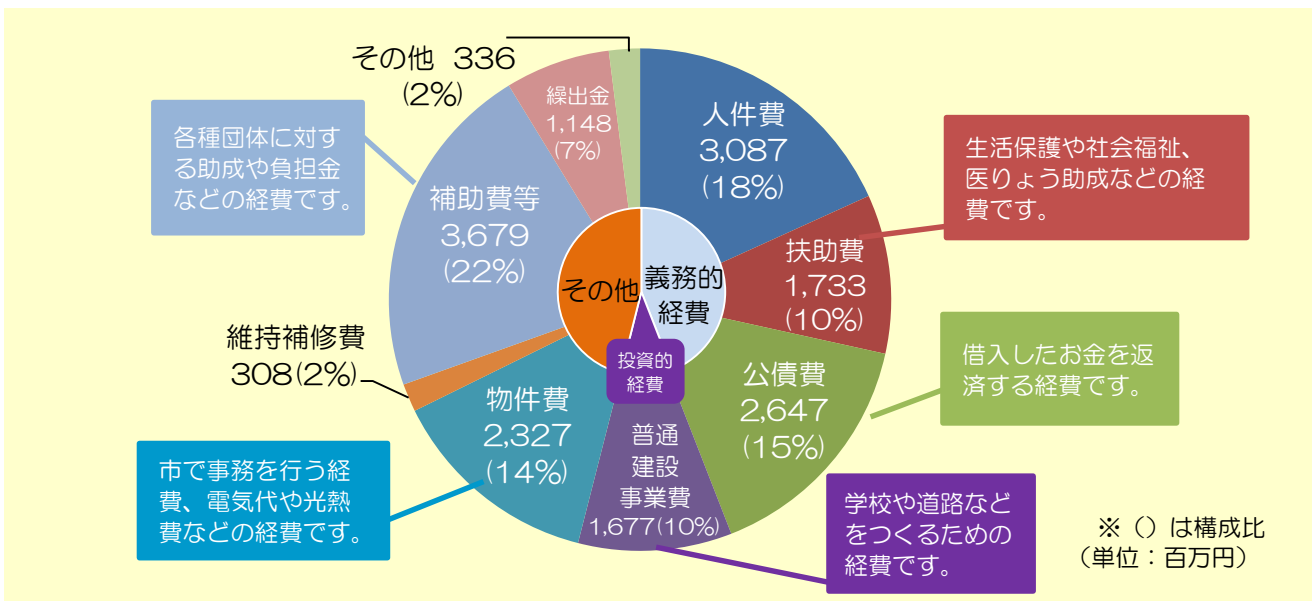
### 性質別経費

市の歳出は、借入金の償還などの必ず支払わなければならない経費「**義務的経費**」と道路や建物を建設するための経費「**投資的経費**」と「**その他の経費**」に区分できます。

義務的経費は、職員の人件費や生活保護などに使う扶助費、借金の返済である公債費があり、全体の約45%を占めています。

投資的経費は道路や建物の建設などに使うお金です。

その他の経費は、事務費である物件費や補助金などの補助費等があります。



### 目的別経費

目的別経費	説明	当初予算額
議会費	議会運営などの経費	1億 92万円
総務費	市役所の管理運営、広報、戸籍などの経費	7億7,577万円
民生費	子育て支援、高齢者、障がい者福祉などの経費	36億2,345万円
衛生費	医療、健康増進、ごみ処理などの経費	19億1,882万円
労働費	勤労者福祉対策などの経費	3,180万円
農林水産業費	農業振興や森林整備などの経費	10億2,262万円
商工費	商工業や観光の振興などの経費	4億5,792万円
土木費	道路、河川、住宅、公園などの経費	14億8,820万円
消防費	消防や防災などの経費	7億3,428万円
教育費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などの経費	19億7,299万円
災害復旧費	大雨災害が起きた際の初期防災経費	100万円
公債費	借金の返済などの経費	26億6,416万円
職員費	職員の給料などの経費	21億4,031万円
予備費	緊急に必要とする場合に備えておく経費	1,000万円
合 計		169億4,224万円

# 6

## 地方交付税の仕組み

### 地方交付税とは



地方交付税って何？

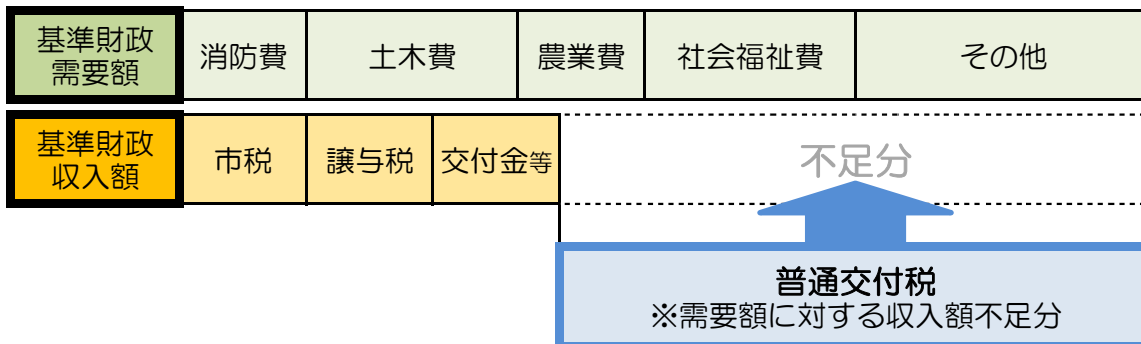
地方交付税は、全国どこに住んでいても一定水準のサービスを受けられるよう、必要となるお金を国が地方に保障する制度で、地方のお金が不足する場合に配られる「普通交付税」と、災害が発生した場合の復旧などに必要なお金として配られる「特別交付税」があります。

土別市は歳入に占める地方交付税の割合が約51%となっており、収入の多くを地方交付税に頼る財政構造となっています。



### ～普通交付税の計算方法～

自治体ごとに、標準的な行政サービスに必要な支出額と標準的な収入額を算出し、その差額として普通交付税が算定されます。



地方交付税の財源はなに？



地方交付税の財源は以下のとおりです。  
皆さんが納めた国税のうち、一定割合が交付税の財源となっています。



所得税の33.1%

1年間の個人の所得（収入から経費などを差し引いたもの）に対してかかる税金で、所得が多くなるほど税率が高くなります。

法人税の33.1%

法人（会社）の所得に対して係る税金で、会社ごとに定める決算年度ごとに課税されます。

地方法人税の全額

法人（会社）の所得に対して係る税金で、会社ごとに定める決算年度ごとに課税されます。

酒税の50%

ビールや日本酒などのお酒にかかる税金で、税額は、お酒の種類やアルコールの度数によって細かく決められています。

消費税の19.5%

商品の販売やサービスの提供などに対して係る税金で、負担するのは消費者（商品を買った人）などです。

# 7

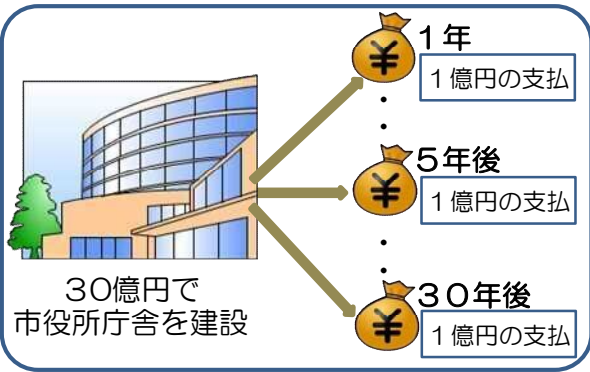
## 市債（借金）

### 市債の目的



なぜ、借金（市債）をするの？

市債には、毎年の財政負担の平準化を図ることと、公共施設は将来においても利用されることから、現在の市民と将来の市民の負担を公平にする役割があります。

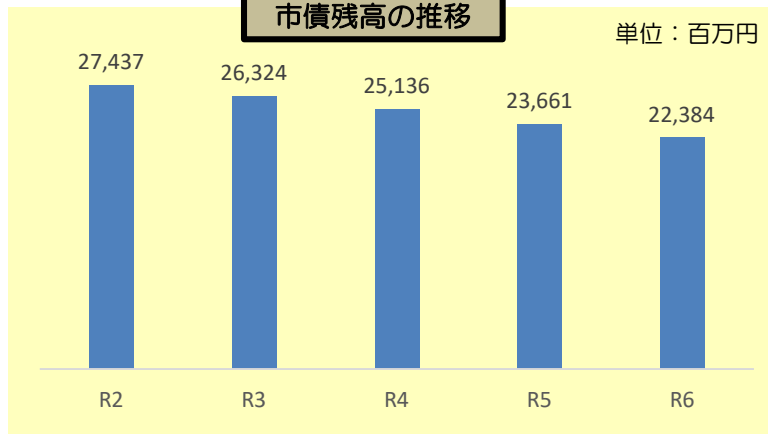


### ◆こんなに借金をして大丈夫？

市債の増加は後年度（将来世代）の負担増につながるため、後年度に過度な負担を残さないために、償還額（市債の返済額）に留意した財政運営をする必要があります。

また、市債残高の約6割は、後年度の**交付税**によって措置される（国からお金が入ってくる）見込みです。

### 市債残高の推移



### 近年の大型建設事業

#### 市役所庁舎



事業期間 : 平成29年度～令和3年度  
 事業費総額 : 約32億8,200万円  
 市債借入額 : 約31億9,200万円  
 交付税算入見込額 : 約22億3,400万円

#### 道の駅



事業期間 : 令和元年度～令和2年度  
 事業費総額 : 約4億5,800万円  
 市債借入額 : 約3億7,600万円  
 交付税算入見込額 : 約2億6,300万円

#### ほくと子どもセンター



事業期間 : 平成28年度～平成30年度  
 事業費総額 : 約4億9,200万円  
 市債借入額 : 約3億8,700万円  
 交付税算入見込額 : 約2億7,100万円

#### 環境センター



事業期間 : 平成28年度～平成30年度  
 事業費総額 : 約51億6,500万円  
 市債借入額 : 約35億7,400万円  
 交付税算入見込額 : 約24億9,400万円

市の歳入・歳出は家計における収入・支出とは異なりますが、一般会計の収入を年収360万円（月収30万円）に換算した場合の家計簿を作成しました。

収入		支出	
基本給料（市税）	62,269円	家族全員に関すること（総務費）	24,519円
諸手当（分担金など）	161,503円	子どもに関すること（民生費）	75,996円
医療費や家の改修などに 対する助成金（国・道支出金）	40,204円	健康用品やごみ袋（衛生費）	38,487円
ローンなどの借入金（市債）	25,877円	家庭菜園（農林水産業費）	26,151円
貯金の取り崩し（繰入金）	10,147円	商店街のイベント（商工費）	9,528円
合計	300,000円	家の修繕、庭の管理（土木費）	24,424円
		災害の備え（消防費）	10,837円
		学費（教育費）	35,227円
		銀行ローンの返済（公債費）	51,242円
		その他	3,589円
		合計	300,000円

資産	
預貯金（基金）	443,076円
借入金の残高（市債残高）	5,037,442円

### 学校給食費

年間利用数	約22万3千食
利用者負担	小学生1食251円 中学生1食295円 高校生1食254円
収入	約2,282万円
支出(経費)	約1億6,628万円
市の負担	1食あたり 約643円

市内の全小中学校と東高校に学校給食を提供しています。利用者負担の給食費（食材費）とは別に、支出（経費）には施設の維持費や職員の人件費がかかります。



### 図書館の運営

年間 貸出点数	約9万点
利用者負担	無料
収入	0円
支出(経費)	約5,979万円
市の負担	1件あたり 約664円

図書館は建物の維持や図書の購入といった費用がかかっています。また、無料で貸し出しているため、利用者負担額はありません。



### 総合体育館の運営

開館日数	約350日
利用者数	延べ約6万人
利用者負担	小中学生無料 高校生 70円 一般 100円
収入	約212万円
支出(経費)	約2,563万円
市の負担	1日あたり 約67,000円

総合体育館は、アリーナとトレーニング室を備え、利用者から使用料をいただき運営しています。市内の小・中学生は無料で利用することができます。



# 第1章

# 健やかで豊かな心育むまちづくり

## 1 医療



- ① 病院医師・看護師修学等資金貸付事業 1,376万円  
卒業後に土別市立病院で勤務する意思がある方への修学資金の貸付を行うほか、看護師研究資金や医師就業支度金の貸付を行います。
- ② 市立病院設備更新事業 1,435万円  
院内の一部の部屋に空調設備を整備するほか、更新期を迎える自動ドアの更新を行います。
- ③ 市立病院医療機器整備事業 7,383万円  
鮮明な画像での網膜の診断が可能な検眼鏡や光学式の角膜圧等測定装置、内視鏡情報システムなどを整備します。
- ④ 開業医誘致助成事業 323万円  
地域医療を確保するため、市内の開業医に対し助成をします。  
【助成先】
  - ・しべつ整形外科クリニック
  - ・しべつ眼科
- ⑤ 上土別・多寄診療所整備事業 1,098万円  
上土別医院で使用する、医療事務システムが一体となった電子カルテシステムやポータブルX線撮影装置、画像読取装置などを整備します。

## 2 保健・健康づくり



- ① がん検診事業【拡大】 1,818万円  
がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診を実施するほか、がん検診web予約の対象を子宮・乳がん検診に加え、胃・肺・大腸がん検診を追加します。
- ② 母子保健事業【拡大】 927万円  
各種母子健診および妊娠中からの子育て支援に関する事業を行い、母子の健康維持と育児支援を行うほか、新たに、低所得妊婦の初回の産婦人科受診料を助成します。
- ③ 食育推進事業 16万円  
市民が健康で豊かな食生活を実践するために、「しっかり野菜349g(サフォーク)レシピ」の紹介など、食育を総合的に推進します。
- ④ 成人病健診センター・保健福祉センター整備事業 840万円  
成人病健診センター・保健福祉センターの空調設備と呼吸機能検査機器を整備します。

## 3 福祉・介護・社会保障



- ① 医療介護連携ネットワーク事業 1,847万円  
医療介護連携ICTの構築に向けて専門家を招き、6年度内の医療介護連携ネットワークシステムの導入と運用開始をめざすとともに、関係期間とのワークショップ等を実施します。
- ② いきいき健康センター介護予防事業 350万円  
60歳以上の市民を対象に、介護予防活動を推進する「いきいきクラブ」や「サフォーク元気クラブ」、「出張所サフォークジム」を実施します。
- ③ 介護従事者新規就労定着支援事業【拡大】 721万円
- ④ 介護従事者確保緊急支援事業【新規】 580万円  
介護従事者の確保および定着を図るため、事業者への助成や従事者の支度金・家賃などを支援します。
- ⑤ 除雪サービス事業 1,412万円  
除雪が困難な高齢者の安全確保のため、通路および屋根・軒下の除雪を行います。
- ⑥ 敬老バス乗車証交付事業 817万円  
満70歳以上の申請者に敬老バス券を交付し、高齢者の外出支援および生活の充実を図ります。
- ⑦ 心身障がい者ハイヤー料金等助成事業 262万円  
障がい者等の社会参加の促進と福祉の増進を図るため、ハイヤー運賃または、家用車の燃料代を助成します。
- ⑧ 障がい者在宅サービス事業 305万円  
在宅の障がい者が安心した暮らしができるよう、施設での入浴サービスや配食サービスなどを実施します。
- ⑨ 障がい者施設等従事者確保緊急支援事業【新規】 280万円  
障がい者施設等従事者の確保および定着を図るため、時限的に事業者への助成や従事者の支度金・家賃などを支援します。
- ⑩ 意思疎通支援者等要請事業【新規】 14万円  
聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、手話通訳者等の養成や要約筆記派けん時の負担を軽減します。

## 4 子育て支援



- ① 子どもの権利推進事業 **23万円**  
子どもの権利条例の理念に基づき、子どもの権利に関する市民への啓発や子どもの権利侵害に関する相談体制の充実を図ります。
- ② 保育士等確保対策就労支援事業 **10万円**  
保育士等の働き手不足を解消するため、市外から移住し一定の就労期間を経過した保育士等に就労助成金を交付し、人材の確保を図ります。  
(1年後：10万円、2年後：15万円、3年後：20万円)
- ③ 乳幼児等医療費給付事業 **5,695万円**  
子育て家庭の負担軽減のため、中学生以下の医療費の無料化を継続します。
- ④ 出産・子育て応援交付金事業 **837万円**  
全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、伴走型支援の充実を図るとともに、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に応援金を交付します。
- ⑤ 不妊・不育症治療費等助成事業 **【拡大】 38万円**  
不妊治療および不育症の治療を受けている夫婦に、治療費の一部を助成します。また、医療保険適用外の先進医療として実施される不妊治療も対象とします。
- ⑥ こども家庭センター事業 **【新規】 1,238万円**  
子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能は維持した上で体制を見直し、「こども家庭センター」として一体的な相談支援を行います。



## 5 教育



- ① 高校魅力化支援事業 **【拡大】 466万円**  
学校関係者や地域、行政が連携し、高校の魅力向上に向け、下宿費の助成を増額するほか、引き続き部活、探究学習などを支援します。
- ② 奨学資金貸付事業 **738万円**  
経済的理由によって修学が困難な学生または生徒に奨学金を貸与します。
- ③ 情報通信教育推進事業 **3,172万円**  
小中学校で使用するコンピュータの整備・活用および情報通信教育の推進を図ります。
- ④ 学校・家庭・地域連携協力事業 **669万円**  
学校と家庭、地域の円滑な連携・協働を推進し、幅広い地域人材の参画により教育環境の充実を図るとともに、地域の教育力向上を図ります。
- ⑤ 教育格差解消事業 **1,662万円**  
経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、学校給食費などを支援します。
- ⑥ 小・中学校整備事業 **3,812万円**  
老朽化に伴う機能低下を解消するとともに、計画的な改修工事を実施することで、施設の長寿命化を図ります。





- ① こども夢トーク推進事業 4万円  
未来を担う子どもたちが、士別に対する夢や希望を市長と語る場を設けます。
- ② 子ども議会チャレンジ応援事業 17万円  
市内中学生のまちづくりへの興味や関心を育み、身近な課題の解決策の発表、実践する形式とし内容の充実を図ります。
- ③ 士別まちづくり塾事業 33万円  
まちづくりの担い手としての人材の発掘と育成をめざした調査研究や交流により、若い力を発揮できる環境づくりに努めます。
- ④ 市民自主企画事業 23万円  
市民の自主活動（学習会、講習会、講演会）の機会拡大と各種団体およびサークルの活性化を図ります。
- ⑤ 高齢者学習推進事業 87万円  
高齢者の生きがいづくりを推進するとともに同世代の広い繋がりを構築します。
- ⑥ 市民総合文化祭事業 28万円  
文化活動の発表機会の場として市民総合文化祭を開催し、市民の文化活動の意識高揚と地域文化の向上を図ります。
- ⑦ サンライズホール開館30周年記念事業【新規】 300万円  
平成6年の開館から30周年を迎えるあさひサンライズホールについて、記念事業を実施します。
- ⑧ 市民スポーツ振興事業 2,662万円  
士別市スポーツ協会および朝日町スポーツ協会への補助を継続して行うほか、市内で開催されるスポーツイベントを補助します。

●主なイベントの開催予定

- 市民クロスカントリー大会 9月1日開催予定
- 士別スポーツウィーク 6月15日～23日予定
- オリンピック教室 未定

第2章

魅力と活気あふれるまちづくり

7 農業・林業



- ① 農業農村担い手支援事業【拡大】 603万円  
就農研修者・新規就農者・新規参入者など、地域と一体となった担い手の確保・育成・支援を図るほか、農業人口減少対策にかかる調査研究を行います。
- ② 経営所得安定対策推進事業【拡大】 536万円  
士別市農業再生協議会へ助成等を行うほか、会計年度任用職員を新たに雇用し、経営所得安定対策事業の円滑実施を図ります。
- ③ 甜菜作付振興事業【拡大】 4,292万円  
「甜菜」の振興に向けて、面積の確保・拡大に取り組み、引き続き良品質原料の安定生産を図るほか、甜菜肥料価格高騰対策として新たに補助します。  

- ④ 農業農村整備促進費活用事業 1億600万円  
道営農地整備事業の推進に向け、関係機関と連携するなかで着実に事業を推進します。
- ⑤ 畜産担い手総合整備事業 1,456万円  
（公財）北海道農業公社が事業主体となり、市内の畜産農家が4年度から7年度までの4か年事業として、基盤整備・施設整備を行います。
- ⑥ めん羊振興事業 1,157万円  
めん羊生産基盤の確立や羊肉のブランド力向上、新規飼養者の確保等により、経営の安定化や観光の振興を図るとともに、羊のまち士別としてのまちづくりを推進します。  

- ⑦ 市営牧野整備事業 1,185万円  
市営大和牧場の給水設備の更新および修繕を実施するとともに、飲用水の運搬を行い、放牧飼養の管理体制を確保します。
- ⑧ 森林整備促進事業 3,546万円  
森林環境譲与税（森林整備基金）を活用し、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みをすすめます。



- ① 事業承継支援事業 16万円  
セミナーの開催をはじめ、「事業承継」に向けた官民一体となった支援や相談体制の確立を図ります。
- ② 地域循環型住宅リフォーム促進事業 1,832万円  
地域内で経済を循環させる仕組みのづくりの一環として、住宅改修への助成事業を行い、地域経済の活性化を図ります。
- ③ 地域循環型住まいづくり促進事業【新規】 1,833万円  
地域内で経済を循環させる仕組みのづくりの一環として、住宅新築の工事費を助成し、ゼロカーボン対策等の各種取組に応じて補助金加算やサフォークポイントを付与します。

基本



市内事業者での新築  
100万円

+

加算  
 北方型住宅ZERO  
50万円

加算  
 住宅完成見学会  
30万ポイント

加算  
 子育て・若者世帯  
30万ポイント

- ④ ラブ士別・バイ士別運動推進事業 225万円  
郷土への愛着や連帯感の醸成と地元消費拡大等による地場産業の振興を図る「ラブ士別・バイ士別運動」を展開します。

- ⑤ 中小企業振興条例促進事業 2億6,409万円  
(商店街活性化事業 876万円)  
商店街活性化イベントへの補助や空き店舗活用事業、店舗改修を補助します。  
(新規チャレンジ支援事業 60万円)  
事業者が行う新商品開発や新たなサービス提供に対し助成します。  
(人材育成研修事業 74万円)  
企業外研修等への派遣や資格取得に要する経費を負担した中小企業に費用の一部を助成します。  
(認定職業訓練事業 30万円)  
職業能力開発や資質向上に向けた認定職業訓練の運営に対し、費用の一部を助成します。  
(雇用奨励促進事業 180万円)  
新たな雇用に対し、経費の一部を助成します。  
(新規開業等支援事業 500万円)  
開業初期の経営安定化資金を助成します。
- ⑥ 起業フォローアップ・経営支援事業 165万円  
地域に根ざした事業者の育成のため、市内での起業をめざす若者や女性の取り組みに関する支援を行うとともに、起業や事業承継して間もない市内事業者への持続的経営に向けた支援を行います。



- ① 観光誘致宣伝活動推進事業 327万円  
広域連携による観光客の安定誘致に努めるとともに、観光ニーズの変化・多様化に対応した「着地型観光」を推進します。
- ② 観光振興委託事業 570万円  
観光振興事業等をまちづくり士別株式会社に委託し、さらなる地域経済の活性化を図ります。
- ③ 観光イベント推進事業 808万円  
魅力的な賑わいの場の提供や、観光の振興を図るため、イベント経費の一部を助成します。

- ④ 岩尾内観光施設整備事業 113万円  
岩尾内湖白樺キャンプ場の有料化に伴い、新たに券売機等を設置します。



## 10 合宿や企業誘致



- ① スポーツイベント開催事業 1,157万円  
 土別ハーフマラソン大会やホクレンディスタンス  
 チャレンジ土別大会等を実施します。  
 また、破損や老朽化が進んだイベントテントを更新  
 します。
- 本年度に土別市で開催される主なスポーツイベント  
 ・サフォークランド土別ハーフマラソン大会  
 ・ホクレンディスタンスチャレンジ土別大会  
 ・朝日ノルディックスキー大会
- ② スポーツ合宿推進事業 1,192万円  
 将来を見据えた効果的な招致活動を展開し、「ス  
 ポーツ合宿の里づくり」の推進を図ります。
- ③ 朝日三望台シャントゥエ整備事業【新規】 6億733万円  
 平成10年の大規模改修から25年が経過し、老朽化  
 が進むランディングマットや施設全体の大規模改修を  
 行います。  
 ・機械、計測設備工事 8,699万円  
 ・ミディウムヒル 3億4,296万円  
 ・スモールヒル 1億7,738万円
- ④ スポーツ合宿センター整備事業【新規】 1億587万円  
 開業から26年が経過し、施設及び関連設備において  
 老朽化が著しいことから施設の改修を実施し、利用者  
 へのサービス向上と施設の長寿命化を図ります。
- ⑤ 企業誘致推進事業 234万円  
 本市の地域特性や特定遊休財産を利活用した企業誘  
 致プロモーション活動を展開するとともに、立地企業  
 との連携を推進します。
- ⑥ 立地企業連携事業 53万円  
 ・トヨタ健康ウォーキング ・ダイハツ地域密着PJ  
 ・三協精器工業ハネ工場見学会 ほか



## 11 環境・エネルギー



- ① ゼロカーボン推進事業 31万円  
 土別市地球温暖化対策実行計画に基づき、ゼロカー  
 ボンシティの実現に向けた取り組みを進めます。
- ② 環境対策事業 9万円  
 将来的なゼロカーボンの実現に向け、地域の環境保  
 全および温室効果ガス削減などの、環境に配慮した取  
 り組みを行います。
- ③ 環境センター整備事業 1,216万円  
 ごみの減量化や再資源化などの中間処理を安定的に  
 行うため、粗破砕機の消耗品を更新します。
- ④ し尿処理施設整備事業 6,640万円  
 土別市一般廃棄物処理基本計画に基づき、し尿処理  
 施設の電気・機械設備を更新します。
- ⑤ バイオマス資源堆肥化施設整備事業 4,902万円  
 老朽化した機械や更新期を迎える機器を計画的に更  
 新し、安定的なごみ処理機能を確保します。



## 12 住宅・情報通信・道路



- ① 季節移住対策事業 15万円  
 新しい居住施策の構築に向けて調査をすすめること  
 もに、引き続き、季節移住政策のあり方の検討をすす  
 めます。
- ② 公営住宅ストック総合改善事業 9,562万円  
 「土別市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、ス  
 ック改善事業を実施します。  
 ・多寄団地3・4棟屋根・外壁塗装  
 ・曙第3団地屋根・外壁塗装  
 ・曙団地（グリーンヒルズ）屋上防水改修
- ③ 市道整備（単独）事業 1億7,370万円  
 ・市道改良および舗装  
 路盤改良 2路線 総延長265m  
 補修 2路線 総延長308m  
 舗装新設 5路線 総延長785m ほか
- ④ 市道整備（補助）事業 5,900万円  
 茂志利トンネルにおいて、不点灯箇所の解消と災害  
 時の消費電力抑制を目的にトンネル照明のLED化工事  
 を実施します。
- ⑤ 除雪機械整備事業 6,514万円  
 朝日地域において安全な生活路線を確保するため、  
 老朽化が著しい除雪機械を更新します。
- ⑥ 橋梁整備（補助）事業 1億1,363万円  
 ・橋梁長寿命化  
 目視点検 103橋  
 工事 4橋  
 実施設計 1橋 ほか

## 第3章

# 市民の力で未来へ歩むまちづくり

### 13 人権・男女共同参画



- ① 男女共同参画社会推進事業 21万円  
男女共同参画推進条例や行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を行います。
- ② 困難な問題を抱える女性支援事業 3万円  
DV等被害者からの相談体制整備を目的とした研修を行うほか、各種啓発活動を行います。

### 14 コミュニティ



- ① 自治会活動補助事業 1,918万円  
自治会活動経費および防犯街灯のLED化経費の一部を助成します。
- ② 花いっぱい運動推進事業 236万円  
自治会と協力し地域に花を植えることで、街並みの美化とコミュニティの活性化を図ります。

### 15 地域間交流・移住



- ① 国際交流・地域間交流事業 372万円  
姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市や友好都市みよし市との交流活動をはじめとする国際交流・地域間交流を推進します。
- ② 人材育成・文化振興事業 180万円  
市民や地域グループが、自主的に取り組む文化・学習事業や交流促進事業を支援します。
- ③ みよし市・川内村小学生交流事業 209万円  
友好都市である愛知県みよし市や絆づくり協定都市である川内村と、小学生の相互交流を行います。
- ④ 移住定住促進事業【拡大】 1,170万円  
「移住ナビデスク」や「ふるさとワーキングホリデー」を引き続き実施するとともに、新たに個人向けワーケーションの誘致などを行います。
- ⑤ 地域おこし協力隊活動事業【拡大】 5,843万円  
都市部の若者等を「地域おこし協力隊」として委嘱し、地域課題の解決に資する取り組みを展開するなかで定住・定着をめざすほか、新たに短期委嘱の「お試し協力隊」の受入を開始します。
- ⑥ 「まちの地域力」推進事業 125万円  
「地域力」を活かしたまちづくりを進めるため、市民団体等が行う公益的な活動を支援します。  
また、市民団体等のイベントスタートアップ支援として、経費の一部を支援します。
- ⑦ 奨学金返還支援事業 307万円  
若者の地元への就業および定着を促進するため、大学等を卒業後に土別市に定住し、就業する方に対して、在学中に貸与を受けていた奨学金を返還するために要する経費を一部支援します。



### 16 都市計画・交通



- ① 地域公共交通総合対策事業 140万円  
「地域公共交通網形成計画」に基づく持続可能な交通ネットワークの構築に向け、将来を見据え交通の高度化に取り組みます。  
・地域公共交通活性化協議会への補助  
・地域公共交通維持・推進  
・武徳東雲老人クラブ送迎タクシー運行業務委託  
・小中学生バス半額助成事業



- ① 防災対策推進事業 1,030万円  
 防災拠点における非常食等の備蓄、土のうステーションなど、防災に必要な資材の整備のほか、共助体制の確立に向けて避難共助計画を策定します。
- ② 土別地方消防事務組合負担金（整備事業） 1億4,004万円  
 老朽化した水槽付ポンプ車および緊急通信指令システムを更新します。
  - ・水槽付ポンプ車 1億1,472万円
  - ・緊急通信指令システム 2,532万円

## 第4章

## 行政・財政

### 18 広報広聴



- ① 広報広聴活動事業 2,800万円  
 「広報しべつ」の作成・配付、土別市ホームページの運用・保守業務を委託し、効率的な情報発信を行います。あわせて、スマートフォンなどで気軽に情報収集が行えるよう、しべつ暮らしナビの配信を行います。

### 19 電子自治体



- ① デジタルトランスフォーメーション推進事業 3,348万円  
 BPR（業務改革）や行政手続きオンライン化など、国が推進する自治体デジタルトランスフォーメーションの取り組みを推進します。
  - ・施設予約システム導入 646万円
  - ・基幹システム標準化・共通化 2,570万円  
 など
- ② 情報管理事業 8,793万円



### 20 持続可能な行財政運営



- 財政の健全化  
 財政健全化実行計画に基づく各種取り組みをはじめ、抜本的な「体質改善」を断行することで、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立します。
- 特定遊休財産の利活用、普通財産の売却  
 特定遊休財産の利活用に向けて公募をすすめるとともに、普通財産の売却を目的とする土地の用地確定測量等を実施します。
- 公共施設の再編、運営の最適化  
 時代に合った公共施設の再編と管理運営内容の最適化を図ります。
- 組織機構の適正化  
 社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応した組織機構の改革や事務事業の再編とともに、定員の適正化を図り、効率的で質の高い市民サービスの提供に努めます。
- アウトソーシングの取り組み  
 指定管理や外部委託など、民間のノウハウの活用が見込まれるものについて、引き続き検討をすすめ、コスト縮減や市民サービス向上に努めます。



---

## 令和6年度 士別市 わかりやすい予算書

---

- 発行年月 令和6(2024)年3月
  - 発行・編集 士別市総務部財政課  
〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地  
電話 0165(26)7788 FAX 0165(22)1934  
メール zaiseika@city.shibetsu.lg.jp
  - 士別市ホームページ <https://www.city.shibetsu.lg.jp>
-